

特112

221

政治學要綱 完

東京明治堂發行



始



村瀨武比古述

政治學要綱 完

東京 明治堂 發行

特112
221



政治

學

西

網

明治大學
教授 村瀨武比古 述

大正
15. 2. 6
内交

政治學要綱 目次

第一講	小宇宙	一
第一節	學	一
第二節	科學之哲學	二
第三節	政治學之定義	四
第四節	政治學之推展	六
第五節	政治學之必要	九
第六節		二
第二講	國家之性質	八
第一節	國家概念	八

第三講	國家之起源	二五
第一節	社會契約說	二五
第二節	說理論之應用	三二
第三節	神權說	三八
第四節	權力說	四五
第四講		
第一節	國家之人格	五二
第二節	主權	五四
第五講	國家之目的	六一
第六講	政體	六九
第一節	民主之分類	六九
第二節	共和主義	七三

第七講	統治權 / 分布	三
第七一節	分權	七九
第七二節	分權 / 評價	九一
第八講	近代國家	九七
第八一節	序說	九七
第八二節	近代國家	一〇〇
（以下要致印刷誤リニ付御覽恕ヲ乞フ）		
第九講	神權政治	一
第十講	社會的國家概念	二七
第十一講	政黨政治ノ実態ト論理	五九

政治學要綱

明治大學教授 村瀨武比古述

第一講

第一節 小宇宙

Smell - the state is the microcosm of the whole human process
Letzte Naturkosmos. Jdeen zur Naturgeschichte und Geschichte der Menschheit -

宇宙が全体デアルト云フコトハ常識ノ人モ專問ノ人モ疑ハナクナツタ
 此ノ認識ハ自明ノ真理トシテ我々ノ内ニ存在シアナル之レヨリシテ人
 間界ハ一個ノ小宇宙ダト謂フコトガ出來ル而シテ一切ノ宇宙ハ組織的
 關係ヲ作シ、各々自己存在ノ理由ヲ具シテ進化スル殊ニ其ノ生物的進化

ハ完モ一切ノ遊星系統ノ秩序ヲ太陽ガ中心トナツテ決定スル如ク、人間
ガ中心トナツテ促シテ居ル、而シテ或ル時ハ目的トシテ又或ル時ハ方法
トシテ人間ハ理想ナルモノヲ樹テ人間生活ノ統一的普遍化ニ於テ高級ナ
ル發展ヲ物セントスル其心ニ必然的ニ研究ト批判カ伴ツテ来ル、是レ
ハ宇宙ト俱ニ無限テアル、即チ十方三世ニ亘ツテ際涯ガナイ、併シ夫レ
ハ皆悉ク自我ノ内ニ包含サレテアル此ノ意味ニ於テ宇宙ノ認識トハ自我
ノ認識ダトモ考ヘラレル、即チ小宇宙タル自我ハ同時ニ大宇宙テアル、
斯クテ宇宙ハ始デアリ、終デアリ之レヲ實現スルモノハ自我デアルト謂
ヒ得ル、而シテ自我ハ創造的無ノ本体テアル、随ツテ我々人間ノ發展ハ
自我カ自我ニ勵クコトデアリ、創造的無ヨリ來ツテ創造的無ニ返リ行ク
コトデアアル。

第二節 學

學トハ何ゾマト爾來疑ワタ人ガ教マアル、其ニナ事ヲ一口ニ答ヘヨウ

トスルカラ骨カ折レル、夫レハ数千年以來ノ問題トモ云ヘル、夫レニ人
間ハ常ニ同一狀態ニ止ツテ居ルモノデアイカラ、學ノ定義モ人間ノ發展
ト共ニ變化サレネハナラナイ、殊ニ人間トハ何ゾマカ未ダニ解決サレズ
半バダケ様サレテ居ルマウナ形デアルカラ、尤ンマ其ノ一部ノ人間ノ事
タル學ニ絶對的ノ定義カ其ヘラレテキナイノモ當然デアアル、マタ學同ニ
於ケル方法ニ就テモ是レハト云フ王道モ無ケレバ各人ノ思考ニ委ヌヨリ
術カ無イ

併シ斯ク考ヘルト智識ノ客観性ハ我々ヨリ奪ヲ消シテ了ラ訊ニナル、
隨ツテ夫レテハ學ノ成立ヲ要求スルコトハ出来ナクナル、ケレドモ學ハ
成立スベキモノデアアルシ、マタ確然ト現存シテキル、此故ニ定義ナケレ
ハ學無シトハ謂ヒ得ナイ、サレバ良義ハ學ノ研究上一般概念ヲ得セシム
ルタメニ妥當的ナレバ可イ、茲ニ於テ學ノ定義ヲ下ス、學トハ智識ノ系
統的統体ナリ。
眞理発見ノ方法ハ研究ノ目的ト其ノ對象ノ性質トニ應ニテ異ナル之

レヨリシテ各ノ差異カ生ズルノデアアル、故ニ哲学ノ普通的方法 *Wissenschafts-*
methodische ガ一般ノ學ニ適合スルコトハ不可能デアラヌハナラヌ
殊ニ近代文明ノ第一原理ガ作用的ニ識別スルコトニ在ル以上ハ學ノ成立
要件亦自ラ異ラザルヲ得ナイ

第三節 科學ト哲學

科學ハ其ノ態度ニ於テ學問ノ為メノ學問デアリ 哲學ハ人生ノ為メノ
學問デアル。

固ヨリ兩者共人生ノ為メナラザルハ歎ケレド科學ハ人格ヲ對象トセズ
シテ研究ヲ鏡ケテ哲學ハ人格ヲ對象トシテ研究ヲ鏡ケル、科學ハ現實ノ世
カ対象トナリ哲學ハ理想ノ世界カ対象トナル。科學ハ事實ノ分析ニ成リ
哲學ハ價值ノ認識ニ成ル

科學ハ機械的因果ノ法則ヲ發見セシガ為メニ組織サレタモノデアアル。
而モ一定ノ原理ヲ靜的ニ考ヘテ其ノ原理ノ上ニ統一ヲ図ラントスルノデ

アル。

サレド此原理ナラモノハ外的條件ニ依リ成立スルカ故ニ事悉其自ラノ内
ニ存在スルモノデアハナイ、故ニ科學ニハ自律的創造ハ無イ答デアル。唯
カ其ハ如何ニシテ此ノ問題ニノミ答ヘルモノデアアルカテ自然認識的ニナル
ヲ免レヌ。哲學ニ於テハ論理的説明ノ内ニ判断カ行ハレ先天的性ノ働キ
トシテ進化ノ自則カカ出テ来ル。又其ハ客觀的必然性ヲ要求シ主觀的部
分的ナル粘土細工ノ如キ智識ヲ要求シナイ、此故ニ哲學ハ先驗的論議ノ
以テ自ラノ任務トスルハ是レ普遍性ノ所産デアアル、此ノ意味ニ於テ
哲學ハ理性ノ自己信頼ヨリ先驗スルヨリ外ハナイ、

Notz - Lotze ハ哲學ヲ *Selbstvertrauen* oder *Vernunft* ヨリ
出發スルヨリ外ナントシ大衆而上等ノ討論ニ於テ當時ノ認識論通直ノ風
潮ニ對シテ切ルバ中モノカ火シモノナリ時ニ小カバカリ始終磨イテ居ルノ
ハ退屈ナ仕事カ

das bedauerliche Wetzen der Messer ist langweilig,

Wenn man nichts zu schweigen verliert + 諷刺

更ニ哲學ハ學ガベキモノデアナク、考ヘルコトデアルトモ謂ヘル、即チ
aufzudecken 直考スルコトニ在ル、併シ批判哲學ノ原理ハ全マテノ科
學的認識ノ必然的前提タル純粹ニシテ嚴密ナル System 又ハ形式的理
性、必然性ノ概念ニ在ルノダ

第四節 政治學ノ定義

人類ハ旅立ヲシテカラ可成リ長キ時間ヲ費シテ來タ、其ノ間ニハ歡樂
ト悲哀カ時ヲ變ヘ所ヲ變ヘテ深キニ演セラレタノデアアル、ソシテ遂ニ國
家トシテ地点ニ着イタ此ノ國家ニ関スル研究ノ一部カ政治學デアアル、即
チ政治學ハ國家ノ政治的爭奪ノ性質的説明ニシテ其ノ研究ハ横へ横へト
擴テテ行ク、サレハ政治學ハ國家ノ空間的研究トモ考ヘラレル、ソコデ
政治學ハ何処マデモリノ研究方法ニ於テ科學デアラネハナラス、政ニ政

治學ハ絶対性ノ原理ノ上ニ築カルベキモノニ非ズシテ相對性ノ原理上ニ
築カルベキモノデアアル

爾來政治學在ルヲ知ツテ政治哲學アルヲ認メザリシ者ガ勘ナクナカワタ
ケレ共、些トモ現代ニ於テ哲學ト科學トノ概念カ明白ニサワテ來タ以上
此処ニ政治學ノ政治哲學ト異ナル所以ヲ知ルニ到ルノデアアル。

例ヘバ $22O_2 + I_2 = 2SO_2 + H_2O$ ナル式カ如何ニシテ硫酸ノ製造サレルカ
ヲ示スカ如ク政治學モ亦國家消長ノ原因結果ヲ明カニスル説明ヲ出テナ
イノデアアル、故ニ國家現象ノ分析的研宥ハ政治學ニ屬シ國家理想ノ先驗
的論究ハ政治哲學ニ屬スノデアアル、即チ政治學ハ國家ノ政治的 Sein
ヲ對象トシ政治哲學ハ國家ノ政治的 Sollen
ヲ對象トスル

[註]

(1) 政治學ハ國家ニ関スル一切ノ現象ヲ包括シテ研究スルカ故ニ其
ノ範圍頗アルカオリシカ其後漸次ニ分科シ近代ニ至リテ經濟學公
法學ハ其ノ範圍ヲ脱スルニ至リタ。

(18)

國家ノ研究ハ純理的方面ト廣用的方面トノ二何ニ分ツ
純理的研究目的ノ方面ハ法則ノ認識ニシテ廣用的方面ノ研究ハ純理
的研究ノ結果ヲ利用シテ人類ノ目的ヲ達セシメ得ル方法ニアル。
現今政治學ト社會學トハ逆比例ヲナスガ如ク傾向ヲ呈スルモ實際ハ
然ラズシテ互ニ調和シテ行クモノアル。

研究其ノモノヨリスレハ社會學ガ政治學ノ範圍ニ入り込ミ政治學ガ
社會學ノ範圍ニ入り込ムコトハ毫モ咎ハベキニ非ザレド學問成立ノ
意義ヨリスレハ互ニソノ限界ヲ明カニシテオク必要ガアル
故ニ其ノ介限ヲ規定シテ政治的研究ト社會的研究トノ調和ヲ維持ス
ベキアル。

然シテテ國家モ又一箇ノ政治的社會的研究ノ方法ガ政治學ニ取入レ
ラレルノハ無理ナラザルコトニナル。論此處ニ到レバ政治學ノ定義
ヲ下セバ政治學トハ國家消長ノ因果的説明トハ國家消長ノ因果關係
ヲ明カニスルコトアル。尤モ政策ノ基礎ヲ論ズルコトヲモ政治學

ノ任務ニ取リ入レテ考へル者モ在ルガ自分ハ亦テ考へ中アル。

第五節 政治學ノ推移

Plato が哲人王位ニ在ッテ國治メテ治ルヘシト云ヒンガ如ク古代希臘
ニ於テハ哲理の考案盛ニ行ハレ國家性質ノ説明 國家政策ノ論議ハ皆
這般ノ方式ニ依ッテ為サレタ。夫故 希臘ニ於テハ事實的觀察ヲ經テ正
當ナル推理ヲ陳セン如ク見ユルモ突ハ然ラズ 何トナレハ彼等ハ國家ノ
理想或ハ理想的國家ヲ説キシガ故ニ当然政治モ亦理論的ニ研究サレタノ
デアル。加フルニ當時ハ都市國家散在シテ人類ハ社會的生活ヲ營ム本ガ
近世國家ノ如ク形態ヲ備ヘザリシニ依リ社會概念ト國家概念トノ別明カ
ナラズ 隨ッテ政治學ハ唯テ國家現象ノ講究ヲ意味シ、國家經濟ノ説明
國家ノ法規的説明 純正國家ノ事實的説明等ヲモ悉ク政治學ニ包含サレテ
升タ サレハ近代ノ特色タル科學的説明ノ存在セザリシヲ推察スルコト
ハ左迄難クハナイ。唯テ Aristotle が科學的研究ノ基礎ヲ築イタト云

ハレル位テアル 併シ数千年前ノ当時ニ於テ斯ク Aristotle が斯ク科學的形態ヲ組織シタト云フコトハ實ニ其ノ時代ノ投射燈タリシノミナラズ現代ニ於テモ亦仰ギ見ル可キデアアル 是レ彼ガ科學ノ祖ト言ハレル許リテナク 殊ニ政治學ノ祖ト云ハレル所以デアアル
 其後希臘榮枯ノ運ニ遭ヒ羅馬新興國家ノ榮ヲ増フニ至ルモ軍國主義ノミ旺盛ニシテ深遠ナル學ヲ求ムル念ニ乏シカリシ羅馬人ハ法律ニ於テ鳴リ權利義務ニ於テ後世ノ本鐸タリシガ政治學ニ於テハ振フ所歟カツタノデアアル 唯ダ Plato Aristotle ノ論ゼシ政治分類ヲ為シ幾ニ政體ノ循環説ヲ物セシ Polybius ノ出デタルト Plato ニ倣ヒテ物セシ政治ノ哲學的專業ノ主 Cicero ヲ學ゲ得ルノミデアアル
 備考

1. Polybius premises the classification of governments set forth by Plato and Aristotle, and also evinces a normal cycle

in which these different systems succeeded one another in history Summing Political Theories Ancient and Medieval p. 115

2. In the De Republica he seeks to set forth the conception of an ideal state as Plato had done in his greatest work which 119-120

中世ニ至ッテ政治學モ亦活氣ヲ失ヒシ如クデアアル 偶國家ノ性質ニ對シテ學理的説明ヲ加フル者ガ在ワタトハ言ハ多クハ宗教的的色彩ヲ有シ正シキ標準ヲ以テ樹テラレシ政治學ハ稀デアアル 蓋シ當時ハ俗界ニ於テ王權増權ノ紛争著シクシテ直接之レニ關係ナク向來ハ世人ノ耳目ヲ聳タシムルニ足ラナカワタ 隨ッテ王權ニ權ノ反目スル禍ニ捲キセマレ
 A quinas 及び Cante ノ如キモ時代思潮ヲ脱スルコトヲ得ナカワタ

Manuel de Paderne (1870-1972) 独り超然トシテ時代を
 潮ニ祭マバ悠々 *Aristotle* ノ學風ヲ襲フテ其ノ命脈ヲ繋グモノガ在ッ
 タケレドモ夫レスラ政治學上ノ燈炬タリ得ナカワタ
 然ルニ近代科學ハ万能ノ勢ヲ以テ君臨シ人心ヲ征服スル所履ル多ク
 殊ニ政治上ノ事態ハ研究者ノ態度ヲ別致シ *Machiavelli's Machin* ノ
 先驅ノ旗ヲ繼シテ新機軸ヲ劃シ *Koeko* & *Hobbes* ノ起ツテ君民ノ權
 利ヲ説クアリ。又 *Burke* . *Montesquieu* ノ顯ハレ更ニ *Bentham* -
Mill ノ天才ヲ發揮スルアリテ政治學ハ空前ノ歩ヲ進メタ 殊ニ最近
 ニ於テハ *Freilichke* ノ如キハ大ニ見ル可キモノナラズ

第六節 政治學ノ必要

人往々ニシテ論理ト事實トハ相違スト言フモ其ハ論理ト事實トヲ別々
 ニ離シ以テ抽象化スルニ由リテ生テ來ル誤謬ナラズ 若シテガ論理ガ
 事實ヲ離シテ存在シナイコトヲ知ルナラハ論理ナルモノハ空ニテ机上ノ

空論ニアラズ將テ現實性ヲ致ケルモノナラシムコトナリ 此故ニ人間ハ一々事實
 ノ分析等持タズンテ論理ニ頼ルコトガ出來ル 餘驗、累積ニ依リ生シタ
 ル法則ノ如キモノハ全ク此ノ理由ニ依ルノデアアル サレバ法則ヲ發見ス
 ルコトノ如何ニ重要ナルカハ今更喋々ヲ要ニナイ サレバ智識ノ爲メニ
 智識ヲ未ムルモノニシテ其ノ智識ヨリ生ズル結果ノ如何ヲ見テ純理研究
 ノ評價ヲ爲シ得ナイノデアアル 人間ハ理性ノ發達ニ伴ヒ現象ニ対スル精
 密ニシテ組織的ナル説明ヲ尋求スル 政治學モ亦此要求ニ應セントスル
 者ナラズ

理論ハ事實ノ存在ニヨリヨリ多ク其ノ確實性ヲ明カニシテ行ク 同様
 ニ政治學モ亦政治現象ニ依リ其ノ價值ヲヨリ多ク明カニシテ行クノデア
 ル 而シテ政治現象モ亦專スルニ人間ヲ離レテ存在ス可クモナケレバ其
 ノ政治現象ノ性質ニ於ケル價值ハ國民ノ政治的訓練ニ非常ナル關係ヲ有
 ツテアル

此故ニ社會現象ニシテ且ツ宇宙現象タル政治現象ニ対スル研究ノ興味

ヲ人々ニ持タシムル事ハ国家ノ一本務デアアル 是レ政治ノ進歩ヲ因ラン
為メデアアル

政治現象ノ理解力ハ狭ニ國家ノ事件ヲ觀察シ記憶スルコトニ因テ獲得
サルベキモノデアナイ、夫故我々ハ其ノ能力ノ適當ナル陶冶ヲ修養ニヨ
リテナン子ノ觀察ト批判トノ正シキ標準ヲ立テホバナラズ、宣敎ノ修養
ト標準トガ政治的教育ノ目的デアアル

政治的現象ニ對スル人民ノ理解ハ政治的教育ノ發達ヲ促シ、政治的教
育ハ政治学ニ負フ所頼ル甚大デアアル 例ハハ彼ノ *Ramsey Macdonald*

ガ政黨ニ立ツテ英國社會党將々労働党内閣ノ名ヲ贏チ得シ時ニモ英國ニ
ハ何等強弱起ラズ、ヨリ多ク人道的色彩ヲ増シタノデアアルガ是レ全ク英
國民ノ多年歴史ヲ通ジテ獲得セシ政治的訓練ノ致ス所デアアル 此ノ故ニ
英國ニハ比較的政学發達シテ兩國ノ比ノ學理的原則ニ據リシモノハ
勸クナイ、然ラテ歐米ノ政黨殊ニ現下ニ於テ立憲制ノ必須條件トモ認メ
ラレル政黨ハ必ズ一國ノ主義主張ヲ有シ政策上ハ機會ニ應ジ變化ヲ来ス

トモ其ノ根本的精神ニ於テハ全ク不変ナルモノガアル 是レ研究ト批判
ヲ俟ツテ成リシ政学ニ依ル新多大デアアル。

國家ニハ同法ガアル 故ニ國法ナケレバ國家成立セズト云フモ不可ハ
ナイ、政治ハコノ法律ヲ俟ツテ實現サレル 是レ近代政治國ノ特徵デア
ル。サレドマ多ク此ノ法律ハ政治ノ目的ヲ實現スル一側ノ手段ナルガ故ニ
法律ノ研究ガ政治的教養ヲ助ケル所ハ論ヲ俟タナイ、國家ノ法律的研究
ハ政治的智識ノ圓滿ナル發達ヲ期スル上ニ致ク可カラサルモノアルヲ法律
學ハ其ノ性質上比較的ニ形式學ニ屬スル。隨テ其ハ論理ノ一貫ニ主眼
ヲ置キ事實ノ内容ヲ省ミ憲法ノ法律的研究亦多ク此ノ類ニ屬シ其ノ本質
及ヒ利害等ノ説明ヨリハ寧ロ現存憲法ノ牙直ナキ説明ヲ主トシテ認テ
國家ノ法的説明ハ其ノ政治的説明ヲ参照スルコトニ依リ非常ニ得ル所カ
アル、ケン共此等兩者ハ必ズ一致スルモノデアナイ、夫レハ政治ハ恒
ニ法律ニ先行スルガ故デアアル、法律ハ一面保守性ヲ持シ政治ハ進化性ヲ
有スル國家ニ關スル研究中政治學ハ事實的政策的説明ヲ以テ其ノ目的ト

シテヲル。

若シ政治ハ法律ニ先ツトスル原理カ肯定サレルナラバ法律学者ノ依リシ法律ノ如キニ非ザル憲法ニテ政治ノ後ニ来ルベキモノデアラハナラヌ又殊ニ憲法ハ政治ノ所謂政治生活ノ全体的反映デアアル。併シ之レノニ依ツテ国家活動ノ真相ヲ確ク得テイノデアアル。

備考 憲法ハ政体ヲ規定スル。而シテ該憲法ハ国民ノ全政治生活ヲ知ラシムルモノトハ言ヘヌ。現時モ見ル如ク政治現象ニシテ憲法ノ規定ニ当テ徴ラザルモノカアル。政党ハ其カ自党ニ有利ナル時 憲法適用ノ正ヲ説キ有利ナラザル時ハ憲法違反ト目フ。蓋シ之レ辭解ノ如何ニ拠ルモノナレド政治現象ハ憲法ノ面上ニ来ラザルコト往々アルニ由ル。

名實一致セル政体ヲ有スル国莫クナシ。羅馬ノ帝制トナルマ尚ホ共和制ノ残骸ヲ存シ日本憲法ニ政党ノ実見エズシテ今マ其ノ勢力ノ重要ナルカ如キハ此ノ例ヲテアル。

抑モ政治思想ハ文明ヲ如何ニ導クカノ問題デアアル。即チ文明ノ進路ヲ決定スル羅針デアアル。此ノ故ニ政治思想ニシテ誤ランカ忽チ自國ノ悲運ヲ来シ果テハ世界ノ文明ニ多大ノ損失ヲ與フルニ至ル。佛蘭西革命ハ其ノ好例ニシテ *Beccartes* *Arimaga* 等ヲ直通セル合理主義ノ中毒デアソタ。自由平等ハ彼等哲學此ノ數理的な世界觀ニ基クモノニシテ且ツ物權兩者ノ關係内ニ破壞的分裂ヲ遂ケタモノデアアル。馳テ該ノ破壞思想ノ銳矢カ文明ノ遺物ニ的中スルマ民衆ヨリ讚美ノ聲湧キ該思想ヲ中心トスル團結者ヲ生ジタ。然ルニ一タビニ部會ノ百集サレルマウニナリ。彼等ハ一個ノ政治的團體トナツテ現ハレ則チ政党ノ形式ヲ具備シタノデアアル。是レ哲學者ノ思惟セル政治的理想カ現實ニ具体化シタノデアアル。而カモ是等ノ哲學及ヒ倫理思想カ政治的實現ヲ遂ケ尚ホ其ノ進行ヲ停止セズシテ政治的社會組織ニ通入セルカ故ニ可燃性ノ物質ハ火ヲ發シ風ヲ呼ビテ下界ハ慘状ヲ呈シタ以之觀之政治學ノ正当ナル研究カ如何ニ困難ニ關係スルカハ明瞭トナルノデアアル。

備考 旧権力ノ火災以前ニ政治思想ハ

Plato - Rousseau - Robespierre
Aristotle - Montesquieu - Mirabeau
系ヲ成シテキタ

第二講 國家ノ性質

第一節 國家概念

前示体现サレタル種々ノ要素ヨリ政治科学 學術語ニ於ケル國トハ何
ヲ意味スルカニ関シ確定ナル概念ヲ対照シテミヨウト思フ 左列ハ國家
ノ一般的構成要素デアル

- 一、領土
- 二、人民
- 三、統一

四、組織

附加

是等ノ要件ハ Bluntschliニ依ツテ陳述サレタ而シ彼ハ要件
トシテ主權ナルモノヲ加フゾキコトヲ主張シタ、此ノ主權ハ統一
ト組織トノ結合ヨリ成ルモノデアル、

是等ノ要件ヲ順次要路考試スルノガ第一ノ企圖デアル。一定ノ領土無
キケレバ國家ハ存在シナイ。例ヘバ特ニ領土ヲ有セズ又其ノ管理モナク
シテ世界ニ散布シテ分高セル猶太人ハ國家ヲ構成シナイノデアル。サレ
バ國家ハ一般ニ一定領土ヲ占ムル人類ノ組合 *Assemblage of human
being generally occupying a certain territory*
ト云フ概念ヲ含ムコトヲ理解サレル。第二ノ要件ハ人民デアル。無人ノ
地ニ國家ノ形成サレル筈ハナイ。是レハ余リニ明白ナル事柄デアル。第
三ノ要件ハ統一デアル、此ノ意味ハ領土ト人民トミミテハ何等廣汎ナル
政治的統一ヲ組織シナイト云フニ在ル。此ノ意味ニ於テ

叙 Haiti 島ハ一州ノ地理的單位デアルガ其レハ Haiti աստու
Bonningo ト云フ共和國ニ分レテキテ國家構設ニ必要ナル統一
ヲ存シナイ

Leacock Elements of political Science P. 144 強

統一的全体トシテノ國家ハ存在スルノデアル。第四ノ要件即チ組織
ノ問題ハ特ニ注意ヲ要スル點デアル。人間ハ決定的政府ノ下ニ生活スル
ノ常テアル。夫故彼等ハ組合ヲ形成シ管理サレルコトニ同意サレルコト
ニ同意スル爰ニ國家ノ存在ヲ見ル國家ノ構成ヲ要求サレタル組合ハ相互
ノ承諾ヲ一併ノ正義心ニ依ッテ建設サレル國家デハナイ。優レル強制
力ニ對スル一定ノ服従ト云フ單ナル存在ハ当然要求サレル。併シ之等ノ
條件ヲ充タセル一切ノ專制ヲ暴政ノ形式ハ政治的國家ヲ建設スルト共
ニ一般の服従ノ上ニ立スル強権ヲ有フ政府ヲ形成スルノデアル。斯ク
ノ如キハ國家ノ性質デアルガ形式的概念トシテハ國家ハ一定領土内ニ於

テ法律的ニ組織サレタル人民デアル。

State is a people for a law within a certain
territory 又永久的法律ニ依リソノ範圍ニヨリ一定境界ノ領土内ニ
於テ正義ニ服サレメル団体ヲ社會ガ國家ト稱ハラル

the body Community which has by permanent
law through its organ, administrative justice
within limits of territory is called state

國家ノ概念ハ社會政治及ビ國民等ヨリ識別スルコトニヨリヨリ更ク明
晰且ソ確實ニナルノデアル。社會ト云フ語ハ領土の占有ト關係カナリ
社會ハ唯ダ人間ヲ推定スルノミニシテ其ノ環境ヲ推定シナイノダ。併シ
人間ヲ論ズル場合其ノ意義ハ國家ノ意義ヨリモ非常ニ廣イノデアル。其
ハ組織的社會ナルト否トヲ向ハズ一切ノ英社會ニ適應スル則チ其ハ人
間ヲ結合スル政治的關係ヲ論ズルノミナラス。人間關係及ビ集合的活動
一切ノ範圍ニ亘ッテ論及スルノデアル。社會ノ研究ハ人間ノ宗教 内國

制度、産業、活動、教育、犯罪等ノ研究ヲ含ム。他方ニ於テ政府ト云ノ語ハ國家ナル語ヨリモ狭小ナル意義ヲ表ハシテキル。其ハ國家カ政治的
管理ノ分業ノタメニ設ケン機用ヲ運用スル人格者ヲ指シ其ノ集団ヲ意味ス
ル。此ノ語ハ或レ時ハ人格者夫自ヲ示シ或レ時ハ抽象的ニ統制的集團
ノ種類及ビ組織ヲ示スノテアル。社會ノ一般市民ハ國家ノ一部デア
ルガ
政府ノ一部デアナイ。

附加

前掲ノ區介ハ主權ヲ認ク時ヨリ多ク明瞭ニナル *Burgos* ハ

政治科学ト憲法ニ於テ異ナル基礎ヨリ此ノ區介ヲ採ンテアル。

State and government are each made to represent the organs of a or population the social central and not to the territory
*latter term designates the ordinary media-
 ions of administration the former the*

*supreme body having absolute legal
 power val - Political Science and con-
 stitution law*

次ニ國民ト國家トハニ何ノ識別サレタル概念トサレテアル 國民ト云
 フ語ハ屢々注意ヲ掃ハズニ用ヒラレルケレ共適當ニ之レヲ考ラレバマ
 自ラ認識ノ別が生スル。國民ナル語ハ往々人種的持々人種的意義ヲ有
 ツモノトシテ考ヘラレテキル。其ハ共通系統及ビ共通語ニ依ツテ結合サ
 レタル人々ノ一団ヲ示ス。然シ斯ル分業ハ夫シテ文明世界ノ政治的分業
 テハナイ。ソコテ此ノ政治的分業ハ人種的分業ト自由ニ交切スルコトニ
 ナル。政治的組織ト國民性トノ關係ハ常ニ變化シツ、アル。古代希臘ノ
 都市國家 *city state* 於テ市民同ノ同族ハ國家構成ニ於ケル要因ト考
 ヘラレテキタ 例ハ *Athens* 及ビ *Sparta* ノ昔ニ於テ外來人種ハ政
 治社會ノ一員ト考ヘラレテキナカッタ。サレバ古典的希臘ノ政治思想ニ

於テ國家ノ概念ハ何人種ノ人々ニヨツテ占メラレタル小範圍ニ限ラレテ
 非ル。羅馬帝國ノ時代ニ於テ其通の國民性ヲ有スル都市國家ト云フ原
 的觀念ハ併吞ト征服トノ過程ニ依リ世界的國家及ビ宇宙的主權ト云フヨ
 リ大ナル概念ニ移行シタル。併シ近代ニ於ケル國民ハ悉ク國家ノ
 名ノ下ニノミ其ノ意義ヲ現定サレルノデアル。サレバ「一般國民ハ現存國
 家構成ニ於ケル實際的條件ヲナイニシテモ國家形成ニ於ケル有カナル原
 動力ヲアル」コトハ疑フ可クモナイ。

附加

一般信仰モ亦國家存在ノ一要件トシテ考ヘラル。一般ノ宗教的信仰
 仰カ國家ノ介子間ニ配在セルコトニヨリ國家ノ存立ヲ維持シタ。例
 ハハ世界史ニ現ハレテキル。例ハハ古代猶太ノ神權制ハ信仰ナクシ
 テ存在スバクモナカワタ。即チ此ノ場合信仰ハ主要原因テアワタ
 カノ教ニ於テテ政權ノ運用が誤メラレタノモ之レヨリ起ル事象デア
 ル。

第三講 國家ノ起原

第一節 社會契約説

政治科学カ固有ノ領域ヲ最初研究シテ後必然的ニ我々ノ研究ニ於テ第
 一ノ地位ヲ殊ル向題ハ國家ノ起原ニ因スル向題デアアル。而シテ人々ガ
 或ル強权的統制ノ形式ノ下ニ何デモ生活シテアルト云フコトハ如何ニ
 シテ生ズルノカ。又政治及ビ法律ノ起原ハ何デアアルカ。政治ノ起原ニ因
 スル思索ハ單ニ正史的好奇心ヲ理由テナイ。夫レハ政治ノ整理——國
 家ノ正義テフ重要ナル向題ト親シク聯合シテアルカラデアアル。斯クテ本
 題ハ正史的及ビ倫理的的研究ヲ資ラスノデアアル。即チハ政治的形式的實際
 的起原ニ因スル事實ノ調査及ビ政府存在ノ正否ノ向題ニ因スル是等事實
 ノ意義ノ討論デアアル。然レバ假定ヲ考試シ以テ其ヲ排除スルコトハ屢々
 真理ニ到達スル方法トナフテアル。例ハハ國家ノ起原ニ因シテ提出サレ
 タル或ル説ヲ表示スルコトハ殊々ラシテ正ニテ説ハシムルノデア

系々カ簡單ニ論セントスル種々異ナル意見ハ現存政治制度ノ構成ニ於テハ偉大ナル勢カヲ惹スルモノニシテ大平制度ヲ適當ニ理解スルコトハ近代政治ノ發達及ビ組織ニ於テ作用スルカヲ受容レルクニ必要ナルデアル。過去ノ思辨的論說ニ於テ誤マレルモノヲ排除スルコトハ真ナルモノ、確固ナル基礎ノ上ニヨリ多ク有效ナル結論ヲ建設スルニ與テ力カアル。

國家ノ起原ニ関スル種々異ナル一切ノ學說ノ正史的ニ重耳ナルモノ、中ニ社会契約説カ在ル。政治的思想トシテハ古イケ共ノ影響ハ顯著ニシテ其ノ人間思想又ノ上ニ大著サレテアル。猶テ該ノ説ノ起原及ビ發達ヲ論ズルコトハ尚サナイテ先づ該ノ概論ヲ以テ社会契約論ニ同スル一般論ヲ考證シヨウト思フ。ソニテ政府ノ起原及ビ其ノ正當トスルコトニ就テ説明スル。

此ノ説明ヲナスニハ過去ノ人間史ハ二期ニ分英サレルト云フ根本的假定ヨリ出發スル即チ第一ノ假定ハ人間史ハ政府組織ニ依歸スルトナスモノ

テアル。第一期ノ間ハ人間ハ人間ノ課セシ一切ノ法律ニ依ツテ何等管理カレズ。自然其自ラニ依ツテ人間ニ與ハラレルト想像サレル如キ状態ニノミ從フ自然ノ状態 *The state of nature* = 在ル。該ノ状態ノ法與奪口何カニモ著カレテオナイノテ精神ニ依リ促サレル。斯ノ如キ法典ハ自然ノ法則將々自然法トシテ論セラレル。人間ハ自然的社会ノ原始的状态ヲ正ニ去ラズハナラス。該ノ國家ハ余ニ同國のニシテ存續シナイモノデアルカ否カ又國家ハ時代ノ進チ行ク儘ニ且ツ相互ノ強奪ニ依ツテ余ニ不便宜ニシテ堪ヘラレナイモノデアルカ否カハ社会契約説ヲ奉ル有カナ人々ノ間ニ存スル論議デアル。併シ長等何アレノ場合ニ於テモ人間ハ同胞ト結合シテ國家ヲ代表スルマウニナル。而シテ此ノ結合ニ於テ自然的ニ個人ノ孤立ヲ去リ一箇ノ一般的社会將々政治団体ニ加入スルノデアル。而シテ各個人ハ互ニ種々異ナル關係ニエツテキル。

全体結合ノ統制ニ從ヒ其ノ報酬トシテ、人間ノ保護ニ依リ余ヘテノモノ、利益ヲ結合スルト云フ效果ヲ蒙ルノデアル。政治団体(國家)一

切ノ介子ノ安寧ヲ保護セントスル時、法典ナルモノハ必然各組ノ秩序ニ
 反対スルヤウニナル。斯クテ各個人ハ当初ノ自然状態ニ於テ享有セシ自
 然ノ自由 *natural liberty* ヲ夫フモ其ノ代リ当然認メテ一切同
 胞ノ契約ニ依テア保証サレル所ノ生活ノ確保ヲ獲得スルノデアル。又同
 法ハ自然法ヲ代表シ社会ノ義務ニ依テ個人ハ社会ノ權利ヲ享有スル *Heri-*
man law is substituted for a natural law
and the individual in submitting to social
duties finds himself clothed with social
rights 而シテ是等過程ノ結果契約將テ取引ハ個人固有ノ利益、特權
 = 対スル義務ノ交換ニヨツテ支配スルコトヲ表シテ居ル 而シテ此ノ取
 引ナルモノカ政治的ニ組織サレタル社会ニ対シテ一定ノ時及場所ニ實際
 起ラタモノト着眼サルベキカ何ウカス其ハ辨文的社會進歩ノ結果ヲ單ニ
 表明スルモノデアアルカ何ウカハ未ダ解決サレナイ同類デアアル 故ニ
 我々ハ社会契約説ヲ擁護スル人々ハ其ヲ正史的事実トシテ見ルベキカ

大レニモ社会の結合ノ性質ヲ唯ガ辨説スルニ通キナイモノト見レ、キカ
 = 就テハ何等一般テ原述ヲ為シ得ナイノデアアル。
 斯ノ如クハ一般ニ社会契約ノ教義デアレ 而シテ此ノ説ノ愛護及正
 史ヲ一瞥スルト一切ノ議論ノ性質ガ自ラ現レテ来ル 顧フニ社会契約説
 ノ起源ハ希臘哲学ノ中ニ見出サレル 其ハ特ニ希臘都市國家——此ノ組
 織形式ノ下ニ *Athena* ト *Sparta* トハ最も發展シタ——ガ發源セシワ
 フアツタ時代ノ思想約思想ト聯合シラオル 我々ハ *Plato* 及 *Aristotle*
 ノ書中ニ其ヲ公平ニ認ムルコトガ出来ル 彼等兩者ノ政治思想ハ都市國
 家ノ理想 *the ideal of the city state* = 依ツテ保サレタ 而
 シテ其ノ重要事項ハ個人トシテノ市民ノ理想ヨリモ大ニシテ且ツ先ツ
 モノデアツタ。後者ハ實ニ國家ノ内ニ又國家ニ由ツテ存在シカリテアル。
 同胞ノ社会的結合ハ人間本性ノ本義的部分デアフタ 而シテ *Aristotle*
 ノ有名ナル教義ハ人ハ政治的動物ナリト教ヘル、夫故ハ社会カ最初ニ
 考ヘラレルモノデアリ、個人ノ存在ガ社会ニ依ツテ可能デアアル時、一般ニ

社会契約ノ同類タル義務及び特権ヲ有スル個人ヲノ概念ハ全ク Plato
 Aristotleノ体系トハ関係ガナイノデアル。希臘が第四世紀ヨリ第五世
 紀ニ入ラントスルマ政治的環境ハ全ク一変シタ Macedonian 及び
 Roman conquestニ依ル。都市國家ノ敗壞ハ希臘哲學ヲシテ政治的
 思索ヨリ去ラシメ個人ノ政治的局面ヲ單ニ個人的存在ノ事件ト看做サシ
 メルマウニシタ Hellenism school エニクローソス學派ノ書中ニ我
 タハ一切ノ政府ニ依テ個人ニ課セラレタル法律及ビ義務ハ外部的ナル
 ト自發的ナルトヲ同ハズ。人間ガ自己ノ幸福ノタメニ一種ノ契約ニ加入
 シ其場ニ存在スル一種権力ヲ理解シテ受ケ容レル所ノモノデアルト云フ
 コトヲ見出スノデアル。

制度ノ發展ニ最大ノ貢獻ヲ為セシ羅馬法制ハ契約ニ依ル義務ノ概念ヲ明
 カニシ且ノ社会契約論ヲ完成スル上ニ非常ナル旧材料ヲ提供シタ。基督
 教初期ノ教義ニ於テ全バテラノ一般社会ハ人間ノ罪ノ結果デアワタシ且ワ
 自己ノ拒斥ノ一部トシテノ一時の権力ノ支配ニ從フコトガ基督教者ノ義

務デアワタ all civil society had been out come of
 human sin, and that it was the duty of the
 Christian to the rule of Temporal powers as a
 part of his atonement of self ト云フコトヲ故ノツ、
 アワタ基督教ハ先ヅ社会契約ノ公平ナル獲得ニ及ビスルヤウニ思ハレレ
 併シ帝王ト君主ノ敬拜要求ガ在ツタ。中世紀ノ論争(政治的論争ノ基督
 ヲ供給シタ)ノ中ニハ一種ノ會合点ガ社会契約ノ教義ト一般社会ノ性質
 ニ關スル基督教的概念トノ間ニ現ハレテキル。帝王ノ要求ヲ主張スル代
 表者ハ一般ニ諸王及ビ諸侯從テ彼等ノ中ノ帝王ヲ擧ケ又 King David
 ト盟ヒシ David ノ祖先トシテノ人々ト契約スルノ理由ニ依リ彼等ノ政
 權(神ノ認可ノ下ニ)ヲ力説スル。現ニ初斯ノ希臘哲學ト關係アル。該
 ノ意見ハ庶民ガ一人格者ト為ス盟約即チ帝王ト臣民トノ契約ノ概念ニ於
 ケル契約説ノ特殊形式ヲ助長シタ。尤ノ一般教義ノ特殊形式ニ政治的契
 約ナル名稱ガ尋々興ヘラレテ來タ。

第二節 説理論ノ應用

Hobbes Locke Rousseau

宗教的及び政治的発展ノ結果改選也ノ政治制度ガ新クニナリ契約説ガ最モ最勢ヲ占ハルニ至ラタノハ十六世紀ヨリ十八世紀ニカケテノ事デアラフ。英國ニ於ケル Hobbes 及び Locke 佛國ニ於ケル Jean Jacques Rousseau ハ主ナル有力者トナツタ。彼等各々ニ依ツテ論セラレタル契約説ノ意見ハ其ヲ最モ適當ニ示スノデアアル。 Thomas Hobbes ハ時々 Charles H. ノ家庭教師トナリ道徳政治哲學ニ用スル著書ハ十七世ノ學者間ニ有名ニナツテ中々 而シテ彼ハ其ノ契約論ヲ著シテ Leviathan (1651) ニ於テ根柢シテ居ル。説理論ノ基礎ハ人間ノ本性ニ関スル彼ノ評價ノ中ニ横ツテアル。 Hobbes ニ依ルハ人間ハ悉ク我儘ナ私利的動物デアアル。斯ル人間ノ行動ニ對スル唯一ノ動機ハ命ヲ保スル自己ノ慾望ト希望トヲ満足セントスル願ヒデアアル。同様ニ仁愛ノ如キモノモ査スレバ人間ノ權カヲ愛シ其ノ權カヲ運用スルヲ喜ブコトヨリ生ズルノデアアル。

慈悲ナルモノハ同様ニ災難ガ來タニ際リ罹ツテ来ルトモテ悲憫ヨリ生ズル他人ノ災難ニ對スル慈悲シミデアアル。故ニ人間ハ其ノ本性ニ於テ全ク社会的動物デアアル。實ニ人間ハ同胞相結ハノ悲哀ヲノミ見出スノデアアル。夫レハ全クバアノモノハ等シク強奪的ニシテ私利私欲ガカラデアアル。自然ノ状態ハ争鬪ノ状態デアアル。各人相争フ其ハ兇暴ナル死ノ間斷ナキ恐怖ト危險トノ状態デアアル。又其ハ孤獨 貧困ニシテ居ルニキ、野卑ナ短キ人生デアアル。此ノ條件ヨリシテ人間ハ或ル一般の強權自然ノ状態ノ相互争鬪ヲ極ハ專制的統制形式エノ普通の服従ノ下ニ同胞相結ハノ必然ニ驅ラレルノハ明カデアアル。

人間ノ為ス相互ノ契約ニ於テ全クバテノ者ハ一個ノ強權ニ從フベク一致スル其ハ即チ Leviathan 上帝王ノ權カヲ絶対主權トシテ説ク所ノモノデアアル。併シ彼等ハ場合ノ性質ニ依リ契約ニ依ツテ有利ニサレルトモ契約ニ屬スル一部デアナイ、斯ノ如キ契約ハ契約ニ從屬スル一部デアナイ帝王モ其ノ契約ヲ破ルヲ得ナイトモフコトニ於テ上ニ述ハラレタル統治的契約ト

其ノ性質ヲ異ニスル。其ハ恒久的社会結合トシテ一切ノ共同社会ノ上ニ置カレル不可抗的聯結トナル。此ノ意味ニ於テ該ノ理論ハ絶対君主制 *absolute monarchy* ノ權義トミテ即チ *Stuart* 朝ノ專制政治ノ理論的辯證者ナル如キ哲學者 *Locke* Δニ依ツテ使用サレテアルノアル *John Locke* ハ之レト非常ニ異ナルノアル。彼レヲ以テスレバ自然ノ狀態ハ普遍的爭鬪ノ一ツデアハナイ。蓋シ其ハ不便宜ニシテ不満足ナルモノデアアル。其処ニ先ツ第一秩序ノ如クレタル一定法則即チ自然法則ノ常備的要求ガ在シ。而シテ其ノ自然法則ナルモノハ人間ガ英ノ研究ノ欲求ニ対スル無智並ニ自制ノタメニ造ハサレテ以テ甚ク不明ナモノニナワテキタ。隨ツテ一般ニ知レ且ツテ居ル公平ノ審判モナク又自然法則ニ反逆スルモノヲ罰スルキ能衡的権カモナイ。是等ノ理由ニ依ツテ人間ハ自然ノ狀態ノ自由ヲ見棄テ民事社会ノ拘束ニ從ハサセラレシ。但シ彼等ノ作ス契約ニ於テ人々ガ一致シテ從テ帝王ハ其自ラ一個ノ當事者デアアル *Locke* Δニ依ツテ表ハサレタル如キ契約ハ正ニク統治的契約ニ應ズルモノ

ノデアリ。其故ハ其ハ君主ノ権力ヲ限定スルノミナラズ政治団体トノ相互契約ニ依リ共同社会ノ諸分子ヲ結合スルカラデアアル。他方ニ於テ *Rutshie* Δニ從テ *Locke* Δト *Rousseau* Δトヲ常ニ對照スルノハ誤ソテアル。 *Locke* Δノ社会契約ノ本義ハ社会ノ協同デアワテ帝王ヲ指定スルコトデアハナイ。其ハ帝王ガ契約ニ基ク當事者デアアル契約ノ条件ヲ承認スルコトニ依リ其ノ地位ヲ支持スルト云フ *Hobbes* Δノ契約説ト異ナルノデアアル。夫故帝王ガ若シ之等契約ヲ破ルテラハ契約ハ瓦解スルノデアアル。此ノ形式ニ於テ此ノ理論ハ制限君主制 *a system of limited monarchy* ノ基底トサレル。而シテ *Locke* Δ P——六八八年ノ英国革命ノ辯證者トシテ立ツテ居ル。更ニ帝王ト人民トノ間ニ存スル始原的契約ヲ模倣セント努カセシ要求即チ *King James II* Δニ対スル國民議會ノ告訴ハ政治論 *Treatise on Government (1690)* Δニ於テ体现サレタル *Locke* Δ後代ノ革命權護論ノ基礎ヲ示シテアル。

是等兩者ノ各々ト着シク對照スルコトガ Jean Jacques Rousseauノ
立脚点デアル。彼ノ著 'Contract Social' (1762) ニハ世ニ於テ有
カナリシ理論ノ説明トシテ採用サレル。彼ヲ以テスレバ自然ノ状態ハ殆
ト村落的幸福ノ時代トシテ現ハレテアル。文明ノ衰弱セル勢カニ依ッテ
隱蔽サレカル健康ト勇氣トヲ失ハレタル單純ナル未開人ハ彼等自身ノ

註 Rousseauノ自然ノ状態ナルモノハ詳細ニ彼ノ不平論 Discours
sur l'inegaliteノ中ニ見出サレル。

幸福ヲ容易ニ充タスノデアル。而レテ Rousseauハ此ノ假定的自然ノ
状態ニ對シテ教育道德等ニ關スル文明生活ノ周期ノ解明ヲ訴ヘル。多数
人種ノ増加ニ就テハ最早ニ此ノ原始的條件ハ有利デナイ。自然ノ状態ニ
於ケル人間ノ保存ヲ害スル障礙ハ此ノ原始的條件ニ於テ人間自ラヲ支持
セントテ各人が使用シ得ルカヨリモ一層有カナノデアル斯クテ人間ハ其
ノ自然的自由ヲ放棄スルマウニナル。
即テ人間ハ一切ノモノニ對スル等口欺騙的ナル無制限的權利ヲ獲得シ得

ル。而レテ同胞相結合スルコトニ依リ自然的自由ノ公取ヲ代表シ得ル之
レヲ為サントスル時人間ハ一團ノ聯合ノ形式ヲ見出スマウニナル。而シ
テ其ノ聯合ノ形ニ依リ一切ノ共同社会カヲ以テ各聯合ノ個人及び財産ガ
保護サレル。之レニ依ッテ各個人ハ全バテ相互ニ結合シ自ラ大レニ從ヒ
以前ト同様ニ自由タリ得ルノデアル。是レ社会契約ニシテ各人ノ全体ニ
結ハ盟約デアル。帝王將タ君主(一切ノ統治者)ハ契約ノ当事者デモナク
又支配者將タ支配者ノ地位ヲ享有スルモノ即契約ナル條件ノ一何ヲ成ス
モノデモナイ。帝王ハ委任サレタル職掌者ニシテ契約ニ由ル主權トシテ
發生スル一般意思 Volonte generaleノ支配ノ下ニ其ノ地位ヲ維持
スルモノデアル。如何ナル帝王モ若シ一般意思ガ命令スルナラハ黙ケラ
レル。社会契約ノ教義ハ Hobbesニ於テハ絶対主義權威ノ武器トサレ
Lockeニ於テハ制限立憲君主制ニ對スル權トサレ、而レテ Rousseau
ニ於テ以テスレバ人民主權ノ基礎トナワテアル。

備考

Freemasonry *Bentham* ハ原始的契約ニ訣別ヲ告ゲタ 而シテ
彼ハ此ノ原始的契約ヲ要スルニテ斯ク考ヘ得ル限カ際キノ運中ノ善
ブ儘ニシタノデアアル

Reuschle ハ前ノ契約説ガ非正史的ニミテ且ソ非論理的ナル
ノミナラズ最モ危險ナルモノト声明シタ夫レハ該ノ説ガ国家及ヒ
制度ヲ以テ個人的氣マケレノ產物トスルカラデアアル。

Reus ハ該ノ契約ヲ以テ正史的事實トシテ推定サレナイ許リデナ
ク其ハ不可能ナ事デアリ、併シ立法者カ究モ法律ガ社会契約ノ結
果デアアル如ク看做シテ夫等ニ従フマク命ズルコトニ於テ其ハ実行
性ヲ有スル合理的理念デアルト曰フ。

第三節 神權説

政治的権力ノ原始的制度ニ関スル幾多ノ理論ハ正史家及ヒ政治學者ニ
依ッテ其ノ進歩ヲ促サレテ来タノデアアルガ其点ノ起源ニ関シテハ 是等

ノ人々ノ中ニハ一徹的ニ一致ヲ見ナイノデアアル。

是等ノ理論中最モ古キモノハ *Belinski* ガ注意スル如ク国家ノ設置
ヲ直接間接ニ神若クハ或ル超人的権力ニ歸スルノデアアル。 (*Recht des*
mod Staats p. 180) 此ノ理論ニ從ヘバ神ノ意思ガ天啓ニ依リ其ノ

神意ヲ遂行スル現世ノ代理者タル一定ノ人格者ニ及ンデアルノデアアル。
隨ッテ是等ノ代理ニ依リ神ノ意思ガ人民ニ通ジ人民ハ宗教的並ニ市民的

義務トシテ彼等ニ服従スルコトニナル。 該ノ神權説ハ国家ノ正史的起源

及ヒ其存在ノ正当ナル證明ニ関スル一四ノ説明トシテハ初期ニ貴族ニ直

ツテ主張サレテキタ。 當時多クノ主ナル政治學者ハ同時ニ僧侶デアリ且

ツ神學者デアフタ。 之レニ対スル聖書ヨリノ援助ハ羅馬人ノ *Paul*

ノ訓戒中ニ見出サレル——凡マテノ人々ヲシテヨリ高キ権力ニ従ハシメ

ヨ神ノ外権カアルコトナリ 其ノ権力ハ神ノ命ナレバナリ— *let every*

power be in subjection to higher power; for

there is no power but of God and the powers

that he was ordained of God... Romans XIII H

中世紀ノ間 此ノ説ハ基督教ノ一種ノ教義トナリ、其ノ教ハノ根底ニハ国家支配者ハ神ノ指命セシ代表者タルコトカ現ハレテアル。莊嚴ナル一五三〇年ノ Augsburg Confession 之ニ證明ノ捺印ヲシタ其ノ時現世ニ於ケル一切ノ権力、政治、法律、制度等ハ神自ラノ造リ設ケシ所ナリ。

all authority, government, laws and order in the world, have been created and established by God Himself.

ト宣言サレタ 政ニ此ノ觀念ニ從ハバ国家ハ神ノ造リシ制度ニシテ其ノ支配者ハ神權ニ依ツテ治メル莫ニ帝王ノ神聖ナル存在ガアル。是レハ十八世ノ末葉マテ統一タ。此説ハ特ニ荷蘭西ニ於テ力説サレタ。即チ、全同ニ於テハ佛蘭西國王ハ其ノ王國ヲ持シ神ニ由ツアノミ安ヘラレタ。彼ノ劍ハ屢々佛蘭西國王ト羅馬法皇トノ衝突ニ添テ主張サレタ。

我々ハ Austria Russia Prussia 間ニ締結サレ、一八一五年

ニ終ラゲシ有名ナル神聖同盟條 The Treaty of the Holy Alliance = 於テ同様ノ要求ガ表ハサレテアルノヲ見出ス。即チ是等ノ國ノ主權者ニ依ツテ堂々ト主張サレタコトハ彼等ハ自ラヲ人民ヲ若ムヘキ神ノ代表者ト看做セシコト、基督教同ヲ帝王及ビ臣民ハ一切ノ権力ヲ有スル神以前ニ何事ノ主權ヲモ認メザリシコト支配者トシテノ義務ハ支配者ニ同様ナル神權ニ依ツテ指示サスコト等デアラタ。此ノ觀念ハ大程極端デハナイガ近代歐洲ノ支配者殊ニ独乙ノ帝王ニ依ツテ支持サレテキタ即チ彼ハ神權ニ依ル支配權ヲ主張シタノデアアル。帝王ノ神聖ヲ多クノ一般人民ガ信ゼシコトハ東歐諸方ニ依然トシテ固持サレテアルガ、政治哲學ノ教義トシテハ其ハ Grotius Hobbes Locke 等ノ手デ致命傷ヲ受ケタ。

註 Willoughby Nature of the State P 50 For a somewhat extravagant defense of the idea

that there is a certain divinity about kings which serves to secure the loyalty of the masses to the government. Bogelof's the English Constitution etc especially pp. 112, 127, 146.

神権説ハ其ノ代表者ヲ政治學者ノ中ニ有スルト夫ニ治ド帝王ノ中ニ有シテアル。十七世紀ノ有名ナル學者 Bodin^{ボディン}ハ^{聖書カラ}聖書カラ導キ出サレタル政治學ニ於テ神ハ自己ノ為政者トシテ帝王ヲ存置シタ。即チ帝王ヲ通ジテ彼ハ己ガ人民ヲ治メタ。夫レハ宛モ子供ニ對スル親父ノ如クデアアル。而シテ帝王ハ其ノ行動ヲ神ニ對シテノ^ト重ンジタト大膽ニ主張シタノデアアル。

十六世紀ノ神教的君主製造論者 Monarchomachs, Germanists, Jesuits 及び十七世紀ノ中葉ニ族長制 Patriarcha ヲ書イタ有名ナル Filmer 等ハ特ニ同様ノ教義ヲ教ヘタ。

註 Jellinek op cit p 153. Dunning Political Theories from Locke to Montesquieu p 328

英國ノ James H. ハ王位ヲ継承スル以前、自由君主政体ノ真正ナル法律 The True Law of a Free Monarchy ト稱スル一小論文ニ於テ帝王ノ神権ニ依ッテ治ム 臣民ハ帝王ニ對スル求償權ヲ有セズ。 That kings rule by divine right and that subjects have no reciprocal against them + ヲテ教義ヲ論ビ此ノ要示ヲ聖書ト自然法ヨリ採レル論議ニ依ッテ主張シタ。是等ノ高キ権力ノ上ニ彼ハ帝王ノ地位カ神聖デアルトノ教義ヲ肯定シテ、而シテ更ニ彼ハ神ノ爲シ得ルコトヲ論争スルハ神ヲ罵ルモノナリ。 彼ソテ帝王ノ爲シ得ルコトヲ論争スルハ無遠慮ニシテ非常ナル^{程度}程度ニスルモノナリ。 it is blasphemy to dispute what God can do as it presumption and high contempt to dispute

What king can do

註 *Mulland* = 従ハハ国家ハ神ナル基礎ヲ有シ其ノ目的ノタメニ正
史ヲ通ジテ神ノ目的ヲ究クヌノデアアル。国家ハ人間の根柢ノ上ニ安
立スルモノデハナイ *Nations of* 。

国家ノ正史的起源 = 因スル神學的理論ノ功過 = 就テハ政治哲學者同ノ
意見ト殆ド異ナル所ナシ。国家ハ神ノ命令ニ依ツテ設ケラレ其ノ行政有
ハ神ノ指命スル所ニシテ彼等ハ支配者ニシテ法律制定者タル神以外ノ権
力ニ事ハズトスフ教義ハ今モ殆ド其ノ同流ヲ有シテ居ラス
Bluntshli of cit for in de。此ノ事ハ国家ガ直接間接ニ
超自然的権力ニ依ツテ創造サレタノハ殆ド人間ガ加入スル際ニナル聯合
ノ創造ト異ナラナイノデアアル。故ニ其ノ起源カ何デアラウトモ国家ノ運
用スル権力ハ人間テフ代表ヲ通ジテ行ハレネバナラスシ。又人間の = 解
説サレネバナラス。

備考 神ノ信仰ナクニテ国家ヲ建設スルハ領土ナクシテ都市ヲ建設ス
ルヨリモ難シ。

国家ハ神ノ命令ニ基ク道徳的王国ナリ。要スルニ神権説ノ目的ハ国家
起源ヲ万有ノ根源タル神ニ帰スルニ在ル。

第四節 権力説

権力説ノ基礎ヲ確メナラハルモノトシテ生物進化論ヲ考ヘルコトガ
出来ル。其ハ生存競争 *Struggle for existence* 自然ノ淘汰
Natural selection 最良者存続 *Survival of the fittest*
等ノ事ヲ説ケル。是レ皆強者ノ過程デアラネバナラス。此ノ故ニ権力
説 *The theory of Force* ハ之ヨリ誘導サレル一箇ノ普通の法則
ト上ニ成リ立ツ。而シテ其レハ神ヨリ禽獸ニマデ及ブ所ノモノニシテ即

強者一弱者ヲ支配スルノ權ヲ與アルモノデアル。是レハ能ク權カ説ノ
 既念ヲ明カニシタモノデ、往々 *Macht ist recht* ノ出辭的基礎トナ
 ルモノデアアル。強者ノ權カニ弱者ガ從ハ、不ハナラヌノハ如何ニモ自然ノ
 法則ト考ヘラレ人間ノカハ之レヲ何ウスルコトモ出来ナイトサレテ未ダ
 換言スレバ我々ガ自然法則ニ反逆レ得ナイメウニ弱者ハ強者ニ及逆ニ得
 ズ不可抗的ニ其ノ強カノ暴威セザルヲ得ナイト云フニ在ル。夫故國家ノ
 權カモ亦強者ノ權カデアアル。故ニ個人ガ國家ニ服従スルハ當然ノ義務ニ
 シテ自然ノ法則ニ一致スル則テ國家ハ強者デアラハ不ハナラヌト云フ所カ
 ラ權カヲ以テ其ノ起源トスルト云フノカ權カ説ノ要旨デアアル。
 正史的ニハ政府ハ人間征服ノ結果デアリ國家ノ起源ハ人間ガ人間ヲ捕
 虜トナシ、奴隷ニシテ所ニ取ラレ弱キ種族ヲ征服シタコトニ於テ見出
 サレル。更ニ一民族的ニ言ヘハ種レル因縁ノカニ依ッテ獲得サレタル私刑
 的支配ニ於テ認メラレル。種族ヨリ帝國ニ帝國ヨリ帝國ニ漸次發達フ途
 中ノハ同一過程ノ連続ニ他ナラナイ。

斯ノ如キ見解ハ中世紀ノ教父及ビ神學者ニ依ッテ採用サレ、聖地權カ即チ
 神ノ最高權ヘノ從屬ヲヨリ多ク明ニ證明センガ爲メニ現世的主權ノ起源
 ヲ決定シク、此ノ關係ヨリシテ神ノ意思ニ絶対的服従ヲ捧ゲルヲ以テ何
 人ノ國家ニ對スル義務トナス神權説ノ宗教的外衣ヲ割イテ現實ヲ暴露ス
 レバ所謂權カ説ノ真姿ガ残存スルノデアアル。此故ニ神權説ニ於ケル神ノ
 意思ト權カ説ニ於ケル政治的權カトハ同一ナルモノト考ヘラレル。

近代ニ於テ我々ハ初期ノ政治學者トシテノ *Herbert Spencer* ニ於テ
 異ナル企圖ニ依ッテ主張サレタル同一ノ意見ヲ見ル。彼ハ政府ハ現存
 有スル要ノ子孫デアレ、*Social Statics* 權カヲ以テスレバ俗界
 ノ權ハ靈界ノ權カノタメニ名ヲ奪サレタ *Spencer* 及ビ更ニ極論者
 ヲ以テスレバ個人權ノ維持コト所求ノ目的デアアル。我々ハ *Max Engels*
 及ビ獨乙社會主義者ニ依ッテ詳細ニ權カ説ガ解説サレタノヲ見ル。彼等
 ニ從ヘバ國家ノ

註 *The historical process of dispossessions is outli-*

read. in the Manifesto of the Communist party
(Communist Manifesto) written by Marx and
Engels in 1848

發達ハ征服的私争ノ過程ニ歸セラレル。而シテ之レニ依リ労働ノ正當ナル報酬ヲ請肩ニ繼續シテ未ダ現存政治ハ單ニ労働者ヲ束縛セントスル没例的組織ヲ表ハスノミデアアル。社會主義ノ学徒ハ國家ノ抽象的存存性ヲ強例權ヲ正當ニ見カエララル。彼等ノ論議スル所ハ現在國家ノ特殊的形式ニ對スルモノデアアル。而シテ彼等ハ國家ヲ不正ナル歴史的起源ニ歸スノデアアル。蓋シ權力説ハ社會進化ニ於ケル唯一の唯一の統制カトシテ擴張シテ説ク所ニ此ノ權力説ニ對スル一般の非難カ在ル哉程部介的ニハ政府ナルモノハ征服ヲ基礎トスルト云フコトヲ何人モ否認シナイ。併シ我々が現在見ントスル如ク其ノ制度ナルモノハ全ク異ナル性質ヲ有スルカニ頁ヲマアル。故ニKantが曰フ如ク悪意ノ人

人デサハ一致的承認ニヨリ没例的國家ヲ建設スルノ例ヲ知ルノデアアル。Oppenheimerハ万物ハ各々其ノ生存能力ニ正比例シテ生存權ヲ有スト云フ原理ニ據リ、能力長キ者ハ權利長シ、國家ハ民衆ノ權利ヲ集合シタルモノナリト説ク。蓋シ彼ハ國家ノ非道德ヲ以テ其ノ權力ヲ薄弱ニシ權利ヲ消失スル所以ナシハ合理的、倫理的ニ政治ヲ行フ可シトナス。此ノ意識ハ王權ト民衆トノ關係ニ於テ明晰ニ現ハレララル。又 Feuerbach von Hallerニ從ヘバ人類ノ不平等ニ據リ強者が支配スルハ自然ノ法則ニシテ永久止ムコトナク是レ突ニ神ノ勳カス可ラガル命令デアアル。又政府ハ強者が支配スルト云フ自然法則ニ基礎ヲ有スル。更ニ人類相互ノ關係及ヒ社會的粘着根本的結合ナルモノハ要スルニ弱者ハ強者ニ從屬スルコトデアアル。我々ハ之レヲ親子、夫婦、主僕ノ關係中ニ発見スルコトカアル。是レ君主及ヒ臣民ニ存スル真ノ關係デアアル此レハ自發的行動ニ依ッテ創造サレタモノデアモナク、契約デモナク、突ニ宇宙ノ根本的秩序ノ一部デアアル。

更ニ彼ニ從ハハ人間ト太陽トノ同ニ契約カ有レ 人間ハ太陽カ人間ヲ
暖カニスルニ委カレテアル 弱肩カ強者ニ從フト云フ此ノ宇宙納法則ハ絶対君主制ノ理論ノ基礎ヲ作
スノテアル。

第四講

第一節 國家ノ人格

法律學ニ於テ權利能力ノ所有者ハ即チ人格者テアル 隨ツテ權利能力
ヲ有セザルモノ例ハハ奴隸 瘋癲 痴癡ノ類ハ人格者テハナイ 然ルニ
縱令何人ニ非ズニテ國體ナルモ特定ノ權利ヲ享有スル時ハ其ハ人格者テ
アル。斯クテ國家ハ何人及ビ國體ニ權利ヲ附與スルト共ニ其自ラ公法上
ノ權利ヲ固有スルモノテアル 此ノ事實ニシテ要ナラニカ國家ハ人格ヲ
所有ニテ居ラズハナラヌ 即チ國家ハ人格者テアル。
若シ我々ガ國家ヲ以テ人間社會ニ冠セラレタル一何ノ概念ト看做スモ
些トモ人間社會ハ人間何人ノ共同生存體デアルナラハ其ノ概念ハ必然人
格性ヲ把持シテヲラズハナラヌ。此ノ前提ヨリ更ニ國家ガ宇宙精神ノ體
現ト考フルモ我々人数ガ既ニ宇宙ノ構成部分デアリ 其ノ構成部分タル
我々人類ノ政治的集團タル限り 國家ハ人格者デアラズハナラヌ。之ヨ

リシテ国家ハ意思ヲ有スルト謂ハレル。而シテ其ノ意思ヲ遂行スルコトニ於テ国家ノ人格發現ヲ觀ル。

而カモ国家ハ Hegel ノ目ヲ如ク道德的觀念ノ實在 *Verstat ist die Wirklich = Reiden sittlichen Idee* (257) ナルガ故ニ国家ノ意思ノ確立ハ普通ノ立法トシテ他ニ各當セネハナラヌ。是レ国家ノ人格カ善ニ於テ規定ナル、点ニシテ此ノ意味ニ於テ国家ハ最高ノ善——道德ヲ實現スルモノデアル。是レ国家ノ自然デアル

Or the naturalness of state may be proved by another way; the object proved on the complete development of a thing is its highest good; but independent which is obtained in the state is a complete development or the highest good and is therefore natural (Weldons's politics of Aristotle p.51)

我々個人ノ人格カ在史ヲ高レテ存在セサル如ク国家ノ人格モ亦在史ヲ高レテ存在シナイ。此故ニ若シ存在ノ前ニ意味在リ *der simu light ibei oder von allem sein* トモコトガ真ナラハ国家ノ人格ノ前ニモ在史トモフ意味ガアホハナラヌ。則チ在史ナキ国家ニハ人格ガナイ。サレバ国家ハ必ず在史ヲ有ツテ居ル。此処ニ人格ノ存在ガアル国家ノ個人ニ先ツテ存在スル即チ国家ノ人格ハ全体デアル *the state exists prior to the individual and the personality of the state is the wholeness*. 而シテ国家ノ意思ハ社会ノ公共的意ヲ實現スルモノナルガ故ニ国家ノ意思ハ個人及ビ私的團體ノ意思ト同一デアナイ。マタ此等ノ總称デモナイ。寧ロ之等ノ意思ヲ公共ノ意思ニ調和セシムルモノデアル。而シニ個人ノ意思及ビ人格カ其ノ性質ニ依ツテ特殊相ヲ有スル如ク国家ノ意思及ビ人格モ亦其ノ内容ニ依ツテ特殊相ヲ有スル *Reignit in der Besondere mtheit* 即チ特殊相ノ概念カ国家ニ於テ恒存スル。

法律ノ如キモノモ自由ノ一般的法則ニ準ジ個人ノ意思カ凡ヘテノ意思ト結合シテ得ル事情ノ總体デアアル。勿論斯ノ如キ事情ハ人為的社會ニ於テノミ可能デアアル更ニハ国家の組織ハ個人ノ意思ヲ公共ノ意思ニ結合スル契約ノ方法ニ依リテ實在セシメラレ得ルデアアル。サレトモ此ノ論理上ノ契約ハ理想的並ニ論理的ニ論及サレタ国家ノ必要ナル基礎デアアル事実トシテハ斯ル契約ハ存在シナイト曰フ。故ニ Kant 二於テハ国家ヲ以テ理想的國家ト實際的國家トノ兩概念ヲ把持シテ居々コトガ分明スル。

隨テテ主權ナルモノモ唯カ實體的個人ニ屬スルト考ヘルコトニ於テノ總合意思ニ基クテ謂ヒ得ル。マタ Kant 二從ヘバ治者ハ臣民ニ對シテ權カヲ有スルモ義務ヲ負フ如キコトハ全然ナイデアアル。故ニ該シ國家ニ於テ主權ニ對抗スルモノガ在ルトスレバ其レハ君主ヲモ制限スルモノデアラネハナラヌ。而シテ其ノ強制力ノ主体カ團體デアアル場合ハ主權

者ハ君主ニ非ズシテ團體デアラネハナラヌ。サレド若シ此ノ團體ニシテ他ノヨリ大ナル權カニ依ツテ強制サレンカ其ハ最早主權ノ性質ヲ失フ譯デアアル。

斯ノ如クニシテ權カノ濫用ヲ對比スルノ極遠ニ河モノニモ束縛サレサル一側ノ最高權ニ到達スル是レ即チ真正ノ主權デアアル。由ツテ如上ノ制限的主權ナル語ハ單ニ主權ノ説明ニ便宜ノタメ用ヒラレルモノニシテ法律上ヨリ考フレバ其ハ全く無意味アル。即チ主權ナルモノハ絕對無制限ノ最高權デアラネハナラヌ。隨ツテ Kant ハ政府ヲ以テ正当ナルモノト認メ人民ハ絕對ニ此ノ範圍ニ支配サルベキモノトシタ。故ニ Kant 二於テハ政府ナルモノハ人民ガ一般人民ノ幸福ニ就キ判断スル權利ヲ委任サレタルモノトシタ。此故ニ彼ハ人民反抗ノ權利ヲ絕對的ニ排斥シ殊ニ佛國革命ノ暴挙ヲ蛇蝎視シタ。彼ハ曰フ。治者ハ其ノ有スル名稱ト性質トノ何タルカヲ問ハズ被治者ハ之レニ服從セザル可ラス。凡ソ社會ノ及

始的契約ハ法律ノ規定ヲ持シテ團體ヲ構成スルニ至ル。然ルニ反抗的草

命ハ其ノ本来ノ性質ニ於テ其自ラ清濁的破壊ナリ。若シ其ノ三得ノ最大
 目的カ人民ノ幸福ニ在リトスルモ、既ニ組織ナレタル法律ノ下ニ現存ス
 ル社会状態ヲ破壊シ擴充スルハ其自ラ正ニ存命的要素ニ反逆スルモノナ
 リ故ニ革命ハ重罪ニシテ且テ帝王ノ処罰ハ神人ノ罪ニ等シタル極悪無道
 ノ行爲ナリト。是レ頭カニ徹カ倫理哲學ヲ論議セルモノニシテ主権論ノ
 如キハ正シク先天立法、無條件的命法ヨリ生テ来タリシモノトモ考ヘテ
 レル。

- 前掲 Kant ハ主権ヲ実体的ナルモノト、實際的ナルモノトニ分テテ考ヘ
 タ。而シテ主権ハ理論上、絶対唯一不可分最終制限トシタカ實際的主
 権ニ対シテハ制限ヲ附セザルヲ得ナカクナリ
- (一) 主権ハ人民ノ為シ能ハガルトヲ為シ得ズ
 - (二) 主権者ハ国家ノ目的ニ及シテ宗教問題ニ直接干渉スル能ハズ
 - (三) 主権者ハ事故ナクシテ官吏ヲ処罰スル能ハズ
 - (四) 主権者ハ言論、著作ノ自由ヲ制限スル能ハズ。オレハ若シ主権者ニ

シテ輿論ヲ聴カザランカ、主権者ハ實際ニ一般ノ意思ヲ理解スルヲ得ナ
 イ。従フテ主権者ハ一般ノ意思ト反対ノ行動ヲ執ルコトカ多クナル。
 故ニ主権者ハ言論著作ノ自由ヲ認メ之レヲ聴カネハナラズ。此処ニ制限
 的主権ノ意味カアル

Bumelli ハ自然法説ヲ取りテ心學ヲ基礎トシ国家ノ有機的
 觀察ヲ爲シタ。隨テテ国家ノ有機的性質 *organic nature* 及ヒ國
 家ノ人格 *personality of state* ハ如何ナルモノトモ、*the artificial-*
cial テナク却ツテ自然的ナルモノト考ヘラレタ。彼ハ此ノ理念ヨリ市
 民主権ヲ作ケ國民主権ヲ否シ強性主義。正義主義ヲ忘レ果テハ帝王主権
 ヲ根ニ真正ノ主権ハ人爲者トシテノ國家ナリトシタ。即チ彼ハ主権ハ國
 家ノ前ニモ外ニモ上ニモ存在セズ。莫ハ國家史自ラノ權威ナリ。而シテ
 其ノ確實ナルコトハ全体カ其ノ如何ナル部カヨリモ澄キカ如シ。然ラハ
 全國家ノ主権ハ國家ノ如何ナル分子ノ主権ヨリモ高放ニ在ルコト明確ナ
 リ。

The state as a person in sovereign and therefore we speak of state sovereignty this is not something before man outside nor above the state it is the power and majesty of the state itself. it is right of the whale, and as the whale is stronger than any of the whale state is superior than sovereignty of any member of the state. *トゾフ以是觀之* 主觀ハ部分約ニ認識カレシキモノニ非ズシア実ニ全体的認識ヲ以テ為スニキテアル Blumhellerハ斯ノ如ク國家ノ最高權ヲ國家其自ラノ全部ニ歸シタカ國家ノ有效機關ノ權力全ク否認シタノデハナイ 彼ハ國家ヲフ全体トシテノ有機體ヲ其ノ一切ノ部分ノ上ニ置キ國家ヲ君主ノ上位ニ置イタカ關係ニ於テハ君主ヲ十分ニ主權者ト認メテ居タ。

一 理性主權若クハ正義主權

佛國ノ政治家カ人民主權ヲ破壞的觀念ナリトシテ反テ其シ理性主權トシテ正義主權ヲ理念ヲ採用セントシタコトニ緣故カアル

justice is than sovereignty, because justice is the rule of right the purpose of free constitutions is to determine force and to make justice reign

- 一 國民主權 *sovereignty de la nation* No one will deny the sovereignty of the people, i.e. the nation, if by nation is understood the whole nation in its constitutional form, including both prince and people if a part whale claims sovereignty, and says 'I am the state';
- 二 主權が帝王ニ在ルカ數命ニ在ルカ將ク多數者ニ在ルカーモノコ

トハ治下殊ルニ足ラヌ尚題テアル 既ニ原理ガ誤ソテキル。誤
ツテ原理ハ懸メテ危険ナル結果ヲ齎ラス。

彼ハ人民ノ民制的主権ト君主々種トノ間ニハ毫モ真ノ平和アルコトナ
シサレド国家主権ト君主々種トノ間ニハ人間全体ト莫ノ異議トノ關係ト
同一ナル調和存ス There can be no true peace between
the democratic sovereignty of people and the so-
vereignty of prince but between the sovereignty
of the prince there is the same harmony as be-
tween the whole man and his head ト曰フ畢竟スル
= Bunchelli ガ国家ノ有機的性質ヲ自然科学ノ一般法則ニ照シテ提
唱スルニ方リ政治的関係若クハ組合ノ精神的権力 道德的要素ニ就視テ
注キテ国家ノ人格性ヲ認識セシ一事ハ從來ノ国家有機体説ヲ唱導スル者
ニ比シテ長大足ノ進化ヲ逐ケシモノト謂ハガルヲ得ナイ 亦併国家主権

ノ認識ハ自然科学ニ於ケル現象的部合的認識ニ非ズシテ一何ノ哲學的英
識テアル。

備考

Engel = 於テハ主権ハ何人ニ集注サレネハナラス 斯クテ其
ハ独立ノ存在ト表現タル国家ヲ莫ノ有機的統一體ノ存在ト可
能ニナル。国民ハ自己發展ヲ作ス真個ノ有機的總體テアル 實際
ニ於テハ君主ト云フ人格者ノ概念ニ適應スル。

第五講 國家ノ目的

全体ナル政治及ビ其ノ具体化サレタル在リテ進ジテ國家ノ目的ハ在ソ
クニセヨ然局夫レガ何処ニ統一サレルカ即チ終局ノ目的ハ何テアルカヲ
觀ルコトガ現代ノ意味ツケルコトニナル。從ツテ個人的生活モ畢竟此ノ

全体トシテ流レツ、アル国民均正史ノ目的ニ統一サレテ行クノデアアル、此際我々ハ正史ノ異レル時代ニ於ケル事件ヲ研索スルニ十分ナル意見ト批判哲学ノ論理トニ依リテ、国民生活ノ立脚地ヲ決定セネバナラス、

Von Holtzemeier ハ實際的國家ノ目的 Die realen Staatszwecke テノ名ノ下ニ國家ハ三重ノ目的ヲ有シ其ノ目的要素ハ各々内部的ニ於テ彼屬關係ヲ形シ以テ調和スト論ジタ

是等三重ノ目的中第一ハ權力 Des nationale Machtzwecke ヲアルハ國家ハ自己ノ存在ト他ノ國家ニ對スル固有ノ利益トヲ保持シ個人若クハ個人ノ集團トシテ一國家ノ臣民ニ對シテ一般ニ統御ノ地位ヲ獲得スルニ十分ナル權力ノ上ニ成立シナケレバナラス。第二ハ個人ノ自由 Des individualen Rechtzwecke デアル。國家ハ個人ニ對シテ自由活動ノ範圍ヲ表示セネバナラス。且ソ凡エル外國家ヨリノ侵害ニ防ケルニナラス、自カラノ侵害ニ對シテマ神聖ヲ保タネバナラス。第三ハ一般幸福 Des gesellschaftliche Kulturzwecke デアル。

國家ハ人民ノ私的集團及ビ結合カ獨立權ヲ有シ、其中ノ一人若クハ夫以上ノ者カ他ニ對スル國家ノ權力ヲ奪ツテ其ノ權力ヲ揮フコトヲ防止セネバナラス。即チ國家ハ種々ノ集團ノ間ニ存スル敵對行為カ平和ノ礎ニ敷キスルヲ防止スルト共ニ集團ノ專制ニ反對シテ集團内ノ貧子タル個人ノ權利ヲ擁護セネバナラス。若シ彼等ノ有スル目的ニシテ嚴格ニ其ノ完成ヲ必要トスルナラハ國家ハ最初ノ一般目的ニ鑑ミテ集團ヲ強制善導セネバナラス。尔作 國家ノ目的ハ余ニ種多ユレテ以上ノ余共ハ不完全ノ誹ヲ免レナイデアラウガ、些トモ國家ノ目的ヲ權力個人ノ自由一般の幸福ナドノ見地ヨリ考察シタコトハ比較的妥當デアアル。 顧フニ國家ノ目的ニハ手段ヲモト終局ナルモノトカ在ル。夫故、我々ニハ手段ノモノ許リニ妥頭シテ終局ノ目的ヲ度外スルコトモ出来ズ、マタ終局ノ目的ニノミ没頭シテ手段ノ目的ヲ忘却スルコトモ出来ズ、サレハ國家ノ目的ヲ宣言スルニハ其ノ根本原理トシテ手段ヲ目的ト終局ノ目的トヲ包括スル命題ヲ一定關係ニ於テ明示シナケレバナラス。殊ニ其

ノ目的ヲ完全ニ實現スル為メニハ政治ト國家トノ關係ヲ詳別スル必要カ
 アル。是等ノ目的カ充足サレナケレバ。此ノ第一基本向題ノ善良ナル理
 解ノ進展ハ望ミ得ベクモナイ。マタ國家ノ目的ト云フ問題ヲ十分ニ調査
 スレハ他ノ方面ヨリ自然ニ三何ノ公英点カ存在スル事實ヲ發見スルデア
 ラウ。而シテ終始一貫シテ一個若クハ種々ノ目的カ次ニ起ル事件ノ方法
 トナワラユルコトカ解ル。論議上先ヅ終局ノ目的カ何デアアルカヲ示スナ
 ラハ其人國家ノ一般人間ニ問スル目的デアアル。我々ハ之レヲ完全ナル人
 間性 *The perfection of Humanity* ト稱シテ居ル。マタ人類
 一般ノ文化、人商理性ノ完全ナル發展、個人主義ノ一般統一ニ到達スル
 事即チ人間ノ崇拜 *Apotheosis of man* ナトト云フ意味ヲ表ハ
 シテヨル。斯ル目的ハ全体ニ亘ソテ精神的デアアル。其ノ内ニ存在スル精
 神トシテノ人類ハ有ユル物質的虚弱、誤謬及ビ罪惡ニ対シテ模範堂々々々
 ル戦勝ノ凱歌歌ヲ高唱シテ居ル。是レ實ニ道德 *Sittlichkeit* 國家ノ目
 的ナリトノ教義ニ於テ發表セレ *Hegel* ノ意味ニ相當スルモノデアアル。

然ルニ此ノ教條カ恰モ全体ナル國家ノ領分ト部分ナル個人ノ領分トヲ混
 同シテナル如クニ思フ所カラ政治論者カ勝手獨斷ニ此ノ教條ヲ使用シタ
 因 批判哲學モ粗雑ナル意見トナリ道德ヲア意味ノ狭小ナル概念トナソ
 タノデアアル。サレトモ政治ニ於テ真真正正ノ批判哲學ハ第一、第二ノ段階ニ
 安住セズシテ第三ノ段階ヲ提唱セシ *Hegel* ノ國家論デアアル。
 但シ國家ハ最初ヨリ世界的國家トシテ構成サレ得ルノデハナイ。人類
 ノ活動ハ余ニ廣汎ニ亘ソテ組織ヲ實現スルコトハ出来ヌ。人類ハ最初全
 体トシテ組織サレナイ中ニモ部分部分ニ於テ政治的組織ヲ有ツテ居タ
 夫故、人間史ノ最初ニ當ツテ人類ノ政治的分布ヲ指導スル自然ノ狀態ト
 カトヲ認メ得ルノデアアル。人類ハ民族的國家ノ建設ニ向ツテ絶ヘズ努力
 シタ。而シテ民族的國家コソ世界正史ノ文明ヲ通ジテ人類カ到達シテ最
 モ完全ナル組織デアリ一方權利ニ対スル人類ノ自覺ヲ説明スルニ十分ナ
 ル資料デアアル。從ツテ地球上ニ存続スル人類居留ノ目的ヲ探討スルタメ
 ニハ其カ據処トナルノデアアル。民族的國家ハ世界的國家ノ現ハル、以前

ニ該所ニ發展シテケレハナラヌ、夫故國家第二目的ハ國民性ノ完成即チ國民性ヲ特殊の原理ニ依ル發展ニ在ル。Bismarckカ國家ノ目的ハ一般天才ノ發展即チ一般生活ノ完全ニ在リト曰フクノモ上述ノ意ヲ表明シタモノト思ハレル

然ラハ此ノ目的ハ如何ニシテ實現サル可キカ 此ノ質問ニ對シテハ結局國家ノ直接目的ナリト考ヘラレルノデアラウ。サレハ其ノ直接目的トハ何デアルカ、日ク政治ハ自由デアルハ勿論是事ニ何實在ハ却介的ノ觀念デハナイ。一國家ノ主要活動ハ是等兩者ノ創造ト完成トニ在ル。此ノ事實ハ公平ニ遂行サレク時ニハ國家ノ文明が産生サレ次イテ世界的國家ノ文明が現出スル。其処テ第一ニ國家ハ平和ノ統一ト法律ノ統一トヲ爲サネハナラヌ、マタ政府ヲ建設シ且ソ内憂外患ニ對シテ國家ニ防衛スル能カラ以テ其ノ存立ヲ支持セネハナラヌ 是レ國家カ野蠻主義ヨリ脱出シテ第一歩ニシテ遂ニハ本質的ニ他ノ何レノ思考ヲモ導入シナイ 一時的中止状態ニ入ルノデアル 若レ國家ノ全権力此ノ效果ヲ保障センカ爲メ

ニ政治ニ依ツテ運用サレネハナラヌ必要ガ在ルナラハ夫々ハ夫々權利ヲ授ケ其ノ行動ヲ是認スルニ何等躊躇スベキモノデナイ。然レ其ノ是認ハ永存的性質ヲ有シラズルモノデナイトセフコトヲ知ソテ置カネハナラヌ何トナレハ其ノ民族的精神ノ發展ヲ確保スルノ不可能ニ依ルノデアアル 若シ斯ノ如キ嚴然必要ナル論點ヲ超然シテ進行ヲ続ケルナラハ寧ロ時代精神ハ抹殺サレテ了ワラザラウ、此ニ此ノ是認ニ固受的デナク變化的デラソテ、唯タ夫レガ時代ニ應ジテ居ルモノ一時的產物デアアル。

諸テ國家ニ於テ一度ビ教訓的感化ニ依ッテ法律ヲ守リ命令ニ違フ可キ性質ガ突メラル、又適ニ變化ヲ生ズルノデアアル。總テ國家ハ個人の自由ノ程度ヲ建設スルコトヲ發表スル、而シテ其ノ意志ニ則ツテ個人の自由ノ範圍ヲ指示シ且ソ自ラノ侵略ヲ絶斷シ他國ヨリノ侵略ヲ擊退スル、是ハ言ハ最初國家ノ領土ハ狭小デアアル、從ソテ其ノ領土ニ於ケル臣民モ亦高サレタル個人トシテノ活動ガ許容サレネハナラヌ、而シテ國家ノ人民ガ文明ニ進歩シタ時自由ノ範圍ハ擴大サレル事デアアル、其処テ個人ハ單

ナル個人の権力ヲ蓄レタ目的ヲ完成センガ爲メニ私的結合及ヒ集團ヲ形
成スルコトガ許容サレル。其他ハ政府ノ権力ニ依ッテノミ充タサレルノ
テアル。茲ニ於テ國家ハ是等ノ集團ニ其イテ自由活動ノ範圍ヲ明カニ定
メ彼等ノ絕對的特權並ニ権力ヲ防阻シ一般公衆ノ目的ヲ満足セシメント
スルガ如キ統御ニ依ッテ政府ヲ支持セネバナラス。斯ノ如ク援助ヲ其ヘテ
彼等自ラノ力ニ依ッテ行ヒ得ル事業ヲ完成セシムルコトハ 國ニ對ッ
テ善良ナル政治果ト謂ハネハサラス。

尤モ此ノ意味ハ自由ニ對スル政治ノ關係ヲ國家ニ依ッテ幾度モ整理スル
コトニ違キナイ。從ッテ其ノ國家ノ直接目的ヲ概念ヲ要求スルモノデ
モナイ。カノ千世紀ニ於ケル國家ハ政治ト自由トノ爲ニ活躍シタ而シテ
後者ハ最モ重大ナル結果ヲ文明ニ及ホシタ。政治ガ自由ニ依ッテ權利ヲ
運用シナイ時ハ國家ハ宗教及ヒ高等教育ノ如キ一定目的ニ對シテ何等爲
ス所ガ甚イ。若シ國家ガ良心ノ自由思想 言論ノ自由等ヲ承認シ、宗教
及ヒ教育ノ爲メニ個人の集團ヲ認容シ要ノ權利ヲ運用センガタメニ此ノ

集團ヲ保護スルナラハ宗教及ヒ教育ニ及ホス利益ハ尋大デアアル。第一
等ノ領分ニ于テ是ニキ能ク國家ニ要フルトモ 夫以上ニ有益ナル感化
ヲ一定ノ社会状態ニ及ホス誤テアル。

第六講 政體

第一節 ア氏ノ分類

Aristoteles ハ社會一般ノ利益ヲ認ムル一切ノ國家ヲ規範的國家ハ

ト稱ナシ。此レニ反シテ支配者ノ利益ヲノミ認ムル國家ヲ規範的

國家ノ變態 (*Types of states*) ト稱シテキル

彼ハ該ノ概念ヨリ出發シテ三個ノ規範的形式ヲ見出ス。是等各個ノ形
式ハ夫々變態ヲ包含シテキル。彼ハ最高位ハ個人ニ其ヘラル、カ、是等
三者ノ限限ヲ出デナイト曰フ。此ノ認識ヨリ般ハ次ノ規範的形式ヲ導出
スル。

一 王權制 Monarchy 若クハ現今更ニ一般的名稱即チ君主制、

二 貴族制、最善ノ市民 (國家最善ノ利益ヲ致セルモノ) ヨリ成ル少

三 民主制、多数者ノ支配、科挙ノ支配 Aristocracy 當時ニ於ケル希

臘都市ノ民主制派ニ Platon ノ民主制ハ墮落シテ腐敗ノ成分ニ蒙ハレテ中

々 夫故統ハ一級利益ノタメニ運用サレタル多数者ノ支配ニ對シテ

Democracy ナル語ヲ用フルヲ避ケ莫ク多数者支配ノ変態トモフ語ニ

限ツテキル。然ルニ後代ニ於ケル Democracy ハ復々斯揚國家ノ第

三形式ニ對スル常用語トナワレキル。更ニ我々ハ其ヲ斯ル意味ニ於

テ使用セントスル。A氏ハ三個ノ變態政体ヲ次ノ如ク説明シタ、

一 暴政若クハ專制 Tyranny 自己一身ノ利用ヲノミ主トシテ運用

サレタル支配

二 寡頭政治 (Oligarchy) 自己ノ利益ヲノミ特ル富者ノ支配

三 民主制 (Democracy) A氏ノ語ニ於ケル即チ我々カ其ヲ群

家政治ト稱ハレトスルモノ——多数食者ノ独斷的支配へ及ビ其教育

者ノ

Aristotle ハ此ノ分英ヲ屬シタルコトニ於テ、其ノ極限ヲ最高機關ノ

機能ヲ介担スル多数何人ニ存スル主要ナル特徵ニ置クマウニ是ハレル。

其ハ Plurimarian ノ植物學ニ於テ種族ノ數カ植物ノ種英ヲ次列スルガ如ク

モノデアル。アレド長レハ彼目ヲノ根ニ原理ニ逆フモノデアル。即チ國

家ノ形式ハ統治機關ノ質ニ依ルテ其ノ量ニ依ラナイカラデアル。彼ハ

此ノ波瀾概念ヲ具シタ。政ニ彼ハ數量ノ差異ハ統治力ニ於ケル質ノ差異

ト聯同スルハ當然ナリアフコトヲ指示シタ。即チ其ハ量ヲ以テ最後ノ標

準トスルモノデアル。然ルニ彼ハ質ノ原週ニ附シテ十分説明スルニ足ラ

ナカフタ。

Aristotle ノ分英ハ今一冊ノ故ニ於テ修正スベキデアル。其カ不完

全デアル理由ハ正史ハ彼ノ摹ゲン三個ノ規範的形式ノ何レノ下ニモ生レ

ナイヨクノ国家ヲ我々ニ不スカラデアル。是等一切ノ形式ニ於ケル最高
 権ハ人々ニ属シテアル。即チ一人ニ属スルカ若クハ最善ノ少數者ニ属ス
 ルカ將タ幾多ノ人々ニ属スルカテアル。然シ人間ノ権力ガ全ク認識サレ
 ナカワタ国家ガアル。其ノ国家ニ於テハ最高権ハ神全体ニ歸スルカ將タ
 一何ノ觀念ニ歸スルガノ何レカテアル。支配権ヲ運用セル人々ハ其ノ所
 有者ト着座サレズシテ人英ノ弱ニヨリ自由ニナレル見エガル支配者ノ僕
 婢ニシテ且ツ代理者ト着座サレタノデアアル。此ノ国家ノ第四形式ハ臣民
 カ幸福ニ尊カレタ時神権政体 *Theocracy* ト云フ一叙的ナル語ヲ以テ
 記サレル。而シテ其ノ変異セルモノヲ偶像政体 *Idolatry* ト稱ハレ
 ルノデアアル

註 *Note* -- *Schleiermacher* (*Abhandlungen* Der Berl. 1814
über die Begriffe der verschiedenen Staatsfor-
men) 伯林科学々會ノ論文 蕙散的政体ノ概念ニ就テニ於テ斯
 ク主張シタ 三何ノ月中介英即チ *Monarchy Aristocracy Democracy*

ocracy ハ常ニ相互ニ衝突シフ、アル。例ハ民主制ニ於テハ指導者
 ハ貴族制ニ類似スル。又 *Principles* ノ如キハ君主ノ如キ支配ヲ為
 スコトガアル。斯クテ同一ノ原理カ君主制ニ適應スル。 *Mill*
 ハ正ニ之レヲ言ヒ表ハレタ。或ル意味ニ於テ共和制ハ君主制ナリ。
 ス或ル意味ニ於テ君主制ハ共和制ナリ。 (*Speech* of 1790 in
his Works III. 139) --- In a certain sense re-
publics are monarchical, and again in a cer-
tain sense Monarchies are republics
 即チ是レデアアル。乍併 旧時ノ分類法ハ此ニテ意味ナキモノデアナイ
 而シテ 最高権ノ形式 *The form of the supreme power* ガ全
 體ニ一夫ノ性質ヲ與ヘルト云フコト及ヒ最モ重要ナル政治的原理ヲ之
 レト最モ密接ナル關係ヲ以テ存立スルト云フコトハ全ク真デアアル。

第三節 A 氏ノ發展

諸テ近代ニ於ケル Aristoteles ノ發展ヲ觀ルニ *Monarchie* ハ重要ナル點ニ於テ Aristoteles ノ分類ニ從ヒテラニ個ノ形式 君主制 貴族制及ヒ民主制ノ各何ニ對シテ支配權ノ數ヲ離レテ精神的計々道德的原理ヲ求メントスルコトニ於テ明カニ科學的發展ヲ為シタノデアアル。彼ノ意見ニ從ハニ 德 *Virtue* ハ民主制ノ原理 恐怖 *fear* ハ專制 *Despotism* ノ原理デアアル。彼ハ斯ノ如ク專制ヲ以テ國家ノ第一種形式トシテカ其ハ既ニ Aristoteles ニ依リ規範的國家ノ變遷政体トシテヨリ宜ク論セラレヲ居ル。

Schleiermacher ハ政治的意識ノ發展ニ於ケル多種異ナル狀態ニ依ッテ幾多ノ國家ヲ分類セントノ非凡ナル企圖ヲ為シタ。國家ハ人民ガ政府ト臣民トノ間ニ存スル必然的區別 (*Gegenwart*) ノ意識ヲ獲得スル時ニ發生スル。第一歩ハ少數ノ人民若クハ種族ガ此ノ意識ヲ獲得スル時ニ始マルノデアアル。而シテ新シキ情報ハ政治生活ニ熟セル凡ハテノ多數者ニ平等ニ湧クノデアアル。其ノ時ニ此ノ區別ノ意味ガ凡ハテノ人々ノ間ニ榮

展スル。更ニ彼等ハ政府ヲ取成スヘキ結合スル。次ニ臣民タラシク為メニ復ヒ分離スル。是レ民主制ニシテ 之トニ於ケル公共心ト私利トニ存スル反對ハ殆ト見エナイ位デアアル。マター一方ニ於テ多數者全格ガ政治生活ニ熟スルトモ國家ヲ取成スヘキ衝動ト其ヲ不平等ニ刺激ハル如クナ事カ起ルカモ知レナイ。其ノ場合ニハ政治的意識ハ先ヅ一人ニ於テ或ハ極少數者ニ於テ發展スル。此ノ意識ハ不平等ニ生ジ君主制カ或ハ貴族制ヲ導出スル。此ノ狀態ニ於テ國家尚ホ小ナルモノデアアル。ノニ三四ノ政体ハ極メテ類似レ且ツ容易ニ交代サレルマウニナワテキル。然シ自然ノ趨勢ハ常ニ民主制ノ方向ヲ指シテ行ク。何故ナラハ多數者ハ勇猛第一ニ存セヤル何人若クハ極ク少數者ヲ政治的意識獲得ノ為メニ選ニ棄テカラデアル。

第一ノ狀態ニ於テ其ハ長等數何ノ小種族ヲ結合スル。而シテ一人何人ノ他ノ人々ヲ支配スル。此ノ國家ノ形式ハ第一ノ狀態ガ必然的ニ民主制ニ流レントスレ如ク必然的ニ貴族制ニ流レントスルノデアアル。其レガ民主

的ナラストノ理由ハ多数者部族ガ支配者タル部族ニ服従スルカラデアアル
夫改其ハ不平等デアアル。外部的ニハ其ハ君主制ノ形式ヲ豫定シテキルカ
モ知レヌガ。帝王ナルモノハ支配スル部族ニ属スベキデアアル。隨ツテ其
ハ貴族的帝王タルニ過ギナイ。

第三ノ状態コトテ最後ノ状態ニトツテ後者ハ媒介的段階トナソテキル。
而シテ其ノ状態ニハ大多数ノ人々ガ十分ニ國民的統一ヲ意識スルマデニ
ナル時ニ到達サレルノデアアル。第一状態ノ民主的性質ハ政府ト臣民トノ
政治的區別ヲ十分ニ發展セシムルコトガ出来ナカワタ。マタ其ハ大國民
ト云フ内容ニ到達シ得ナカワタ。第二状態ノ貴族制ニ於テハ支配部族ハ
常ニ懸隔アル利益ヲ有シテ居タ。夫故國民的統一ハ國家ノ原理デナカワ
タ。第三状態ニ於テハ君主制ハ充分ニ發展セシメラレ君主ハ國家ノ統一
性ヲ代表シ且ツ其ノ充足セル能力ニ於テ政府ニ代表スルノデアアル。

*Schleiermacher*ノ意見ハ既ニ論議サレタル國家ノ三形式ニ對シテ智
識的基礎ヲ與ヘ且ツ夫等ヲ政治的理想ノ發展ニ於テ結合スルモノデアアル

民主制ハ最下級ノ状態トシテ現ハレ君主制ハ最高級ノ状態トシテ現ハレ
ル。斯ノ如キハ何事新ラシキ分其ノ原理ヲ導入スルモノデアナイガ。而
カモヨリ深刻ナル内面的觀察カ是等三制ノ異ナル形式ノ精神ニ及ホサレ
ルノデアアル

然レ歴史ノ過程ハ決シテ *Ableismacher* 論理的發展ニ適應スルモノ
デアナイ。事實ニ於テ正史的秩序ハ屢々離反——君主制 貴族制 民主
制デアアル。是レハ實際ニ幾シテヨリ多ク自然的秩序デアアル。何政ナラ
ハ能動的ナル政治的意識ハ最初社会ノ上層階級（彼等ハヨリ多ク好都合
ナル状態ノ下ニ生活シツ、アルノニ於テ發展レ漸次廣又ナル下層社会ニ
及ニテ行クカラデアアル。

備考一、政体ト同体トハ屢々混同シラカハラレルコトガアル併シ是レ
ハ區別シテ置ク必要カアル。政体ハ前掲政治ノ形式ニシテ主權
ノ位置ニ依ツテ規定サレホナナラヌ。勿論是レハ理論的考察デ
アルケト夫政体ノ規定ハ現今デハ形式ニ依ツテララル。例へハ

仰高田及ヒ此米合泰同ナドハ共和政体ニシテ日本及ヒ英國ナドハ君主政
体ナアルカ是等ハ共ニ立憲政体ナアル 國体ハ國民の正史ノ内容全
体ヲ意味スル 國体ハ實在的ニシテ政体ハ現象的ナル 實在ト現象ト
ハ不離ノ關係ニ在ツテ實在ハ現象ノ内ニ存在スルト考ヘラレル所カラ
國体ト政体トノ關係ニ斯様ニ考ヘラレ 國体ハ政体ヲ通ヒテ益々明カニナ
ラテ行クノナル

二、名實共ニ一致スル政体ハ存在シカワタ又待テシナイ *Athen* ノ民
主政体ハ世人ノ知ル所ナルカ其ノ實政體ヲ有セシハ少數ノ自由民ニ
シテ多數ノ人民ハ勞働ヲ爲ス如クアツタ *Plato* *Aristotle* ハ一種
ノ貴族政体ヲ以テ理想トシテ所カ在ル *Burke* ハ完全ナル民主政体ハ
全ク最モ無制限ナル專制 *Rousseau* ハ真正ナル民主政体
ハ皆ツテ存在セシコトナク又決シテ存在スルコトナシ 何トナレハ多數
者カ支配ノ實數者カ支配セラル、コトハ自然ノ順序ニ逆ハバナリト云
ク。

民ノ声ハ神ノ声ニシテ斯ル神ナシ人民ノ政治ハ民主政体ナランモ該ノ
完全ナル神ノ政治ハ人間ニ適合シナイカモ知レナイ。
Macaulay が英國ノ立憲君主政体ヲ寡頭政治 *Oligarchy* ナリト云フ
モ可成リ真相ヲ現シタモノナル。又如何ナル專制政治ニセヨ又シテハ
人ノ意思ニ依ツテ為サレルモノデハナイ。要ハ程度ノ差ニ歸セラレル。

第七講 統治權ノ分布

第一節 分權

政治ノ分業將ク活動ハ常ニ三側ニ分業サレル、性質上夫等ハ立法、行
政、司法トナル。立法作用ハ國家ノ法律ニ從屬スル人々ニ對シ行爲ノ規
律ヲ定メルコトニ依ツテ成立スル、行政作用ハ全体的デナイケレドモ命
令ノ性質ニ於テ存在スルカ如キ規則ヲ実行スルコトニ於テ成立スル。而
シテ司法作用ハ特殊ノ場合ニ應用センガ爲メニ夫等規則ノ意味ヲ解説ス

ルコトニ於テ決立スルノデアル。

蓋シ或ル學者特ニ佛蘭西ノ學者輩ハ唯テ二個ノ分類ヲ統治權ノ集同
ヲ認メル。即チ夫等ハ國家意思ノ式論ト表現ニ同シヲヨル。マタ夫等ハ
國家ノ意思ヲ処理シナケレバナライ所ノモノデアル。斯クテ行政法ノ
有名ナル學者 *Dr. Coezy* ハ「意ハ二個ノ權力ノニ就テ考ヘル。一ツ
ハ法律ヲ作レ權ニシテ一ツハ其ヲ実行スル權デアル。隨ツテ是等ニ權ノ
測ニ榮ニ權ノ存在スル。余地ハ無イ

此ノ見解ヲ採ル人々ハ司法作用ハ實際令權ヲ構成セズ寧ロ行政權ノ一
部特別ノ局面將タ附隨デアルト考ヘル。又其ハ主一立法意思ノ應用及
ヒ施行ニ同シテヨル。三位論 *The Trinity theory* ノ反對者 *Duguit*
int ハ法律的命令ハ分權ニ非ズシテ單一行政權ノ從屬デアル。而シテ其
ノ着岸ノ下ニ其ハ位置ツケラルベキデアル。一其ハ行政權ニ附隨スル一
個ノ單ナル。行政要素デアル。故ニ明カニ統治作用ノ三分ト

註 彼ハ二個ノ統治權即チ立法權ト行政權 *Puissance legislative*

et la puissance executive が存在スルト宣言スルマタ

Duguit ハ若シ司法權ガ判然自勵的ニシテ且ソ行政權ヨリ独立セ
ルモノナラバ、行政權ニ依ル私免ノ權利ハ明白デアル。要スルニ行
政權ニ於ケル私免ノ權利ノ存在ニ依リ司法權ガ行政權ニ依存スルコ
トヲ認サレル。

トシテ一般ニ取扱ハレルモノハ事實ニ何ニ過キナイ。即チ立法權ト行政
權トデアル。

註 *Tractatus* ハ三個ノ國權及ヒ其ノ各個ノ分立ヲ認ムル理論ハ純理

的想像的觀念デアル。唯テニ權ヲノミ認ムルヲ可トスル *Verkaum-*
ing ハ國家意思ノ表現ヲ処理ス可ト活動ノ全體ヲ體現スル *Verkaum-*
Verwaltung ハ國家意思ノ実行ニ関スル全体ヲ包含スル *good-*
ness ハ統治權ニ関スル同流ノニ元論 *French theory of the*
governmental power ヲ支持スル國家一切ノ權ハ國家ノ意思
ヲ表現スルカ將タ其ヲ実行スルカニ在ル。前者ニ屬スル若動ハ適宜

二 *Polites* の名称ノ下ニ理解サレルカ第一範疇ニ屬スル活動ハ

Administration ト云フ語ノ下ニ包摂サレル。夫故 *Polites and Administration* ハ国家全活動ヲ含ム。即レテ夫等ハ *Legislative* *Executive* *Judicial* ト云フ如キ語ヲ以テ記述サレル。

一般ニ二元論ノ主唱者ハ国家意思ノ実行ヲ処理ス可キ活動ヲ三個ニ再分スル性質上必然タル行政権ナルモノハ即チ管理及ビ指導ナドノ職掌ニ限ラレアル。性質上立法権ナルモノハ統治権ノ行政作用ヲ実行スルコトニ於テ包含サレタル實際科學的事實ニ聲口關係ガアル。司法権ハ具體的事實ニ對シテ法律ヲ解説シ適用スル。畢竟スルニ多クノ佛蘭西學徒ハ司法権ヲ以テ行政権ノ特殊の局面并々表示ト考ヘ下ラ。彼等ハ行政権ノ實際司法権ヨリ取り去ルコトニ依リ行政作用ヲ語ノ行政テフ意味ニ於テ司法行政并々司法裁判ノ行政ト嚴格ニ分ケル。換言スレバ分権ノ教義ハ佛蘭西政治家ノ心理ニ英米兩國ノ政治家ニ依リテ結論サレルモノト非常ニ異ナルモノカ存在スルノデアル。佛蘭西ニ於テ其ハ合衆國ニ於テ

理解サレタル。如ク裁判官ハ獨立ナルノミナラズ政府及ヒ其ノ委員ハ獨立シ且ツ普通裁判所ノ法律適用カラモ非常ニ自由デアアルコトヲ意味シテアル。

二元論ハ多クノ佛蘭西學徒ニ依ッテ受ケ容レラレタノニ其ヲ不健全トシテ拒否シ以テ高ク止ツテ居ル者カ僅カニ在ル。例ハ *Hamelmann* ハ法律適用ニ依ケル司法作用ハ單ニ行政ノ隨從デモ行政権ノ從屬デスナイト云フ。實ニ司法部ノ解決ト云フ職掌ハ主ニ行政ニ對スルモノデアアル。即チ司法官ハ適法ナリヤ否ママ々持別ノ場合ニ於テ其ハ実行サルベキヤ否ヤヲ決定スル。併シ其ハ其ノ職掌ヲ以テ行政ノ一部トハシナイ。若シ司法権カ唯ハ行政権ノ附隨デアアルナラバ司法官ハ正ニ行政委員デアリ。其ノ名ニ於テ裁判ヲ司ルモノデアアル。尤ンマ多クノ場合ニ於ケル司法権ノ行使ハ法ノ行政上何等ノ意義ヲ有シナイカラ如何ニシテ斯ル場合ニ於テ行政権ノ一部タリ得ルカ、何等ノ反論モ無キ否決的法律解釈ノ範疇ニハ法ノ行使ニ關スル向題ハ無ク又司法権ヲ行政作用ニ於ケル何等カ

其ノ當時此ノ區分ハ *Mersiglio of Padova* ノ有名ナル著「平和ノ保護者 *Defensor Pacis*」ノ中ニ現ハレテオキタ。 *Radin* ハ十六世紀ニ於テ君主ヲシテ四人ニ於ケル裁判ヲ司ラシムルノ危険ヲ注意シ司法權ヲ獨立ナル長官ニ委ネルノ利ヲ指摘セントシ第一ノ政治論者テアワタ。彼ハ一度ニ立法者ニシテ且ツ司法官タラントスルハ正義ト慈悲ノ特權、法律ノ服従ト法律ヨリノ離脱トヲ混同スレコトニナルト宣言スル。自然ノ法則及ビ國際法ノ學徒ハ幾多統治權ノ性質ヲ分析シタアレドモ、國家カ強カタランガ爲メニハ一切ノ權カ平等ノ強權ニ分布スルヨリモ寧ロ同一者ノ手ニ結合スベキデアルト云フノガ一般の説論デアル。英國ニ於テ十七世紀中葉ノ清教徒革命 *Puritan Revolution* ノ時ニ當ラテ統治權ノ分野及ビ分立シ異ナル機關ニ依ル夫等統治權ノ運用ハ最初政治的教義トナソタ *Commonwealth* ハ國民政治ヲ組織セントスルニ極力行政及ビ立法ノ職掌ヲ分立セントシタカ司法部ノ獨立ハ十分之ヲ認ムルニ至ラナカソタ。英國革命ノ政治哲學者 *John Locke* ハ其ノ有名ナル「何

ノ政治論」ニ於テ統治權ハ當然性質上立法、行政、刑罰ノ三權ニ分タレタト声明シタ。後者第三ノ職掌ハ現在ノ分立權トシテ了解サレラルモノヲ意味スルマウデアル。

之レヲ要スルニ統治權ヲ分立シ其ヲ政治科学ノ根本原理トシテ取扱フタ血代政治學ノ第一人者ハ *Montesquieu* テアツタ。彼レハ之レヲ名著「法ノ精神 *L'esprit des Loix*」ニ於テ(一七四八)公表シタ。彼ニ從ヘバ柯ヅレノ政治ニ於テ三種ノ權カ在ル。即チ立法權、行政權、司法權アアル。立法權ト行政權トが同一人或ル獨政者ノ手ニ墜ラル、時ハ自由ハ存在シ得ナイ。後々司法權カ立法及ビ行政ノ二權ヨリ而立ラレケレバ自由ハ存在シナイ、カラニ司法權カ立法權ト結合サレルナラハ臣民ノ生命及ビ自由ハ独裁ニ委ネラレテ終フデアル。夫レハ司法官ハ其時立法者タリ得ルカラデアアル。マタ司法權カ行政權ト結合サレルナラバ司法官ハ暴君ト壓迫トヲ以テ行動スルマウニナル。併シ貴族將タ平民ヲ向ハズ同一人若クハ同一團體カ即チ法律ヲ制定シ民衆ノ決議ヲ実行シ細

人ノ目的ヲ實現スルノ三權ヲ運用セントスルハ夫レ一切ノ目的デアアル。

Montesquieuハ分權ノ理論ヲ以テ自由ノ教養ヲシメントスル第一ノ人者デアソク 彼ノ意見ハ佛蘭西革命ノ政治哲學ノ一部トナリ十八世紀ノ終ラザル間ニ佛蘭西ニ於テ組織サレシ憲法ニ於テ常ナク聲明サレタ。

参照

一七九一年及一七九五手ノ憲法 一七九一年ノ權利宣言 第十條 分權ガ決定サレテ中ナイ社会ハ何アレモ憲法ヲ有レナイモノデアアル。此ノ理論ヲ研究スルニ一七九一年ノ憲法ハ行政部ノ決定ニ從ハザル立法議會ヲ生ンタ 政府委員ハ立法部ニ席ヲ有レテ中ナカクタ 帝玉ハ立法権ヲ有セズ唯ク議會ノ中止権ヲ有スルニ過ギナカクタ 而シテ司法官ハ人民ニ依ツテ選バレタ者デアアル。行政権ハ司法部一切ノ統轄ヨリ自由デアリ行政ニ反對シ阻害セントスル司法裁判所一切ノ條令ハ非立憲的且ツ無效タルベレト宣言シタ 短言スレバ該原理ハ政府ノ各部ハ其ノ範圍内ニ於テ自由獨立タルトスル在ル。立法部ハ一切ノ立法権ヲ運用スル ソレヲ夫レ以前ニ何事モスベキデアナイ。行政部

ハ一切ノ行政権ヲ運用スル而シテ夫レ夫レ以上ニ出アナイ。併シ更ニ其ル必要ナル例外ガ認めラレル。夫レハ行政権ニ或ル司法的性質ヲ帶ンタ或ル權ガ英ハラレタ如キデアアル。

佛蘭西ニ於テ Montesquieuニ依リ聲明サレシト同様ナル教養ガ持

英国ニ於テ Blackstoneニ依リ其ノ著 Commentaries on the Law

of England ノ中ニカ説サレタ 彼ニ從ハバ法律ノ制度及ビ施行ノ

權利カ同一者若クハ同一西極ニ英ハラレル時ハ常ニ公衆ノ自由ハ存在シ

得ナイ。マタ長官ハ立法者トシテ自ラ恒ニ所有セントスル一切ノ權カテ

裁判執行者ノ性質ニ於テ感じテナルカラ專横ナル法律ヲ制定シ以テ其ノ

專横ナル様式ニ於テ施行スルモノデアアル。而シテ Blackstoneハ若シ

司法権ガ立法権ト結ビツイタナラハ臣民ノ生命、自由及ビ財産等ハ其意

ニ依ッテ決定サレ毫モ法律ノ根本原則ニ依ッテ決定カレザル独断的裁判

官ノ手ニ歸スルノデアラシ 而シテ夫等ハ立法者ガ獨立シテ居ルトモ司

法官が監視レナケレバナラナイ所ノモノデアアル。マタ若シ司法権が行政
権ニ結ビ付イタナラバ此ノ結合ハ即ちニ立法権トノ確衡ヲ失フデアラウ
ト論ヲ結ンダ

亜米利加ニ於テ国民定法ノ構成サレントスル當時 Blackstone 及 Mo-
ntesquieu ノ感化ハ有力デアリ且ソ決定的デアワタ 而シテ分限
Parliament of powers ニ因スル彼等ノ教義ハ初期ノ政治家ノ一部政
治的信條トナワタ *Magnas* ハ該ノ問題ニ就テ常ニ評議サレ引用サレシ
神託ト聲明レタモンテスキウノ語ニ於テ殆ト何人の自由ノ保護ニ必要
ナルモノトシテ此ノ教義ヲ辨護シタ 全マテノ権即チ立法権、行政権、司
法権カ同一者ノ掌中ニ於テ累積スルハ其カ一人少教并々多数ノ掌中ニ在
ルトヲ向ハズマタ傳襲 自己指定 等々送奉ナルトヲ向ハズ正レク暴政
ノ定義ガ宣告サレルカモ知レナイト曰ワタ。

十八世紀ノ終ラザル間ニ構成サレシ初期國家ノ憲法ニ於テ立法行政司
法ノ諸職掌ハ分立レ以テ権限ヲ明カニサレネバナラヌト云フ觀念ガ確實

ナル語ニ於テ表明サレテキタ。而シテ夫等ノ統治ハ便宜及ビ能率トシ
テ詳察サレタル理論ニ殆ト一致シテ組織サレタ 一七八〇年ノ英國 *Bill of Rights*
州ノ憲法ハ「共和州ノ政治ニ於テ立法部ハ行政権及ビ司
法権其何ツレヲモ行フ司ラス」 行政部ハ立法部及ビ司法権其ノ何ツレヲ
モ行フ可カラズ 司法部ハ立法部及ビ行政権其ノ何ツレヲモ行フ可カラ
ズ 且宣言シタ。是レ人同ヲ以テ治ムルニ非ズ 法律ヲ以テ治モンカ
ソデアアル。本質ニ於テ英版スル宣言ハ多クノ革命的國家ノ憲法ニ無私的
ニ表ハサレテワタ。實際的ニ既ニ仕組マレタル一切國家ノ憲法ハ明カ
ニ統治権ノ三部分立ニ確ハル「分限項」ヲ含ンテアル。カレド版式
分限項ヲ含マサル僅少ノモノモ立法行政司法ノ三職掌ヲ分立セル職用ニ
於テ運用シテアル。夫故理論ガ形式的ニ言明サレルト否トヲ向ハズ統治
ハ一切ノ場合ニ於テ立憲ノ原理ニ則ツテ事實組織サレルノデアアル。

第二節 分権ノ評價

理性、意思、感情 是等三何ノ人の要素が各々異なる所々有スルコトハ一般ニ認メラレテキル。ケレ共各々絶対的独立ヲ有スルト云フコトハ一般ニ認メラレテキル。ケレ共各々絶対的独立ヲ有スルト云フコトハ何人モ認メナイ。余リニ解リ過キタ事實アル。サレバ理性、意思、感情ハ人格ソノモノ、分殊ニ非ズシテ人格作用ノ分殊ナルヲ知ル時之レト同一ノ形式ヲ具備セル。三権分立ハ主権ノ分立ニ非ズシテ主権ノ統治作用ノ分立ナルコトヲ容易ニ知ルノテアル。此ノ故ニ三権ノ絶対的独立ヲ否定センガ爲メニ幾多ノ例證ヲ擧ゲル必要モナイ。同時ニ之レヲ以テ *Montesquieu* = 對スル及駁ナドト考ヘル者ガアレバ天レハ愚ナル誤解アル。隨フテ之ニテ又キウノ樹テシ三権分立説ノ價值ヲ抹殺セントスルハ大ナル心得違ニシテ其ハ固ヨリ完全ト謂ヒ得ザルニ其ノ中ニハ一大真理ヲ含ヒ在ルハ永久不滅ノ價值ヲ蔵スルモノアル。

昔時ハ君主及ビ之レニ類スル者ハ三権ヲ兼有スルヲ以テ原則トセシモ経験ノ結果漸次三権ヲ特異ノ機關ニ賦與スルノ利ヲ認識スルニ至ツタ。

此ノ認識ヲ導説トシテ組織スルニ至ツタノガ *Locke* 及 *Montesquieu* テアル。説ノ三権分立ノ論概ハ分業律ノ思考ト同一致ニシテ甚カシク文化構成ノ原理ニ則レルモノアル。此ノ論概ニ從フテ彼ハ議會ノ重要ナル任務ガ法律制度ニ在ルヲ見テ議會ハ唯ガ法律ヲ制定スルモノトシ、考ヘダト云フノテ之レヲ反對ノ材料トシ議會ノ任務ガ必ズシモ法律制定ニノミ止マラズ、行政ニモ手要スルヲ示シ以テモンテスキューノ設設ヲ擧ゲル者ガ在ル。蒙ニニハ彼ハ三権分立ノ事實カ唯ガ英國ニ於テノ之例々行ハレシニ拘ラズ之レヲ以テ國家全体ニ通ズル政治學上絶対真理トシタト主張スル者ガ在ル。併シモンテスキューハ是等反對論者ノ云フ如ク考ヘタテアラウカ。彼ハ實際議會ノ任務ニ就キ法律制定以前ニ何モノモ知ラナカッタカ。マタ彼ガ概念 *Locke* ノ政治思想將タ英國ノ制度ニ影響サレシ所アルニセヨ三権分立ヲ主張スルニ其ノ論概ヲ唯ガ英國ノ例ノミ採ワタデアラウカ若シウテアルナラハ是レモ亦一例ノ偶然的常識ニナワテ了フノデアアル。併シ *Montesquieu* ハ決シテ斯ル見解ノ把

持着テナカツタ。彼ノ基本觀念ハ *Divinity* 法律ノ精神ニ存セズ *Law* 法ノ
 「*Divinity*」精神——普通の法則ノ精理ニ存スルカレバニレヨリ末ル三権
 分立ノ説ハ政治的事実ノ分佈ニ非ズシテ一箇ノ政治的理想ノ認識テアラ
 ネハナラス。理性ガ感情ニ代リ意思ガ感情ニ代リ并々理性ガ意思ニ代リ
 テ固有ノ作用以外ニ他ニ出デントスル時其処ニ不統一無秩序ノ破壊ガ到来
 スルニ由リ是等三箇ノ人的要素ガ各々自己固有ノ職掌ヲ存スルコトニ於
 テ統一原理トシテノ人格ノ組織的發展ガ在ル如ク三権モ亦必然各々自己
 定位ノ性質ニ依テ存立セネハナラス。即チ立法部ハ立法ヲ專務トシ行政
 部ハ行政ヲ專務トシ、司法部ハ司法ヲ專務トスルコトニ於テ政治上ノ理
 想ガ達セラルノデアル。此故ニ三権分立ノ真價ハ「自由ノ保障ニ存スル」
 備考、*Divinity*ニ從ハハ権能守々局部ノ分立ハ逐々職掌ノ分立ト紛
 ハレシ。一七八九年ノ佛蘭西國民議ノ最大欠点ハ統治作用ヲ分立
 セントセシノミナラス。三分作ヲ創造シ主權ノ統一原理 *The*
Principle of the unity of sovereignty ヲ破壊シテ各

部ニ主權ノ一部ヲ與ハントスルコトニ依リ権能 *Pouvoirs* ヲ分
 立セントシタコトデアル。 *Locke* モ *Montesquieu* モ決シテ斯
 ル設想ニ傾ラナオツタ。彼等ハ法律論ヲ設定セント欲セシニ非ズシ
 テ如何ニシテ英國憲法ガ職掌ノ分布及ビ諸機關ノ一旦共働ニ依リ日
 由ノ保障ヲ確立シタカヲ單ニ示サントスルニ在ツタ。 *Montesquieu*
 ハ一度モ分権 *La Separation des Pouvoirs* ト云フ語ヲ用
 ヒナカフタ。又教鞭ノ統治作用ヲ掌ル機關ハ絶對的ニ各々独立シ相
 互ニ管理シ合フコト無シトハ主張シナオツタ。
Blunt schli 一如キハ「各部ノ絶對的獨立ハ國家ノ有機的性質ト矛盾
 スル各部ハ或ル意味ニ於テ他ノ諸部ニ從屬サレネハナラス。然ラズ
 ンハ國家ハ互解スルデアラフ。ト言フ、ハ頭腦ハ身体ヨリ介離シ得
 ナイレ又人間ヲ破壞セズシテハ身体ト平等ニナリ得ナイ、……」
Allgemeine staatslehre §k VII ch. 7ト云フガ正シク是レ
 ハ事實ニシテ且ツ事實的説明デアル。即チ我々ハ其ノ事實ヲ提供ス

ルコトニ於テ何ノ異存モナイテアル。併シ我々ハ政治的事実ノ先
 驗的論究ヲ為シ理想ヲ要求シ得ル権能ヲ有スルガ故ニ政治ノ規範ヲ
 示スコトカ出来ル。即チ三權分立モ亦一國ノ政治上ノ理想ニシテ政治
 ノ則ル可キ規範果テハ一國ノ政治的 *ideal* テアル。現代ノ傾向ヲ
 透シテ説クナラバ三權分立ハ夫レ立憲政治ノ基礎デアル。

備考 政府ノ権力ヲ分ツテ其ヲ三種ノ機關ニ委任スルコトハ勿スシモ
 政体ノ專制ト自由ヲ別ツ可キ標準トハナラス。何トナレハ法律若シ
 惡法律ナラハ之レヲ施行シ若クハ通用スル者別人或ハ別機關ナリト
 人ルモ何等ノ利益ナク反之法律若シ善法律ナラハ之レヲ施行シ若シ
 クハ通用スル者或ハ同一機關ナリトスルモ之レカ因メニ自由ヲ傷害
 スルコトハナイト主張スル者カ在ルガ是レ明カニ合理的專制主義ニ
 立脚セルモノニシテ理論上真ナルモ立憲自由ノ規定トシテハ三權ハ
 分立ス可キデアル。

第八講 近代國家

第一節 序説

往昔 希臘ノ國家ハ所謂都市國家 *city state* ナレハ自然市民ナリモ
 ノカ重ンセラレ市民ニ於テノ權利ヲ見ルコトカ出来ル。從ツテ奴隷及
 ビ異邦人等ハ勿論希臘ノ市民デハナカワタ。此故ニ當時自由ハ市民ニ存
 ストエフモ真デアワタ。而シテ此ノ自由ナルモノハ異意スルニ何人カ官
 職ヲ得 有カナル法律編成即立法ニ參與スルノ謂テアル。オレハ完全
 ル市民「コソ希臘ノ政治思想ヲ表ハスモノニシテ且ツ同時ニ希臘國ノ体密
 ヲ物語ルモノデアル。羅馬ノ國家モ亦都市國家ニ始リ近代ニ至ルマデ其
 ノ政體ヲ存シテキタ。此故ニ大體羅馬ノ國家ニ對スル説明ハ希臘ノ國家
 ニ對スルモノ同様デアル。又思想上ヨリ見ルモ羅馬ハ希臘國家ノ政治思
 想ヲ継承シテアルノデアル。併シ羅馬ノ國家ハ法律ヲ以テ鳴リ永ク其ノ
 教訓ヲ重レテアル。主レ主耶南シテ羅馬ノ國家ハ教化の団体ト考ヘルコ
 トモ出来ル。是レハ固ヨリ宗教的觀察テアルカ當時ノ國家ハ市民社會ト

日一義ニシテ *limiting* 即チ市民団体 *Republiques* 即チ共同団体等
 弊害ニ国民団体ニ歸シテ考ヘフレル。羅馬ノ國家ハ一個ノ結合体ニシテ
 内部的統一ヲ存シテキタ。隨ツテ共同団体ヲ類似ノ原始的主権者ヲ存ス
 ル數國ノ部亦ニ分ツコトカ全クアリ得ナイ。故ニ羅馬人ハ國家組織ノ事
 元ナルニ拘ラス國家ノ権力ハ唯一ハ可分ニシテ其ノ *Imperium* *Mai-*
estus (君主) ハ羅馬國家ノ最モ重ナル既立條件ト考ヘタ。中世國家ハ
 独逸ニ於テ見ルコトカ出スル。獨ノ國家ハ当初一定ノ領土ヲ有セザル國
 民ノ集團デアツタ。而シテ一定領土カ國民団体ト結合スル速度ハ比較的
 迅速デアハナイ。而シテ独逸ノ國家ハ都市的組織ヲ缺イテキタカ元来其ハ
 地方都市ナリシモノ、其処ニハ聖地的中心ナク人争的中心カ在フタメケ
 テ例ハハ諸侯ノ地位カ國家組織ノ區別ニ存在セシ如キデアアル。サレハ独
 逸ノ國家ハ中央集権ヲ缺イテキタノテ其ノ廣汎ナル土地ニ散在セシ國民
 ヲ能ク統一シ以テ國家組織ヲ為スコトハ非常ニ難事デアツタ。然ルニ独
 逸國家ノ王權ハ爾來拡大サレ土地所有權ト人民統治權トヲ掌握シタ。尤

モ此ノ権力ハ無制限ナルモノニ非ズレテ最高所有權ト共ニ王ノ処分ス可
 ラザル個人ノ所有權カ存シタ。サレハ當時ニハ王權ト民權トノ二元論的考
 察即チ二元論 *dualism* カ実行サレタノデアアル。如上ハ独逸ニ於ケル所
 有權ニ對スル帝王ト人民トノ權利關係ニ基キ斯ル國家ヲ二元論ノ実行状
 態ト做シタカ此ノ他ニモ亦二元論的考察ノ許容サル可キ部カ在ル。即チ
 中世時代ヲ通ジテ存在セシ國家ト教會トノ關係デアアル。當時ハ國家ノ支
 配スル範圍ト教會ノ支配スル範圍トハ異ワレキタ。即チ前者ハ俗界ヲ支
 配シ後者ハ靈界ヲ支配シタノデアアル。而シテ靈界ノ支配ト云フモ俗界ニ
 關係セズレテ為サル可キモノデナク。否ナ寧ロ積極的ニ于其セシニ由リ
 宛ラ僧侶國家ノ如キ体ヲシテキタ。然ルニ國家ト教會トカ漸ク對立スル
 ヤリニナツテ此ノ二元組織カ明カニ現レタ。實ニ國家ノ教會制度ニ於テ
 ハ國家ト教會トノ二個ノ権力ハ明瞭ニ分立シテキタノデアアル。然ルニ文
 物復興ト共ニ伊太利ニ於テハ *Machiaveli* 盛ニ國家思想ヲ高揚シタ
 彼ニ從ハハ近代國家ハ古代國家ノ特徵ヲ傳襲スルコト甚ナカラザルモ國

民ノ上ニ最高統治權ヲ有スルハ近代國家ナル。

第二節 近代國家

近代國家ノ多クハ代議的形態ニ成ルノデアルガ其ノ組織ノ由ツテ来ル所ハ其ノ觀念ニ於テ古代國家ノ考察ニ存スルノデアル。此故ニ近代國家ノ支配領域ハ專スルニ古代國家ノ如ク共同生活ノ全部ニ亘ラレテ、而シテ其ノ權カモ古代國家ニ比シテ大トナラシク、斯クテ國家ハ其ノ活動範圍ニ限定シ以テ其ヲ自己ノ責任ト做スニ至ラシク、他方ニ於テ國家ハ其ノ絕對的範圍ニ命令スルガ如キ權カヲ國民ニ賦與スルモノデハナイ。若シ然カセンニハ國家ノ絕對權ハ存在レナイノデアル。隨ツテ其處ニハ二元的國家ノミナラズ多元的國家 *Pluralistic State* ガ生ズル。故ニ近代國家ノ特質ハ政治的一元性デアル。(Max Weiser ト云レリ) 故ニ表ハス。

國家ヲ以テ統一體ト看做サントスルコトガ近代政治學ノ多クニ現ハレテヨリ、之レニハ主權概念ガ非常ナル關係ヲ有ラレヨリ。Hobbes ノ如キハ自然法ヲ採リ來テ國家ノ統一的人格ヲ説イタ。自然法ニ從ハハ國家ハ個人ヨリ誘導サレシモノトナルガ、而カモ此ノ自然法ハ成立セル國家ヲ以テ他ノ一切ノ權カニ優ル權カヲ有スルモノト認メルノデアル。勿論其ノ權カノ限界ニ關スル見解ニハ自ラ差異ガ在ル。例ハハ Rousseau ハ斯ノ限界ヲ以テ君主ノ自由意思ニ歸ル *Leakle* ハ自然法ニ歸シタ。而シテ此ノ自然法ハ國家ノ最高權ヲ認ムル所カラ當然中世國家ノ二元性質ノ如キモノヲ打破スルコトニナルノデアル。即チ宗教的權カヲモ兼ネルコトハナル。而シテ自然法ガ國教ヲ要求スルコトハ國家ヲ統一セントスル努力ノ最終ノ結果ニシテ所謂國民的宗教 *Religious Civile* トハ是レデアルマダ國家ヲ法律的ト考ヘル思想ハ國家ガ自己活動ノ範圍ヲ限定スベキ法律ヲ形式ヲ有スルト云フニ在ル。隨ツテ斯ノ共同生存體ニ從屬スルモノハ必然是レガ法律ニ服從シナケレハナラヌ。

近代國家ハ分権制ヲ去ツテ中央ニ集权シ以テ其ノ組織ヲ統一シ個人ノ
 權利ヲ確定シタ。併シ近代國家ニ於ケル個人ハ古代國家旺盛期ニ比シテ
 甚シク制限ヲ受ケテヨル。尤モ古代ノ國家ニ於ケル個人ハ自己ノ自由ヲ
 成文憲法ニ依ッテ專断スルマデニ明カナル權利ノ意識ヲ有シテ居ラナ
 カリタ。然ルニ近代國家ニ於テハ其ノ專制的形式ヲ採ル際ニモ個人ハ國
 家ニ對シテ獨立ナル權利ヲ有レ彼等ハ等シク法律道德ノ主体タルノ觀念
 ヲ失ナハナイ。ケレトモ此ノ觀念ハ現時ノ國家ニ依ッテ遂ニ抹殺サレテ
 終ワタ。併シ現代ノ立憲的自由モ中世紀ニ於ケル個人團體階級等ガ各々
 自由ト特權ヲ有セシコトニ在リテ斯ルニ元説ヲ有セシコトカ取リモ直サズ獨立ナル
 蓋シ中世紀國家ニ於テ斯ルニ元説ヲ有セシコトカ取リモ直サズ獨立ナル
 個人權ト國權トノ觀念ヲ人々ニ染ヘタノデアアルモ此ノ觀念ハ文化社
 會即今完成國家組織ニ於テハ固有ナルモノデナイ。古代國家ノ市民ガ有
 セシ自由ナルモノハ許可ニ依ルモノニシテ彼等ハ人生觀將々國家哲學ニ
 從ッテ其ノ權利ニ変換シ得ナカワタ。夫故彼等ハ王者ト市民トノ二元論

ニ遭遇シナカワリ。カノ *Pericles* ノ如キ王公デタ ソレモ彼ハ人民
 ノ譽ゲレモノナレハ其モ亦人民ノ一部ニシテ即チ人民ノ王デアワタ 故
 ニ彼ノ國家ハ一元論ナリシカトモ其ノ私利意識ニ就テ非常ニ近代國家ト
 異ナルノデアアル。又「國家ト觀念」ニ元論ヲノシ合得セシ羅馬帝國及ヒ愛
 西亞帝國 是等ノ國家組織ニ於テハ個人ト國家トノ間ニ根本的限界ガナ
 カワタノデアアル。

因ヨリ斯ル國家ハ專制政体ノ國家デアルト考ヘラレネハナラヌ 個人ノ
 權利ガ認めラレザル國家ハ何ト言フテモ其ノ私法ニ於テハ專制政体デア
 ル 尤モ個人ノ權利ガ私法的ニ認めラレ而モ其ノ實質ガ專制組織ニ比ル
 國家モ在ル。然レド近代國家ハ君主國ナルト共和國ナルトヲ問ハズ其ノ
 憲法ヲ有スルコトニ於テ立憲國デアリ。即チ憲法規定ナルモノカ現代國
 家ヲ考語ル主要部分デアリ。而シテ立憲的國家ニ於テ王者及ヒ國民或ハ
 國家及ヒ國民ノ二元對立ヲ考ヘルト云フコトハ立憲國家ナル概念ト矛盾
 スルカモ知レナイカ事實ニ於テハ此ノ二元傾向ガ支配シテオルヤウニ思

ハレル。而シテ此ノニ元論ハ何人ノ自由權利ヲ具體的ニ規定セントスル
 場合即チ個人ヲ以テ本末權利ヲ有スルモノトシテ其ノ人格ヲ認メル場合
 ニカカアル（國家ハ法律ヲ以テ個人ノ有限的人格ヲ認メル）
 又此ノニ元觀ハ法律一切ノ基礎ヲ包括スル憲法ヲ制定スル際ニ其ノカラ
 及ホスノテアル。例ハ東洋ノ國家ハ永ク成文憲法ノ觀念ニ乏シカワ
 カ特移リテ此ノ觀念ヲ具體化スルニ及ンデ如何ニ其ノ二元制國家觀念ヨ
 リ直接誘導サレシカラ知ルニ足ルノデアアル。

封建國家カ廢セラテ形式的ニハ特權カ打破サレタガ其ノ殘骸ハ依然トシ
 ラ命ヲ絶ツマデニハ至ラナカワタ。而シテ政治的ニハ人民ノ權利カ平等
 化サレタガ人民ノ経済的间隔ハ益々大ニナリ貧者ハ益々貧ニ富者ハ益
 々富ニナリ所謂中資本階級ナルモノカ善長ナル國民トナツタ。夫レハ自
 ラ貧者ハ國家ノ政治ニ參與シ得ズ一定額ノ納税ヲ爲シ得ルモノ、此カ國
 家ノ政治ニ參與シ得ルコトヲ意味スルノデアアル。斯クテ大部分ノ中間資
 本階級ノ人々ハ此ノ組織ノ上ニ在ツテ其ノ資本ヲ増加シ而カモ此ノ資本

ノ増加カ彼等ノ政權ヲ充實セシメ遂ニ資本家國家ナルモノカ現ハレタ
 デアル。併シ現代國家ノ殆トハ普通選舉ヲ實施スルマウニナツタノデア
 ルカラ總分從前ヨリハ改造サレテ行クデアラウカ其ノ改造モ國家ノ歴史
 ヲ度外シテハ爲サル可クモナイノデアアル。

第九講 神権政治

Biggio に従へば、國家に關する *S. Augustine* の思想を理解せんとするに際し、國家を *Civitas* と訳するの誤謬を避けねばならぬと曰ふ。*S. Augustine* の思想は明かに社会的である。彼は二個の社會に纏めらるゝものとして、善と惡とに就て考へる。唯だ、最後の審判に際し、地球上ノ都市に *Civitas terrena* は其の構成元子を決定せらる。 *Civitas* は *Augustine* によつて *Republica* と取り替へらるゝ筈でない。そして *Civitas Dei* は現存教會の長き以前に果ては *Republiam* の神召以前に見出さるべきものである。彼は故に神祕的なる言葉を以て、善と惡との神祕的なる二個の都市として處る。彼は一度ならず *Civitas* と社會と同義なるものとして説明する。最初の二個は善に二個の社會即ち墮落の体 *the republics* と一般神聖

の体 *Communism's Sanctum* の旨にあって、教会と國家との間には
ない。神の送かし強き教義に就て、神の二様の性質を考へること
に於て *Sydney's* に於て彼が述べたのは当然である。神への送は送はと單なる名
稱の人々。全く是等二種の体は相交りまた交らんとする。都市的人
の一定の目的に於てのみ、現世の社会は現世的政府によつて表は
される。教会は同一としてより、象徴として多く *Symbolic* *Meaning*
を表はす。此の誤謬は往々作らる。或る語句はその道程を示すや
うに思はれる。然しながら其の第一に其の區別は既に述べられ如く
である。誤謬は勿論、現世の社会を國家と全一と做すによつて起り
又神の國に適用されたる一切の屬性を教会の軍事に對して明かに欲
せられたるものと做するに依り生ずるものである。而して其を教会と
俗界との間に存する紛争として表はすことは疑はるべくもない。こ
れが、尚ほ此の事實は正しいものではない。其の實際的弁別は最後
の審判 *last judgment* の時明かになるであらう。そしてそれは其
の當時より以前のことである。一切の現世的區別は、次して適當で

ないが羊の山羊と最後に 群入する象徴に過ぎない。何れの体の分子
も体を現世的に代表すること。於て見出され且つ常に見出されるで
あらう。其は一切の要旨たる現世の利益よりも、彼れ世の利益と云
ふ廢れるものである。

Hermann Reuter は彼れ我々が *Civitas* と云ふこと政治的
なる語を用ひつゝあるとも、我々は *State* よりもむしろ *City* と云
ふ語を用ひべきだと主張する。夫は真である。共和國ノ古き概念は
都市國家より導出されしが故に、其は殆んど最も重要なるものである
ない。自介は *Civic* が國家の建設者にあらずして、都市の建設者だ
と認むることに依つて多く得る所があるかどうかを疑ふ。我々の試
し且つ掴まねばならぬことはアウガマテンは國家に就て考へたこと
で彼が若干の諸國に就いて考へたことではない。彼は *Republica* を
認めるか。

彼は二種の都市を領収することに於て、領土を獲得せんとする貪
慾の結果強き言葉を用ひる。夫れは *Nichtstehe* に対すると同様に

アウカスケンに對するものであつた。即ち权力意思 *Machthauselle* は
併發的且つ基底的なる動機と正反對なる動機の上に建てられて居
る。實に彼は正次の地理を列挙す。人間と人間の原始的關係は
何等の繼續をも有しない。家族は原始的にして神聖である。隨つて
家族の聯合は自然的である。最初の諸帝王は庶人であつた。後土即
ち羅馬法の意味に於ける絶対的領土、家長の权力、奴隷を支配する
主人——動物にあらずして人間に適用される。罪に由る。之を争小
人々は彼の奴隷制度は今や害悪であるといふ権利を有しない。奴隷
制度はその始末を罪惡に負かしてゐる。正に其は神の審判——罪と
この——である。

四

*Note — I'm over against me's neighbours and to
proceed to the hunt of such as hunts not you,
for greedy desire of rule and sovereignty, what
is this but that thievery, in a greater excess*

and quantity than ordinary? (P. 53)

神権制は人類の幼稚状態に属する政体である。最初の政治的發展
は亞細亞及び南阿非利加に起つた。此處に國家が神権制の國家とし
て存在する。人間の幼年期即ち未だ智識の熟れない時代に於ては、
神的存在及び自然の神秘力による認識は至極活潑である。而して人
間の生活及び教育に及ぼす神若くは自然の感化はそれ以前の狀態よ
りも更に直接的であり、且り有力なるものである。凡てが古語及び
神話は一何若しくはそれ以上の神と人間と接觸保てるものとして表
はすのである。希臘人種の發生状態に因するプラトンが説話は凡そ
る初期の人々の思考に一致する。彼は弱き當時の眞能なる人々を追
憶して *Mythos* が人間にあらずして思慮の横行即ち善悪なる存在と
神聖なる本元としての位置を如何にして有せしかを語る。プラトンは
は彼自ら此の神権政治的梳念に依つてゐた。而かも彼の國家論に於
て、彼は人々を以て再び支配に及び旧く思考に還元せしむる術計と

五

使用しよ。

六

國家首長としての神人が悪魔に關する此の思考には、僧侶の有刀なる感化が包含されてゐた。而して彼等僧侶は神の奉仕に拘じ、且つ聖り神の意旨と戸命とを了解し得た有為の人同である。夫れ改斯る人々の中、僧侶は最高の位を有する。或の人々の中には、僧侶は一相若くはそれ以上神の名に於て直接に支配をすま。また他の帝王の中には國家の最高位を占めて居るものがあるけれども、彼等は神の代表者として且つ模範として支配するのみである。而して彼等は自ら高位の僧侶であるが然らば、僧侶階級の勢力と管理の下にある。前者は純粹なる僧侶國家、後者は制限的僧侶國家 *Reinwand Gebrochen Pricatoratalem* と稱はれて居る。後者は純粹僧侶階級より君主制に行くへは過渡的状態を形成する。純粹の僧侶的國家はメロエに於けるエシオピア人の國家であつた。其処では僧侶階級が最高の階級であつた。彼等は夫れを自ら自身で或る最善のものとして名づけた。而して是等に関する莊嚴なる儀式に於て、神は一仙

りの人間を導ふのである。そこで人々は直に神聖なる受任者に服従し、以てその人を神の代表者として到る所て朱辭を受けたる。而して嚴格なる儀式に依り、其の首長は彼一切の行動を命せられ且つ一刻の猶予もなく自由の決定に及んだのである。されど僧侶の生活は、一も、全く確實ではなかつた。即ち若し彼が神の意に逆したといふことが僧侶達に発見されたならば、彼等の首長に對して僧侶の使を遣はしめらるゝのである。

混成僧侶的國家に關しては我々はその例と埃及に於て見るのである。一般の傳説に従へば、神は元來直接に支配を行つた。以後幾百年間は、人間の王者が現はれた。然し彼等は神としてか、神の降臨者として看做されてゐた。而して彼等の權力は神法に依り嚴格なる儀式に依り、また最高僧侶階級によつて制限されてゐた。神の法令は帝王も自分の食物を自由に採採し得ずして、其の節制的食物が終始定められてゐた程。細目に亘り規則附けられてゐた。蓋し僧侶達は帝王に對し、一生涯其の目を見せしめて帝王の死後莊嚴なる公判

七

を罰き以て判決を示すのである。而して子孫を栄誉下界に於ける魂の報酬且つ果ては彼の後裔までも此の審判に懸つたこと、このことな眞実である。

埃及人は死後や生命を強く思念したが故に、此の上にもなく冥府にて、死体を腐敗せざるやうに保存し、其を惜しめざるなく裝飾し且つ其の報酬として有ゆる生活の必要品を蔵せる宮殿を建てしやうとしたのである。夫改如何なる希望も恐怖も此の審判に頼らねばならなかつたし又如何なる怖れも神の権力も僧侶に委譲されてゐたことは明かである。

旧印度の國家は埃及の國家に類似してゐた。而して其も亦大體に於て神权的であつた。階級順に於ては、帝王は婆羅門の下位に在つた。婆羅門は若し自分かあが娘を結婚せしめんが爲めに帝王に與へるならば、自分も娘も一段下級なものになると考へたやうである。然し王者の威嚴は高きものとされてゐたから、一定の神格が彼に與へられてゐた。マヌの法典に於ては、帝王の五体は世界を護る八個

の神聖なる守護者の中に生せし要素より構成される純潔にして且つ神聖なるものである。我々が蘇々たる太陽を、遠く見てゐることを得ないやうに帝王は此の世へ降臨したのである。如何なる人も帝王を勿體なる^者として尊敬し又彼と一佃の單純なる人間として論しなは、それは偉大なる神聖力が帝王の内に宿つて居るからである。

印度の帝王は去て僧侶に拘束されてゐた。彼はその即位するに當つて僧侶により神聖化せられねばならなかつた。帝王は一切の事務に於いて七人乃至八人の僧侶の勸告を受けねばならなかつた。而してその僧侶は凡人と婆羅門であつたのである。帝王は最も嚴格なる儀式によつて行動せねばならなかつた。而かもマヌの法典は帝王に対しその責任を最も嚴正なる條文を以て規定してゐた。而してその條文は帝王の責任を非常に確實に規定してはゐなかつた。而して不正を以て國民を圧迫する悪かな王侯ハ王國も生命も彼の家族も大小に至るのである。

マリーヤ系の印度の國は前者よりも更に自由であつた。王者の狀

最と権力とは、ソリエ及び埃及の如く此取的不活潑なる國家に於ける
 よりも、更に十分の裁量と^{遂げ}た。然し自身はすべてに於ては嚴重な
 る政制を僧侶の掌中に在る大なる特権とを發見するものである。
 彼等は國家の智的生活を悉く支配し且つ豊富にも現世的利益を共へ
 られてゐる。埃及に於ては、僧侶は國工の三介の一を稱してゐた。
 印度の法律に従はば、帝王は飢餓の爲めに死に於けて居つても、經
 典に精通せる波羅門より課税を徵收せず。且つ彼等を殺すことも
 するに許さぬ。不層階級は在りては無視されてゐた。天啓、彼等
 は其の苦しみ運命を幸福にせんがために、何人の發展を期待するこ
 とは出来なかつた。埃及の農夫は僧侶帝王軍人達の財產を増強した
 一佃の單純なる農奴であつた。彼等は生れながらして自分ノ職業に
 従ふ^{その仕事}。農業者の職工は帝に專横なる税制に従はねばならなかつた。
 夫改彼等は政治的の制度に於て、何等の能動的職業をも有しなかつた。
 一切種の強制的労働は農業者の諸國に於ては普通である。
 幾百年間、此の神権政治の性質は亞細亞の諸國に於て勢力を延ば

した、而して其は依然として東洋の帝國に於て明かである。一級支
 配者が大なる領土を征服し、其の権力を増進した時、僧侶の意
 思は影を落めて背地の中、追止められた。然るに支配者とは彼等
 自ら神々となり、且つ舊き形式には非ざると、國家ノ神权的性質が
 維持されるやうになつたと云ふ事は事實である。最初支配者は個人
 に於ける神である。帝王と國家とは神の區域であつた。次に支配は
 漸次僧侶の手に移入した。斯く僧侶階級によつて爲されし支配は、
 後に軍人階級によつてなされ、更に軍人階級に在る帝王によりて爲
 された。結局事實は神として崇められた。そこで超人間的專制政府
 が生じた。是れは波斯帝國に於ける場合である。後者に於ける場合
 は、モハメッド^{帝國}の帝王の支配及び支配皇帝の支配の如きである。
 西曆紀元前一千年頃、イランのガイタスバ王の時々に予言者とし
 て現はれた Zoroaster は僧侶帝王と自称した。而して波斯の祇魯
 Zend-Avesta に於て彼は印度に於けるが如く、軍人に非ずして僧
 侶階級（法律と神とに關して精通する）に在る帝王の位置を有して

また、全ての政治組織は宗教的であつた。大政、法律と道徳との向
に存する區別がなかつた。喜ぶものと悲しむものとの見え
たる世界は常に人道と明かなる世界と不測の關係を有するものと
看做されてゐた。然るに帝王が波斯に於て僧侶階級と別に現はれた
と云ふ、國家は益々專制政体となつた。而して波斯の道士、マ
シチ政體への勢、依然として著し、その日であつた。初期の
時代よりは遙かに進んでゐる。帝王は彼を支配者に奉じた神と同様
に一切の权力者となつた。帝王の判定は *Magus* 即ち祭司精
神の天國の宮廷を寫した此の世の模倣であつた。大政、神の榮華
が帝王に於けられた。彼は黄金の高座に座し、紫色の衣服を着飾り頭
上に王冠 *Diadem* (古の波斯王の頭飾) を戴き金の杖を手にし、輝
く空の太陽の如く内にくちを照らししてゐた。而かも他國の使節は帝
王の前に來つて小さくなつて拜伏する。其は恰も主人の前に出る奴
隸の如く、捧げた神の前に伏す禮拜者の如くである。賜物は神に奉げら
れし即ち物のやうに帝王に奉げられる。而して帝王が死んだ時は、

彼はヘルセポリスの華嚴なる靈廟へ幸ある生命を傳へ、へがために運
はれたのである。帝王は莊嚴にして嚴格なる象徴的儀式を以て其の
榮華を祝福された。然し、眞実を云へば、此の儀式は帝王を黄金の
網の如く取り巻く、意思一切の自由を撤去し、彼の大胆なる全
能性と嘲笑したるのである。
之に及して、僧侶的支配より專制政治への変遷は余蘆の明白なる
一步を印してゐる。其は僧侶が星の光で流し且つ神的なるものと運
命附けられた啓示を掃した。更に進んで其は超自然的法則によつ
て政治的生活に課せられてゐた幾多の形式をも打破したのである。
自由なる人間の意思は命令そのものが專制的であつても、其自らを公共
事業に於て表はし且つ政治状態の變化を人々が新しく不安定に注意
を與へることができた。斯の如く奇蹟なる階級制度は最上達の者、
波斯に於て打破されて了つたのである。
古代の神権制の最も著しきものはモーゼの法度に於ける猶太の神
権制であつた。其は純粹宗教の確固なる基礎の上に存立してゐた。而

かもし其の暴發は唯一神——創造者——世界の保持者たる因する判然たる信仰であつた。

病入の伴言にあつたは、帝王は其自ら神であり、ヤハブエ即ちエホヴァであつた。彼は人間の不死の主であつた。而も有為の卑劣者であつた。彼は立法者にして且つ支配者であつた。我々がモロロの法典と稱する彼の法律は神を崇拜すると看做されてゐた。モロロは寂寞なる山上で神と語つた。彼は恐怖と歎息とを以て忝しく神の意思を受け其を忠節なる夏更を以て人々に示した。雷鳴と電光とはシナイ山上に在りし神の現前を表明するものである。

全ての人々は神の神聖なる支配によつて向上した。彼等は人々に於ては人々は保護されて、神と接触するものは墜落した。ある非人として看做された。然るに今や彼等は神によりて救済された。有為の民であるといふ高き思想に充ちたのである。彼等は伝来種族として介類され、一何特殊の種族的種族を有してゐるわけだ。而も彼等は悉くエホヴァハム、イサツク及びシマコブ等の降臨者であつた。彼等

は完全僧侶の國民を形成してゐた。斯う如く彼等の支配原理は苛酷なる階級別りの原理に非ずして種族同胞の原理であつた。

神聖なる法典は黄金と重ねたる一何の箱へモロロの十誡を刻せる西高石を納めたる箱に藏められた。その向ふには二何の天使に依つて解らるる神聖なる禮拜所として築かれたる禮拜所があつた。その箱と禮拜所とは共に神の住居であつた神殿の中に在る最上聖らかなる幕と垂れて安置せられた注意周到に僧侶に依つて解られてあつた。其外で高位の僧侶はエホヴァの命令を受け、その命令を人々に通達した。モロロの兄弟、アロンの後継たる高僧は神の意思を未だの模範たると共に彼等の主の前に侍る人々の代表者であつた。特殊の時代及び批評の時代に於てエホヴァは神の怒りにされたる権力を復活し、帝王若くは人民の良心を覺醒し背反者を罰し、後悔と改心とを促し、且つ國民將來の運命を開始せんがために靈感者或は予言者を遣した。法律行政を行ふ種族の指導者たる地位に立つた裁判者エホヴァの名に於て、審判は神のものなりしとして具へ行つた。夫

故、彼等は審判するに當つて私人を重んじず、少數者並に多數者の意見等を等しく聽き、人間の外見に就ては無頓着であつた。若し、何等かの訴訟事件が起り、其が彼等に對して余りに困難であるならば、^{彼等}利未族へイスラエル民族の支配流へに由つて神の審判を乞はんとした。而して此の審判は彼等の遂行せねばならぬものであり、然らざれば彼等は死なねばならぬのである。

此の國一切の土壤は、エホウアの財産であつた。而して唯だ彼等の家族を以ては小作人として保持せられた。神の所有として認められ、あるものは土地と教会より生ずる生産物の十分の一で、其は價柄を維持せんがために神聖に供へられねばならなかつた。七年目の年は、^猶令未耕地があつても休年であつた。其は丁度七日の日本をのめたのに休日として與へられてゐた如くである。七年が七度過ぶると五十年祭が来るのであつた。そこで、土地の根本的区画が改新されるやうになつてゐた。夫故貧困の家族は自分等の土地を回復することゝあつた。然るに富者になつた人々は其の剩餘を返さねばならなかつた。

つた。猶太人は決して奴隷になり得なかつた。君レ貧困が彼等をして身と売らしめなければならぬ程に達したならば、彼等は雇はれたる僕婢として且つ職人として取扱はれたのである。而して五十年祭の年が来ると共に其の労働を解かされたのである。猶太人間の奴隷は常に世間人の血系に属してゐた。

其の後猶太人が自分達も他の國民と同様に國民と認められんことを要求した時、エホウアは彼等の審判者サミエルの口を通して、^{彼等}の罪を承認した。然レエホウアは彼等を慰めて曰く、「汝に言はんとする所のこのことに関する人々の聲に耳を傾けよ。彼等は汝を拒みしに非ずして我を拒みしなり。其は我が彼等と治の御水はなれり」と、斯くて國家は純粋なる神聖制より、君主制に移行した。けれども此の君主政体は半神聖政体であり、且つ宗教的性質と猶太人の使命とに俾つて影響を受けたのである。

政體に於て、我々は旧く神聖政体の軌道を具つた力筋を及ぼすを聞くのである。カリガラが黄金の聲と電光とを兼ね持つてゐるがエロイ

として現はれ、ヘリオポリスが太陽に対し僧侶として備へられ、
 東西の音漸に在るハスラハ皇帝の牧師を崇るべく山人に告げし時
 など全て是等は死滅せる政体の唯一の諷刺であり且つ永久性を要求
 したかつた諷刺である。然るに羅馬帝国に於ては神权政治の遺物が
 ある。例へば正代の皇帝に対する像及び寺院、彼等に共へられた
 るゲユウスといふ名称及びビカンチンの宮廷などに於て、ある
 中世紀時代に於ては僧侶の勢力は常に神权政体の理論に捧けられ
 且つ基督教の國家に対ししては神权制の色彩が施されつゝあつた。是
 れは俗界に於ては共に明かであつた。尤も其は後者に於て、より多
 く明かに現はれてゐること自然の趨である。例へば皇帝雖も僧侶
 の聖母を受けねばならなかつた。然し神より一切の権利及び権力を
 奪つた中世紀時代に於て如何に有為の人々が在つたとは云へ、後者は
 自分皇の支配者を唯の人として看做せしう及びあつた。

Note. — The price shown by the seven Elements

*assumed the title of King of Romans; he was not
 formally Emperor until his coronation by the
 Pope, which was often delayed for some time.
 Charles V was the last Emperor who received
 this papal coronation; his successors assumed
 the imperial title on election. The Holy Roman
 Empire ended with the abdication of Francis II.
 in 1806.*

政羅巴に於ける唯一の現実的神权制は基督教會即ち僧侶の教主と
 ある。一般の君主及政府と云はば、教會に依つて常に人間的なる起原
 を想起せしめられる。中世の國家の根本的形式は神权政体といふよ
 りも、寧ろ貴族政体か或は君主政体かであつた。
 此に及して中世紀時代に起つたモハメット教團は性質に於て神权
 制的なるものと看做されなばならない。モハメット教徒は猶太人の

如く神に依つて為される直接にして且つ規則的統治を弁へないといふことは争はれぬ事實である。モハメツドはモシロの神権制と後襲しゆうとは為さなかつた。有レコトランは、神は欲するものに支配権を授け、而して國家の人格者たる首長を神の代表者として且つ臣下として取扱ふと教へる。モハメツドの後裔に於てはイスラムの政治組織の理想は高僧と帝王との分掌に非常なる關係を有して居る。モハメツドの後嗣は一つは皇帝にして且つ法王である。其必には宗教と法律、神学と法律学との間に存する明白なる區別がない。夫故、神学者は亦た法律家である。イスラム教國は基督教國が有するよりも、一般に神権制がより多く關係と有して居る。

備て、前掲モシロは、当時獨本に於て、私有財産及び其の傳業が認められてゐたのに、善良なる制度に依り、猶太人間に存する大なる不平等を妨遏せんとする彼の努力を我々が明かに知り得るを以て實に一位の社会主義者であつた。ハ利未記 Leviticus 及び申命記 Deuteronomy に就いて見るに我々は利未記に於て、道理ある平等

を保障せんがために設けられたる土地所有の制度及び猶太人をして終生土地所有の権利を有する能はしむることより、彼等と被治せんとして画されたる彼の五十年祭 (Jubilee) の如く顯著なる制度の存するを現出するの如し。また更に今記に於て、我々は正直なる債務者として法律は護る寛裕にして、之がため、善良なる破産法の目的は救済ありしめられた。更に彼は貧乏を救済せんがため、將來の制度を設けた。若しかかる制度を設けることを以て社会主義の一般的政策であるとするならば、モシロは真に之を實行した人である。而して彼は高利貸なるものと害悪の可能性として予見し、彼として同胞の貧困に就いて悪行を振舞ひ、悪手を實行せしめしめらるるに警戒した。

之に由つて我々は彼が人類の平等を目的としたると其の平等と最も確實に道徳的に保障するには何等に依らぬならぬと主張したことを知るのである。

We find equality aimed at, and fraternity every-
where in outlined as the great moral govern-
the of equality. (Mordant's Socialism New and
Old. p. 31)

然し今この社会主義の本質である。此之其の根本的制度に於て
是れ法律の神聖を保護する下に体现された国家社会主義 State Social-
ism 是れ社会主義である。更に其の始めに於て法律と法律の
研究を為す宗教の教化を具してゐる。其は社会主義である。而して
此の制度の著しく近世社会主義と異なる所は、前者は入り同
首尾よく実行されて来たのた。後者は主に目的と努力に於て存在し
たことにある。前者は制度環境法律に於て体现されたものであつた
後者はその化境を不むる精神である。一言にして尽せば、前者は既
に完成された社会主義にして、後者は依然として戰鬥状態に在つ
て其の実行性と利益とを説明せしむるものである。

正に Jewish Socialism も亦なくなりぬ、而して個人主義と人民の
不平等なる條件が主として来た。然し、モーゼの法則 Laws of Moses
は個人主義に行く、是れ変化の過程と通からしむる石の物として物
た。 It acted as a drag to make the process of change to
individualism slow. 亦不獨太の予言者は三族貴族の同胞の故
を専らし、圧迫を敢て為すことを高調した。是れ予言者は社会
主義者であつた。イカイヤは其の最も偉大なる者である。 Jewish
the greatest of Socialists 若し人間が社会進化の同一歩速に達
するものとせば、異なる時代に在りて又異なる社会現象に於て必然
的類似性を疑ふ人、或は又同一の社会的要因より同一の社会的結果
は起らざらざらんと考へる人は宜しく「貧民を虐むる人々、 these who
guide the flocks of the poor」に向するイカイヤの宣言を讀むべし
である。また他人の家屋、田圃等を保存する輩へ國王に余地なきに
正義の要求を斥け、貪者より正道を去らんとして公道を無視する法
律を公布する不正なる或る近代の階級的立法者に類似する者其、寡

婦、孤児を圧迫する人々——猶太人の情操を以て觀れば、極悪なる、に因する此の宣言と競むべきである。事實社会上及び道德上の悪弊が斯くの如く類似し、其の原因と皆斯くの如く同一である。イブイヤの言葉は正に現存社會制度の悪弊を最も巧みに記述したものと謂つて可い。彼の政治とは何であつたか、我々にとつては實に著しきものにして且つ意味あるものである。當時其の國家の破壊を意味せしめて人民の道德的再生があつた。 *If we come to the New Testament, the Socialism in the Gospels - sometimes going even to the extreme of Communism - is manifest. Christ was himself the Messiah of Isaiah's prophecies only that this mission is conceived somewhat differently from Isaiah's Prophecies, to which frequent reference is made. (Ibid. P. 25)*

神は個人を自由と教養する。平等に個人が己自らを治むべき権利を個人に賦與した。ここに、神が、人間の上に人間を治らす。人間

の下に人間を治りなかつた理由が在る。サリとして神の法度——宗教の教義が若し人心を支配するものとすれば、其處には既に神の政府が行はれてゐるのである。而してそれは人間に平等なる發來を要求する。

そこで、個人は自らの主となり昔時イスラエルの野に牧主なみに當つて、人々其の是なりとする所を行ふて遺囑を承りし如く、個人は束縛されず己れの欲する所に従ふことが出来る。 *Max Stirner* が曰ふ如く神は己自らのために我々へする自我主義を自らから人間個人が我々に奉仕することに神は決して反対し得ず。ましてこの神の意によつて行動をなす教會が之を妨害するの矛盾をなす得ない。教會は元來其の存立を可能ならしむるに物質的基礎をも累す。現在の教會はと學く重んじ、社會的競争の際には権威の存在を擁護したとは云へ。僧侶が往々コンミニスムを口にするに當り、ことを黙認したものは事實である。

蓋し教會は寛容の精を以て私有財產制と共產制とを対立せしめ、

又救祖の遺言を体して貧富両者は平等に昇降しやうとした。但し、
 富者が神恩を蒙り安んずるを得るは、頗る貧者より多大なるが故に教会
 は富者として之に酬ゆるがために、應分の俸料を納りしやう、其の一部
 を貧者の救助に充てたのである。保レ今や神前で日流罪者のために
 審判の刑が鳴り響いてをる。

第十講 社會的國家概念

村 瀬 武 比 古

全体社會を意味する所の *Société*、或は *Société générale* と國家
 即ち政治的社會とが同一視されるならば、社會學即ち政治學、政治
 學即ち社會學と考へられるが知れない。

保レ、作用的機別として近代文明の第一原理より之を考察する
 とせば、如何にしても此の同一視を許し得ないものである。若し政治
 的社會の内部に於て *au sein d'une société politique* を教の個人
 が他の人々と異なる觀念、利害、感情、職業等々共通に有するに至り
 此の類似の影響に依り振舞が惹起せしめられ、相互の相互作用し、相
 結合し以て一定の型体を有する集團を成し、一般社會の内部に *au sein d'une société générale* 形成するに至る事欲く可からざる

済であつても、此の全一統は決して全き條件を具備する科学的論拠の下に為されざるを考へることは出来まい。斯くて他方に於て、所謂全体社会の中に政治的社会即ち国家としての社会と係立して存在すると認められるのであるが、これを若し純固の立場よりするに研究態度とするならば、其自ら何の矛盾も無い等であるけれども、其の性質が全一であるとそのことに依つて、社会と国家と全一統することは全く爰に不便宜なる理念を来すのである。

之れに因して Thomas Paine は用木なる區別を物したへ拙著政治哲学の諸問題中、Paine の「人間の権利」(参照)。

次いで Bentham も亦これを為した。Kant も亦国家と社会とを明確に區別するに至つたが彼の States rechtlich と civilis との中間的存在なる gesellschaftliche Zustand は亦明確ではなかつた。Kant に依つて市民社会 bürgerliche Gesellschaft に於ては個人の利益 das Interesse der Einzelnen が其の恒久的的なるが、法の實現を要求することが多く、道德の實現が少くない。彼

つて意思の交錯が多く自由の實現が少い。この不完全なる所を補ふ法と道德との理想的絶對的合一を觀し、それが国家である。保し、該の先驗的論究に頼らずして、事實的説明に就くものが社会的(將に経済的)概念構成の國家である。

一

最初に政治問題に接近せる社会学的方法の一定諸概念を明かたすることが必要のやうに思はれる。而して其の政治問題は、如何に確實に社会学の系に於ける切實なる状態を認むるとも、社会学的研究の現在の状態を記述的なるものとして感はしつゝある。T. W. Paine は其の著「政治科学入門」(Introduction to political Science) に於て、社会学的方法は國家を先づ社会的有機体として、其の構成部を構成する人間の素質及び屬性より國家は其の素質及び屬性を推論する。斯くて社会学的方法は個人の素質は進化

に依つて説明されるといふのと同じ方法に於て、進化論を大に應用することになり、國家の生活を解説せんとする。The so-called sociological method considers the state primarily as a social organism, whose component parts are individuals, and seeks to deduce its qualities and attributes from the qualities and attributes of men composing it. It seeks to interpret the life of the state by applying to it the theory of evolution in the same way that the growth of the individual is explained by evolution. Op. Cit. pp. 137-147. と云ふ。是れは社会学中、有機体説を奉ずる者、特に生物進化論を奉ずる学派の態度に因する卓越せる陳述である。政治学に對する彼等の貢獻は立派に H. W. Cohen に依つて概説される。また、然し Organismic School は現在殆んど重要ならざるもの及び

参照 Organismic theories of the State. P.P. 115-20.

Cf. also Trinne. Die Auffassung der Gesellschaft als Organismus.

確に社会学的教義に因する学説の最も古きものを我はの人として居る。而して生物学的見地より、社会学の向題に接近せる大等の学者こそす。殆んど全く部分的には虚説として根本的には無益なる生物学的比喩の術語学を引用しなかつた。

「均場内の政治科学」 Political Science in the Councils に因する立派な暗示的なる一論文に於て Charles F. Beard は自國に於ける政治科学が常に法律家の末裔を蒙つて来たことにか事實に對する注意を喚起した後、同様に社会学は一方は法に於て、國政の政策的態度に於て、また地方に於て、商業的工業の等しい、進歩する組織にも飲水すして殆んど政治的性質の懸隔せず又後述しなかつた。昔情を云ふ、又、其の分類はこれを情欲の疎離たる曠野の物産ふに選みおろすと主張する。 The New Republic. Nov. 1917.

He also complains that sociology has done little to contribute or alleviate this false scientific and holds that it has merely "wandered around in the dim darkness of classified emotions touching neither the substantial borders of the state, on the one hand, nor equally tangible structures of commerce and industry, on the other." 此の説明は社会学の理論の the field-substance の及ぶ態及び典型時代の或る社会学者の最初の見地に都合よく適用されるかも知れない。然し、其は此の範囲に於ける社会学の完成の後体中最も不全なる叙述である。此の著者と読んで行くと、ハーバートの社会学の何れか或る模範的なる意見は寧ろ余りに不可解になりす。政治科学に於て、彼の彼の仲間が自由主義及び政治理論に於ける新時代の先駆者として挙がる所の多くは大部分では無いとは云へ

(*Bentley's Process of Government*, *Michael's Political Principles*, *Oppenheimer's state*, *Wallas' Human Nature in*

Politics, *The Great Society and Our Human Heritage*, *Dejy's Preface to Politics*) 社会学の産物として表明されるが又最近二十五年前の社会学的概念及方法を承認することに依りて重なり可成ならしめられるかの何れかである。

二

特殊の国家論を方式的に為した最初の社会学者は生物学的將と有機的比喩を広汎に採用する人であった。政治的環境に存する大なる差異に於て、彼等は更に国家の現象的性質及び公衆に關する意見の著しい差異を認めた。 *Schiffel's* — *Gedanken über die Sozialwissenschaft des Zukunfts*, esp. *Vol.* pp. 81-92. 116-9. 186-8. *Schiffel* — *Bas und deren Soz. Soz. Soz. Köpfer*, *Vol.* 1. pp. 170-5. *Vol.* 1. pp. 427-591. *Worms* — *Organisme et société*, pp. 37. 著

國家を社会の幸福増進の分掌以外に國家の权力に何等の制限をも有せざる頭腦若しくは社会組織を管理し指導する系統と考へた。社会若しくは國家が、より多く高微に発達すればする程期待される社会法的及び相利的ならんとする國家の活動量は、より多く偉大になるのである。Hansellie は心理学的概念を序説し、國家と社会組織の前途との間に存する完全なる比喩を否定し乍ら、國家の重要性を社会の直接機成として拡大することに於て Schellingfeld、Schöppke、Norms 等と同様の地位に在る。Spencer は國家を個人的有機体と於ける頭腦と同様なるものと信じた。然し、彼は此の前提より、國家の分掌と尊嚴とを認むるが如き全然異なる論議を推定した。其の統制的且つ指導的活動は個人にとつて、個人の性質及び行為の効果を保障する消極的調整に限られてゐた……一言すれば外敵に対して準備し、又

参照 Principles of Sociology, Vol. 1, 1. pt. 11.
man versus the state, P. p. 401. — 11.

Principles of Ethics P. 1. 11.

同胞を民に依る操奪と私奪とより、適人かたのである。最後の Novicow の著 (des luttes entre Sociétés Humaines) p. p. 335, 335, 404, 604) に於いて、人は生物學派に依つて支持しんし最も極端なる個人主義的地位を現出す。彼は國家は夫れ社会意識の首魁に非ずして、社会に於ける國家の地位は智識的貴族制として劃然と分つてゐると論議する。He contends that the State is in no sense the brain of the social organism, but that position is actually to be assigned to the intellectual aristocracy. 若し然らば、然らば合法的國家は legitimate state activity に於ける Spencer の所論より一歩より多く被立つてゐる。

生物学的國家論及び心理学的國家論の間に介在する地位は Gierke
 及び Mehlhorn に於つて支持されてゐる。而して、後者の見地は
 Huggin, Knaebel 及び Klugau 等に依つて介在されてゐるのである。
 此の地位の建設者は故この法律家 Johannes Mehlhorn にして彼
 は十六世紀の末葉に當りて筆を執り初めた。選挙権を有する集團の
 政治政治に關する彼の國家論は近代の解説者 Otto Gierke に依りて
 認められた。彼の *Genossenschaftslehre* に於て、而して其は有者
 なる英國の丁税家にして法律家たる W. Mehlhorn に依りて保証は
 れ且つ明かになされた。簡単に云へば、國家は個人々々の集合にあらずし
 て、集團の集合であるとし、其の政義である。 *The doctrine*
is that the State is not a Collection of individuals
but an aggregation of groups. 是等の集團は順次の個人々の

復者であるのみならず、一定の目的を果さんとする個人の組合であ
 る。随つて目的を有する集團として、大等な虚構的人格でなく、実
 際的人格と所有する心理的有機体である。國家は之等集團相
 互及び大等の全集團と國家との關係を調整する目的のために社會の
 一般政治的組合として存在する。集團の實在性及び意義に關する此
 の教義の有力なる主張者は *Ernst Rastker* の如く學者輩の地位と
 り、遙かに國家の位置及び意義に關する解説をなす、彼の國家に
 於て、アリストテレスに基礎をおくヘーゲル派の解説を述べてゐる。而
 して彼は一切の國家を極端なる多元主義者及び聯合主義者に別つて
 解説せんとする。

参考文献

Althusius, Politien methodice Digesta;
Gierke, Das Genossenschaftsrecht und seine
verfassungsgeschichte; Mehlhorn, Introduction
to Gierke's political theories of the middle

Age; also collected Papers, Vol. III, 210.,
Figgis, Churches in the Modern State;
Lasker, Studies in the Problem of Sovereignty;
Bunpuit, Law in the Modern State.

備考

Let us then hold together and protect the man
each other; then we find the necessary conditions
in our holding together, and in our
relates, those who hold together, a fellowship
of those who know their human dignity and
hold together as "human beings" our hold
ing together is the state. M. Stinner's
Ego and his Own. p. 28)

真に自我を有する人間の集団としての國家を望む。而し

て其の自我は恒に現世的自我であらねばならぬ……
Ibid. . . P. 237.

四

國家の性質論の代表者は後代の組織的社会学者の中に現出される。
先づ之を挙げれば Max Weber, Giddings, Hobhouse の如き学者にして
彼等は広汎なる國家活動の正しい説明をなす人とする意見の主張者
である。之等の人々の中、最も著しき者はワウードであるが、これ
ない。而して彼の國家の有名なる概念は次の如くである。

我々は、國家はその起源に於て、創成物なるも、其の方法に於
いて終局的目的を示すものなることを知る。即ちそれは唯だ一個の
巨的、分業、終た使命を有し、何れも社会の幸福を確保せんが爲
である。その作用の様式は個人の非社会的行為を防止せんとする
にある。之をなすことに於て、其は非社会的ならざる限り、人類

活動の自由を増進する。それは國家は道德的將來倫理的である。大凡何れの行動は必然的に倫理的であらねばならぬ。また自然的産物たるべき。國家は広義に於て代表的であらねばならぬ。其の点に於ては、國家は國家を代表せんとする社会の如く常に善である。斯くと述かに社会の厂又に於て、國家は人類を這歩せしめる彼目を殆んど果すかつた。けれども、其は國家の内に於て、また國家の保護の下に進む一切の社会的産物的、藝術的、文藝的、科学的活動と可能ならしむる全べての偉業の條件と常になつてゐる。國家は他の如何なる人類制度にも比較し得ない、初めも全べての見地に於て、國家の一切の人類制度中、最も重要なものである。

四。

We thus see that the state, though genetic in its origin, is teleic in its method; that it has but one purpose, function, or mission, that of securing the

welfare of society; that its mode of operation is that of preventing the anti-social action of individuals; that in doing this it increases the freedom of human action as long as it is not anti-social; that the state is therefore essentially moral and ethical; that its own acts must necessarily be ethical; that being a natural product, it must in a large sense be representative; that in point of fact it is always as good as society will permit to be; that while thus far in the history of society the state has rarely performed acts that tend to advance mankind, it has always been the condition to all achievement, making possible all the social, industrial, artistic, literary and scientific activities that go on within the state and its protection.

There is in other human institutions with which the state can be compared, and get in view of all this, it is the most important of all human institutions. . . . (Pure Sociology. P. 555)

Giddings はワットドの如く熱狂的ではないが、其の最善の宗教

註 熱狂的とは *dithyrambic* にしく、神頌歌的なること
である。而して此の神頌歌は *Bachler's* の大ムを云ふ。

なるものにて、斯く曰ふ。主なる目的を有する一般社会組織が、
国家である。大ムに由つて、社会的心意は統一的社会を支配し、目
的を有する小社会一切に対する形式及び本分を規定し、以て社会組
織を形作る。一切の活動及び比率を同一にするとき、国家は其の全
べての臣民として、*Aristotle* が云ひし如く、「完善なる自己満足

の生活を営みしむる条件と支持する。

The chief purposive organization of civil society is the state, through which the social mind dominates the integral community, prescribes forms and obligations to all minor purposive associations, and shapes the social composition. Coordinating all activities and relations, the state maintains conditions under which all its subjects may live, as Aristotle said, "a perfect and self-sufficing life" (Descriptive and Historical Sociology. P. 509. also The Responsible State, chap. 11-14)

Statehouse は社会改良のために国家活動を説く著者なる主張者にして又世界戦争以前英國自由党の主なる社会学者であつたが、彼は国家に対する神秘的絶対的屬性を要求する形而上学的国家論を述べ

て承認しないといふことを注意深く示さんとする。
彼に従ふは、

國家は大世界の教會を含まざる一箇の人類組合にして全べての組合中最大なるものである。國家は國家に道徳より高級なるものを與へ、將に法律より國家を解放する神秘的なる神聖及び強權を産も有しない。之を肩せんか、國家は却つて其の自らの凶性を低めるのである。國家は其の自ら時務的組織及び環境を有する一箇の組合である。而して其の具体化に於て一切の組合及び一切の個人の義務と権利の如き、國家の権利は此組織と長者の環境に關係して判断されねばならぬ。

The state is an association of human beings — with the exception of the great world churches, the great est of all associations. It has no mightier sanctity and ^{binding} rendering it superior to morality or emancipating it from the laws by which transgression brings its

own retribution in the lowering of character.

It is an association which has its own special constitution and circumstances, and in the concrete, its duties and rights, like the duties and rights of every other association and every individual, must be judged in relation to this constitution and to these circumstances. — (Necessity and Reaction, p. 207. also his metaphysical theory of the state. With this group might also be included Stein; cf. his Einführung in die Soziologie.)

五

社会学者に依り支持される國家の性質に關する説の完全なる意

見の一つは精細に *Nagendorfer* と *Smell* などに依つて論せられて居る。此の研究は國家の内に在つて、爲され行く社会進歩の現實的性質に、他の多くの分析學に比し、より多くの知識を投じてゐる。夫れはキイルケ及びメイトランドの意見を語るものである。社会は紛争する主利的集團の合衆体として考へられる。Society is viewed as conflicting interest-groups. 國家の分掌は必然的制限とこの紛争に課す。The function of the state is to impose the necessary limitations upon this conflict. 夫れ其は私争及び混沌よりも、寧ろ社会的正義及び進歩を佳する。主利的集團の紛争は社会進歩に於ける活力ある動因である。The conflict is the vital and dynamic factor. 國家は其の本義に於て之を争用及び調整の統制者である。ラケエンホーファーの主義をスマールが採用し、其の採用文より引用されたる次の簡單なる一文は明かに彼等の意見を示すものである。

Smell — General Sociology, pp. 226, 228, 233, 242, 252-53, 332-... For an elaboration of this doctrine and its application to an analysis of the American government, cf. Bentley, *The Progress of Government.*

近代國家は政治組織と經濟制度の兩者より成つてゐるが、大抵は外に然りである。國家は人間過程の全体中の小宇宙である。國家は嚴格なる全体にあらざりて一個人の過程である。——「適合性」——其は權威的個人及び集團の利益の異なるに伴ひて變化する。政治を意味する競争の制度へ政治的、宗教的、職業的、産業的、業は、國家内に於て發展する利益に按立つべく漸次に現はれ、其の考案方法である。國家不変の根本的本業は個人として、競争相互の争闘より保障する拘束力ある争闘の制限を規定する最小の定則を支持せしむることである。

國家として組織されたる市民社会は個人及び集團の二要素より成る。其の各個人は其自身に於て政治的独立の或る要素を有する。即ち各個人は他の利益と異なる利益を有すると思はる。各個人は他に拘らず、之等の利益を確定する或る程度の衝動を有する、斯くて國家は不統一を統一し、紛争を和解し、不一致を調和するものである。國家は結合の調整である。其の調整に依つて、相互の交渉力は共同作用 *Concurrent action* の或る尺度を成はす。我々は斯くて一切の利益の終極的調和作用として一般人の争闘の主要なる傾向を了解する。

我々は此の結果を社会化將た文明化と称ぶのである。ラツケエンホーアールとスマールの論する國家性與に直接干渉あるものは *Geopolitics* と *Systemheime* の理論である。後者の同意する所は根本的に多くの争闘的集團より成る。各々其の特殊利益を有する」と云ふにある。保レ彼等は國家なるものは和解的調和的要素として作用せず、

教者として多數者の経済的独占を支配し、実行せしむる強権に依る。政治的手段を提供すると主張する。グムプロウツの今此の概念を次の如く説く。

蓋し一切國家の普通の本義的性質のみが、定款に於て、抽象化されるならば、容易に一致せし得るであらう。夫れは只だ二個あるのみだからである。第一は他を支配する或る主権の確立に真に於ける一尖の制度が存在する。第二には主権は常に多數者に依つて運用される。夫れが國家は多數者を支配する少數者の組織也と認められる。一切の政治的立派の要因を概観せよ。然らざれば、結果は社会進歩なるもの次第に経済的原因に由つて為されること。ふことを証明するであらう。自然は人類の必然と情欲とに於て、道徳的組織の國家の基礎を成へざる。必要なる向の労働、親族及び種族に対する同情及び異國人に対する怖るべき嫌惡等は國家間の戦争を生ずる。僅つて、強欲と被征服との労働に由り、要成を充たすことは、其の本義に於て同一である。假令其が形式に於

て異るとも人間史上の大なる記事である。... Outline of Sociology. p.p. 118. 121, 123)

「史上一切の国家は地位または財産の区別の基礎とせる優等及び劣等の社会的集団の政体、即ち階級の国家であつたし、また現に国家である、これは国の現象が国家と、称はれぬはならぬ。然らば、社会学的概念の国家とは何ぞや、国家は全く其の創生に於て根本的に及ぶへと完全に其の存在を最初有するに至るや、其は戦北的集団の上に立つた人々の勝利の集団によつて運用される社会的制度である。其の唯一の目的は被征服者に及ぼす勝利の集団の支配を調整し、国家よりの反抗及び外圍よりの攻撃に対して自己を確保するに在る。目的論的に言へば此の支配は常に勝利者に依る被征服者よりの経済的私奔と目的とした。」

(The State p.p. 5, 15)

六

国家の性質を記述し、社会に於ける国家の地位を表示せんとする最も興味ある且つ意外なる企圖の一つはカ. M. Macneil によつて実行された。Lomax, Stein, Bodwin 等は公共社会と称せられた創生的且つ自発的社会的集団と特殊社会として定義された意識的に組織した或は目的を有する集団とを区別した。カッパースは創生

参照: Lomax, Gemeinschaft und Gesellschaft, Stein, die soziale Frage, pp. 63 ff. 114-5, 195. Bodwin, Social and Ethical Interpretations in Mental Development, p. 502.

的社会と構成の社会との区別を説明した時、たと全減なる分析を非

帯に考へた。然るに、

Industrie Sociology pp. 182 ff.

Marshelin の部分社会と職能社会との区別も亦、此の著の意見と全く無関係ではない。マックナーヴァーの分類は何かより多く

De la division du travail social pp. 118-141
158-177.

の企図を有してをるやうである。随つてその特に重要なる所以は政治的多元論の代表者 *the advocates of political pluralism* のみならず、極端なる多元的教義を拒否しなから、近代の政治的社会的生活に於て某團の重要性を承認して、彼等相互及び國家に対する関係を調整する多くの現存社会に於て現在行はれるものよりも、より

善き方法を規定するといふ必然性を極めて率直に認識する者には、背景を異へてゐるのである。彼は社会を最も理解し易き創生的なる諸と看做す。而して其は人間関係の複雑なる全体を包摂する。社会社会は自発的にして意図的なる社会生活の中心であり、又近代文明に於ける基底的、根本的、積極的且つ創造的要素である。 *The*

community is the center of spontaneous and voluntary common life, it is the basic, fundamental, positive and creative element in modern civilization. 特殊社会は或る明かなる企図を以て目的を遂行せんがために畫かれたる目的を有する組織である。國家は特殊社会の一つであるが、夫れは其の利益の範囲と組織の完成、並に政治的法律と裁判力とを行使する権力に依り、他の特殊社会と區別せしめてゐる。 *The state is an association, but it is distinguished from other associations by the scope of its interests and thoroughness of its organization, and also by its power to see poli-*

Legal Law and coercive force.

Max Weber: Community & Sociological Study. esp. pt. I.

國家は其の作用に於て元来、調整的、外部的、對極的、抑圧的であるが、其の又全社会及び他の特殊社会に對する關係は、憲法と立法とに於て正當に認められ且つ保証されてゐるならば、其は頗る積極的方法を執り得るのである。國家は他の特殊社会として、極小限り全社会の利益に奉仕せしむるまで、夫等の特殊社会を管理すべきである。

而して此の点に於いて、國家は干渉すべきでない。或は特殊社会は他の特殊社会がより多くの自由を必要とするのに、現在存するよりも、より高級なる國家統治を要求する。此の点に於ける唯一の科學的政策は、实用的にして動的であらねばならぬ。此の如き研究は政治的理論と實際との將來に於て意義あるものと思はれるから、マ

ツクキーガー學說の重要部分を更に掲げようと思ふ。

國家を以て全社会の限界とし、他のあらゆる特殊社会を國家の要素と考へる學說は近代國家の全進化と矛盾するものである。現在では、廣くの面に於て奇異にも主張される此の學說が現在の事實に及ぶことを示せば、是るのであらう。爰では、國家は何であるべきか又何を包含すべきかを試みるのでなく、國家が實際存在してゐること及び包含するものを論ずるのである。斯う考へると國家なるものが全社会と境界を全うするものである。又同意義のものでもないことは可成明瞭になる。一切の國家は嚴然たる領土の限界を有してゐるが、逆せ世界は他々の國家に分割してゐる、而かも多くの孤立的社会に分割されてゐるのではない。私道は全社会が程度の向點であること、兼淡殊々なる社会的相互關係の網状にして其の常に新に編まれてゆく織維によつて人間を國々や大陸を横切つて人間に結合させることを既に知つて居る。然るに國家は全社会と合しからずして、排他的にして且つ決定的

である。

一個の國家が終る所には、今一個の國家が起る。また一個の國家が起る所には今一個の國家が終るの如き。何人も二個の國家に忠順たり無かるべし。人は二個の主人には在り得ない。人に人は、自分の感情と良心とが許す限り、幾多の社會生活に参加して可いのである。

夫故、國家は其を創造する社會と判然區別せねばならぬ。社會は根本的に内部より指導され、能動的に、自発的に、自由に入人々の制定せし法律によつて規定されたる條件の下に人同相互に干渉し、自己のために社會的統一の模範とする綱と繩子つある人々の社會生活である。然レ國家は必然的に形式的なる模範を以て、社會生活の一般的外部條件を規定し、外部的に充たされたる社會的恩恵の主なる制度を支持する。其の模範はアリストテレスの句に於て、社會組織の現實的類型に其自ら適應し得る「鉛の規則」Leadens ruleでなく、其の一般の輪郭をのみ刻り得る

曲らざる物指 an unending road に類似する。

政治的活動の限界をかく論述したのは、其の活動の測り得ざる便値を小さく観たのでないことな云、必要もない。要點は國家が社會と同等でないこと、又、政治的社會が人間の社會生活を包摂し統轄しないと云ふことである。國家は社會にあらすとして其の内に特殊の権威を有する社會である。

國家は決定的なるものにして社會生活の底層なる組織である。社會は本定的なるものにして、一切國家の一定組織を超へて普及しつ、且つ其の範圍に於て裁判される、永久の進化の体系である。國家組織はその範圍の社會に統一と限定とをよめる。原し、其は自ら本末其の一部をなせるよりも法は社會生活を分割することとせしむ。また内部に於て、其の何れの外部的行動の源として必然、社會的並に個人的に一切の生活の標榜たる自發性に代へつうとは為さないのである。社會生活は最早の實行に於ても一理論に於ても、政治生活に於て標榜され得ないし又概説するべき

でない。個人は市民に於て是れなりと云ふてはならうか。然らずんば市民の要求は其自ら累政とらう。其の本末の道徳的價値は失せるのである。「利益の近代の廣野」は市民といふ單純なる道にのみ直通するべきでない。我々が能く限り真直にたつりやうとする市民といふ主要なる道は、社会的利益の我々の道と切斷してはなるが、夫并と保合し得ないし、又保合すべきでない。

夫故、國家否な共全社会こそ「精神が其自らのために造りし世界」 *The world which the spirit has made for itself.* である。精神は、ヘーゲルの議論が決定せし如く、國家の内は其自ら孤立するものでない。却つて、文明の發育は恒々に拡大しつゝ、ある共全社会の發育、政治的に独立せる集團の限界を越へて社会的利益を実現することを意味する。社會が拡大すれば共全社会の意味が發達する。

マツクキーヴァーの理解はコールに依り、彼のギルド社会主義の著に想はれてをる政治的及び社会的理論の基礎として採用されたこと云ふことは意味がある。(Code. Social Theory pp. 25 ff. 210).

第十一講 政黨政治の實際と論理

村瀬武比古

道徳的基礎を有せざる力は動物を通して存在する自然淘汰の法則に依つて行動し、唯た己れの欲する所を強制する。而して被強制者は不満を抱き乍らも、長年月の斯る怒發のために、反抗心は左まつ力を得ず、宛も夫が当然の事とふり、癡癡の程度も漸次減少して来た。此の狀態を足場として居つたのが近代國家の前身である。此は、近代國家の前身は全く專制者の地位に在り而かも其の形式は悉く專制政体であつたと謂ひ得る。保し專制なるものが必然其の地

位を永久に存続し得ることは、経験に依らずとも、理論的に明か
になつて来た。本来、人間といふものは、他人に圧迫されることが
嫌ひである。論理的には人間は意思の自由を欲する。之を一人若く
は少数者が圧迫することは非合理的なると共に、事実さう長く続く
ものではない。僅か以前に於ても、吾等動物に於ても、各個人が自
利、將を生存を圧迫される時は、一人対一人にては弱者に敵せざる
か故に各個人は集団を構成して、其の強敵に當る。此時は最早の強
敵と雖も団体力の爲に敗北せしめられるのである。則ち人間は一方
自利を保護せんがために相互扶助をなすといふことか力かる。實に
人間は自分達を圧迫する者に対し、目的を一つにする者相集りて、
敵対的集団行動を執るのである。政治の立憲國は、宗教、帝権、父
父之に類似するものに対する被治者の集団的行動の結果であつた。
勿論、哲理論の影響する所大なりと思ふ、直覺には此の行動を通じて
おしては具體的實現を見得べくもなかつたのである。
斯くて國家は人々の権利、自由を規定することに於て、眞の國家

大。

たり得たのである。換言すれば、憲法を有することによつて國家は實
在を自別的に與ひ、以て人間的——道徳的たり得るに至つたのであ
る。

若し理想的に國家が既に正しき善徳の立法を有するならば、何に
も憲法の要も無いやうに思はれるが、一歩深く突込んで考へると、
理想的國家であつても、實法を有してならぬといふ理は全く、寧ろ
國家活動の基礎となるに於て、分業を採り入れ、其の活動の地位
を明かに区分することこそ即ち此の意味に於て己が憲法を有するこ
とこそ理想的國家の性質より多く收斂して居ると謂ひ得る。是れ
明かに專制政治の永存すべからざる所以を證したものである。此政
に近代國家は己が主権を分別せしめて、統治権の分類をなした。即
ち立法、行政、司法の三権各々の地位を明かにして、人民の権利自
由を保障しなければならなくなつた。また斯することによつて、近代
國家は自己の安定を根強くしたのである。

此の過程は殆んど何れの國家にも通するものである。

六一

マルキシズムの見地よりすれば、是れも亦、階級争闘といふ語に
 歸するかも知れない。或る点に於て、國家の進化過程といふものは、
 非常に階級争闘によりて助長されてくる。即ち君主階級と臣階級
 級との反目は永存存在して来た。民族運動は常に臣階級に對する反
 抗の表象であつた。そして、今や其の色彩は明晰の度を加へて来た。
 此の事實に依つて、立憲政治は階級制の進化を促されてくるものと認
 へる。憲法の美と叫ばれる英國を例にとつても、其の歴史は階級を
 く二の事實と物語つて居る。此故に近代國家の存在理由なる憲法は
 直接には事與人同の血を引して生れたとも考へる者も在る。其行憲
 法は何と云つても國家の理想の形式である。

此の形式に則つて、政府をなすことが立憲政治である。而して既に
 云はし如く、近世憲法は人民の權利自由を保障することに於て意味
 を有するが故に、其は恒に人民の生活を標準として運用されねばな
 らぬ。けれども、人民の行為は余り複雑にして一々憲法或は法律に
 よつて動かして得るものでなく、全、適當なる解釈に依るに過ぎない。

而して其の解釈と云つて、人間が神授と完全なものでないことは
 知れ切つて居るから、夫れに疑の存することは必然である。夫れ憲法
 の如きも國家の大命を顯示する点に於て、或は満足せぬものなる
 然るに、立憲政治は憲法運用に於いて、憲法精神を立憲し、其を權利に
 則しんとする傾向がある。此故に、何れ政治向應の勸告するや此の
 可成りと國民に訴へんとするに當り、其事實の長短短長に當り、
 ろの理由を以て、之を善法と云ふなりとし、非立憲なることを力説す
 る。或は又一方に於て之を憲法解釈上決して違法ならずと主張し、
 盡へに自覺放棄の合理性を高揚して、竟實増加に力ある。是等はすべ
 て立憲の本旨に悖れるもの、夫して國民の採らざる所である。國よ
 り立憲制所求の目的は、國民生活の福利を増進するに存して居るの
 であるが、現在此の政治形式が諸形式中最善のものを見做さるゝ
 点に於て政治的意味を有するものであるから、些くとも國民の意思が
 正しく批判の上に善なりと認むることは、強く爲すべくあつて、適
 法なるや、違法なるやを向ふべき必要は全くないのである。殊に此の

判決が自覚の利益に依つて動かさるゝに至つては立憲制も其の意義を没し去るのである。乍ら、事實は事實であつて、立憲制の現状は斯るものなりと謂ふより外はない。けし水も政治の理想は然う一期に実現するものではない。必す現実的法制を俟つて必然的に機に依り実現するのであるから、今日の現状を以て即座に政治的進化と云定するわけには行かない。政治は其等の不合理的存在に依り進化をなすことは前記した如くであるが、殊更に現代政治に於て此の事實をより多く明瞭に目撃するのである。そこで最早の人民は圧迫を承り受けて馬鹿になつてゐることか公衆なるなり、我に選つて我の存在を確立するたのには先づ第一人民其自らの権利を平等に獲得することか必要であるとし、其の出現運動は政治的形式を採つて表はれた。その結果は即ち普通選挙制の實現である。此の普通選挙に伴はて人民の政治的権利を伸張し、以て人民各他の為めのみならず國家の内部の充實を圖らんとしつゝある。是等の行動は因襲的知識に拘泥する者の眼には一見今も吾も変りなく國家を放棄する者の如

く見ゆるも、今更し活眼を向いて現代の政治的課程をみる時は、是等の思想こそ真に國家の基礎を安定にするものなることを知らうである。一度は國家の内を居住する者は、如何なる者も同は各自分の國を忘れるといふことあるべき筈はない。かの悲慘なる革命を生んだ仏蘭西にせよ、露西亞にせよ將に独乙にせよ、其の國民は決して祖國を忘れなかつた。殊にその好例は最近の露西亞に於て見る所て、彼等大抵のストラグ民族は或る一種の偉大さを以て露西亞の國運といふ意識を養ふしつゝある。而して彼等も亦自國の憲法を制定した。即ち專政より立憲に到らねばならなかつたのである。立憲制は政治の必然であつた。是れ不可抗的事實にして、強ひて誇張すれば平等を要求する神の命令でありぬはならぬ。一言すれば、神は遂に人民を逼して其の命令を行はしめたのである。

二

無憲法の國を據るへは政治的標準を有しないから、勝て専制にな
 り易い。また或る意味から云へば、斯る國は其自ら専制なることを
 叨請つてゐる。些くとも聖賢明君の專制に非ざる限り専制は悉く極
 悪なるものであらねばならぬ。余保、現代に於て、政府の本道の程
 度は專制も代議制も略々近しいものであろうかも知れない。保し既に立
 憲國は憲法政治を運用しつゝ、ある、而して憲法政治は恒に民意を標
 準としなければならぬ。之に由つて人民から其の代議員が選ばれる
 こととなる。其の中に君主派主張を全くするもの或は利益を共通
 にするものとかある。是等が代議員は自然に結合するお、之になら
 斯くて結合せし政治的集團を政黨と諒へてゐる。勿論專制政治の下
 にも政黨を存在するてありやう。けれどもそれは強盛なる意味の政黨
 ではないかも知れない。今日の政黨は立憲的議會の存在するに於て
 認められてゐる。大野政黨は立憲制の下に於てうそ眞の意味を持つ
 のである。

茲に政黨政治の必然を知ることか出来る。若し、然うてあるなら

は、立憲政治を完成ならしめんとすれば、先づ政黨を改造すへはた
 といふ理論に違する。

今日に於ては政黨を改造しなれば全く舊態政治の存在を見るの
 りである。

政黨成立の当初に於ける精神的基礎は殆んど全一である。別り國
 家の文化を對象とすることに於て政黨は哲學的意味を有つてゐる
 か、一面に於て、政黨を物質的基礎——科學的基礎なくしては存在
 しないのであるから、如何にもして此の物質的基礎の堅実を期せよ
 るを得なくならざるべし、今云ふ如く、政黨も終局物質を對象とする
 といふことに於ては意味をなさないやうであるから、必ず精神文化を
 對象とすることに於て其の意味を認めねばならぬ。此の精神文化の
 発展を最完全に促し得る政体中最善なるものは該う立憲制であるど
 考へられてゐる。されば、政黨は立憲制の下に前掲の認定的存在
 なるのみならず、其の意義を有つたに至るのである。けれども、一度
 の内部に考へて、其の政黨構成の過程を終すれば、大半物質的衝

黨員の増減をなす場合に當て後められる、更に各政黨員が、其の増
加に焦つてゐるのは、些くとも政界の伸長を求むるといふ教訓を目
撃すれば、A政界の黨員増加は党勢を増すことなりと黨員自ら認め
てゐるの事ならず、一般人士も認め居る所から三角形の最大辺が
中心、内心、重心の地位を左右するやうに、其の政治、法律、修養
其の他小形の社会的中心を支配すると云ふ得る。されどこの与へら
れる不平等な三角形の三辺が如何に増減をなせばとて、其の面積は
毫も増減しない。則ち三政黨員の増減があつて、此等三政界なる三
角形が形作る三角形内の政治は何時も一所謂其の名は立憲政治で
ある。またその水は創造のない角度を保つてゐる。若し其等政治の存
在を認め、政治思想の方向を大丈せんとするならば、斯の三角形
に内接する圓を政治思想と仮定し、大辺に接する點を通つて大辺に
垂直なる線が方向を以て次すべしである。即ちその内接圓の中心は
政治思想の中心と見ることも出来、接點を通過して大辺に垂直なる
線は無限に抽かれ民主制といふ同心圓の政治的中心と賢くのである。

又小が、政界政治の内面的に充実して行く方向とも考へらる。
政界は優良なる眞的存在たることに於て政界政治の第一原理を確
立し得る。其必て自分な「政界は眞的存在たるへし」との命題を確
立せんとするものである。誰か「政界の眞は多く且つ重なりが其の
意味の味が悪い」と曰つたのはイブセンがノールウエーの議會を
評して「大と稱との良合場」と曰つたやうなもので、如何に眞的存在
を不安定されてゐるか不理解される。殊に此の眞的存在の重要なる
位置を占むるものは倫理性であらねばならぬ。
次に信率である。政治の作用的方面より云へば、政治の論理的
判断に對して其の生産的想像力が主体となり價值といふ如き対象の
方から見れば、純論理的対象に對して純数学的対象が其の主体とな
るのである。従つて政界政治の準則といふ概念よりすれば、政治に
對して政界は主体である。立憲政治の概念よりすれば、政治に對し
て、現今は國民が主体だと云はれる。然し政界と國民といふ要
素の存在することが之等の政治を規定する唯一の理由である。而も

此の理由に依つて恒に是等の政治が一切の政治中最も完全なる形式であるといふ証明になるか否かは島嶼考へものである。成程上トトであるが、他の關係か如何に變化したとて、是等の要素の存在するは、立憲政治は立憲政治として許しておくことは妥當でありうか、其も真理であるが、今や普通選挙實現に對する声は高い、而して其は國民の一般投票になるといふ理由の下に立憲政治第一歩とされてさる。然うなるは何時も優良なる質の代議士が送れられると成つてさるが、若し独立の生計を営む者といふ規定を除く果ては日本臣民たるの理由に依り、納税し得ざる青年をも、之に加へて一般選挙を行ふとも、國民が官憲の手を煩はして金銭的買収策の其の他り不法行為に對する監督をして買収はなまらうないやうに成つてさるならば、普通選挙の弊は前日より烈しくなるであらう。其の能系、眞實の代議士を出し、其の質と量とは極度の逆比例をなすに到るのてある。若し普通選挙によつて参院せる教訓の政壇の間に、論争が勃發し、大政党は例に依つて随分多数の衆議に悉く勝利を得

たとするならば、斯る場合にも國民は挙つて其の勝利の政壇の行動を全國國民の意思に成るものなりとして、承承承認して来たものか、何れの國に在るか文字通り代表者の形成する一切の党派が國民の意思の上に確実なる存立を有して居るならば、山々といふ干渉に於てその黨員を有する党派は了の黨員を有する党派よりも、より多く國民の意思を代表すると言はぬやう、何れとも、事實に於て、凡なるものは正當國民の意思を代表せずして無批判なる一部國民の代表國民の意思のためならすして自利のために盲目的選挙を行つた者天の利那的意の代表——を承承に認めない、さなすだに、立憲政治に於ける政壇と國民との關係が立憲的に完全に成立するかたのためには政壇の中心（意思）と國民の中心とが同一線上にあらぬはならぬ、即ち兩者の中心は一直線となすことが必要にして且つ十分なる條件である。然るに、現在政壇は斯う一直線上に其の中心をおかす別別に斯う直線外に一何の曲を形成し、極めて薄弱なる統制的中心を有すると共に、何別のなる中心を幾多形成してさる。而して斯く、

中心と中心との干渉は、自利と自利との唯一の媒介に依つて疎結合されてゐるに過ぎない。故に現在政黨は結合体にあらずして集合体である、と謂ふ得る。

此故に政黨の分子は他黨に移動し、或は別に一四の分裂体を形成する。斯の如きは政黨に意思即ち人格の第一原理が存在することを確証するのてあらうが、一面に於て又純粹なる結合の法則が働いてゐないとも考へられる。是れは、先頃の普通選挙問題によつて明白に表示された。政黨の分子が互に政治に直接干渉してゐる場合には結合の法則が働いてゐるとしても政治に對する反動が働いてゐない、夫れには是等分子が個別的原理を執して、時間内に基き込まれ、漸次に空同界に立つて此の政治的事象を観察しないからである。大故、政黨の第一要素なる結合を実現せんとすれば、先づ私的立場を捨てぬはならぬ。私的立場合より公の場合に移り行くことは結合の法則其自ら意識されるのみならず、夫れが現実に具體化するものであり、斯して政黨が一四の純粹結合体となる時に於てのみ、其処に政

黨即自の統一相を観ることを得る。随つて統一を欠く政黨は政治なる事実と政治的反動との内面的關係を明かにすることが出来ない。自覚がないのである。

されど、丁史哲學上より見れば政黨の結合は一四の政治的自覺の体系と考へることが出来る。自覺的体系が自己を限定した時、其が幾何学的点であるやうに政治的自覺の体系が自己を限定する時、即ち公的なる立場に於て——文化的主義政綱の下に結合する時、其が政黨である。随つてこの政黨はC政黨である。A政黨はA政黨である。B政黨はB政黨であるといふ論理的判断が此の主義政綱といふ一種の自己限定性の下に成り立つのである。是等は實に國家の政治的生活内に現はれる点である。而して是等の点は政治的自覺の体系即ち自の狀態であるから、是等は性質的といふことが出来る。自覺的結合に於ては *Sollen* が *sein* であり *sein* が *Sollen* であるから、一四の限定は其の中に其自體の發展方向を包含してゐる。之れと全く相反し、主義政綱によつて、政黨存在の差別性、両黨存在独自の意義

を、より多く明かにするに即ち自己限定は各政党の進み行く方向を
 合入てると考へることが出来る。是れが政党の理性的道程となる。
 日本の政治を政党政治と考へ、三政党を三個の限定と考へるならば、
Three parties are not on a straight line, limit a plan. 一直
 線上に在らざる三点は一平面を定むといふやうに如上三個の限定は
 現代政治の平面を定むといふことが出来る。而して是等みなす三角
 形の中心が政治的自黨の体系に對して参加を要求し得ると謂ひ得
 る。然れど現在政党は四ともつかず、角形ともつかず、中心も四心
 も外心も有してゐない。唯だ重心があるやうに見えても、夫れを軍
 に外的條件に依つて定められたもので、例へば、自然的法則の下に
 引力が唯だ非人間的に均等を保たれて出来上つた一種の接線点とい
 ふやうなものである。夫故、他の金銀といふが如く、より大なる引
 力を有する一個の物体が、或る種の法則によつて其処に現はれたる
 うは、直ちにその重心の位置が急速なる変動を来して安定を驅逐さ
 れ、各分子同の調和が破壊されて了ふ。従つて代議政治には實に怪

しける態を取はすこととなる。更に進んで是非分子と直接の關係を
 保つた政黨議會の意味が極りて怪しくなつて来る。されば、此の嫌を
 なくせんが爲めに政党は其の中心を國民の中心を通過する直線上に
 おかねばなるまい。即ち此の中心の位置によつて政黨真個の存在が
 規定されるわけである。此の中心を軸として描けるの、エス三角形の
 外接円が政黨であり政治の全局面である。而して此の外接円の最大
 弦に垂直なる線の方向が政治的進化の方向となる。此の論理的軌道
 を失する時は、無秩序の政治を來はすこととなる。

三

立憲國の一規定が政黨の存在に於て出されるといふ迄に考へられ
 又政黨其自体も國有の重要さを感し、真に全体的性質と帯んで来る
 ならば、政黨の政治的思想は正しく、一個の文化思想であり、従つて
 政黨其自体は文化的存在となるのである。若し然うであるならば、

政党は文化の使命を果さねばならぬ。斯くて政党の意義より離れな
 るのであるが、現在政党は此の使命を体せず、寧ろ之に逆行する傾
 向を呈してゐる。此の一方因り政党が感情的部分を多く包含して居
 ることである。此の感情は人間生活に現はれ来る不合理の部分を表
 現してゐる。之がたゞに感情を空散せぬならぬ。空散とは無意義
 なる時間経過の状態である。即ち感情的論争は常に正しき標準を君
 せおして、各々其の不合理なる部分を實現せんとする、不合理なる
 ものを實現せんとするは空想である。又非人道的である。そこで
 是等の性を多量に含へてゐる政党は非人道的存在となる。更に突
 つ込んで云へば、立憲政治を攪乱するものは實に政党其自りなりと
 論及し得る。

更に一步を進めて、現在政党の基礎は所有觀念であるといふこと
 が出来る。また私有觀念の体现であるとも云ふを得る。と云ふのは、
 國家は第美國家に存つ自利を標準としてゐる。而して代議士の選挙
 は各個人の永久的若しくは一時的自利と密接する干係に於て行はれ

る。今、その代議士は此の干係に於て選ばれるのだ。故に是等分子
 の結合に依つて成れる政党は、悉く自利の一分化であると言ひ得る。
 而かも此の關係を有する國民は此の干係を有せざる國民に比して一
 層少くであるならば、之等によつてなされる政治は所云少數政治と
 云はねばならぬ。普通選挙が叫ばれたのも蓋し之れかたのであらう。
 兎は云へ、政党は現在の状態に於て進み行くとせば、必ずしも議會に
 於ける多数党の專制政治を現出するであらう。而して、政党の首領は
 無冠の王者となるであらう。

之を英國の場合に當てて試みて考ふるに先だち、彼れに於て一種の政
 党政治に於ける理想の論理があるから、夫れを掲げることにする。
 英國に於て、國務大臣は議會の代表者に属するものである。夫れに
 君主は、より多し人民の代表といふ意味に於て、彼等と其の政党の
 中より選任するのである。而して夫は君主を輔弼するの意味をもつ
 てゐる。従つて彼等が夫の務の場所を就くも、形式上「然うせしめ
 られる」ことになつてゐる。されば、一度が異なる意見が政府と議

八〇
会との間に生じ、之れが因めに論争絶出するに至らば、政府は適當なる時機を計つて議會解散の舉に出で、以て政府其自らの政見を行ふのである。然るに此の議會解散を行つて、若しその結果政府党と反対党と比して前者が遂に多数なる場合は内閣は辭職を行つて、議會に於ける多数党が事實の勢力を占め、内閣は之等分子の中より選ばれたる者に依つて組織されることになる。一方に於て、上下兩院の意見を異にし、因りに論争湧出するあらば、下院の多数党に席を有する内閣の組織者は此際更新の貴族と任命すべく上院に之等兩院の和合を図るのである。斯くの如く上記二例の場合にも論争は長日月を要せずして靜定するのであるから、之を以て半程の多くは政党政治の美と看做し、其の理想を此例においてをるやうである。従つて此の讚美者は立憲國たるものは獨らく此の理想を現実化する事、即ち議會に政權を有することにより、議會政府兩者の間の關係を調和するを以て政党政體一の目的と做さんとした。

二八〇、日本の丁文納体系は、英國の夫れとは極度内容を異にし

てをるといふところには気が付くならぬ、後者の組織を以て一般を推し、悉くその組織の模範たりしむることは如何に誤謬にして淺見の至りであるかを知らに然るまで難事ではなからう。是を究むるに日本帝國の天皇が立憲君主政體の主旨に基き諸種の統治機關を設置して、所定の事項を執行せんとするに當り、帝國議會の協賛を経へたこと、憲法に規定し給ふは軍制の機關として政治の運用をなすしむるは往々にして注意の周到を欠す、爲めに過誤多く出で、動もすれば、危險状態を呈するに因るのである。迅速を以て政務の長所とすれば、唯だ一何の機關の如く、以て司政せしむることである。俾し其れを廠吏の見せまくれらるが如く、其の傾向は終始專制へ專制へと流れる徴を示してをる。其は雜事の紛争を巧く上に於ては可いからぬが、事實は極めて醜態を演じてをる。若し與人政治、徳政々君、哲人政治等の理想上より一何若しくは少数の人格者をして政治の任に當らしむることが主眼とせられども、現実に於て之等を選んば不可能であり、而かも此等の知識と技能を他の異等と比較して正確なる質と

重とを測り得へき標準を私達と持つてゐないものであるから、現在に於ては空想であり、否や却つて是等の義名政治が専制、流弊行く傾向を示すのであるかも知れない。然し文字通りの政治が存在するものとして是等の政治を理想とすることは何の不可もない。若し実現出来れば、國家全体の幸福は一層増進するへき等である。されど國民は、何時までも、之等を送ふことを以て能はずへきてない。我々人民は皆悉く是等聖哲賢徳の風骨を慕ひて彼等と全等の地位まで到達せねばならぬ。一言にして結へば、私達國民が皆哲人となることである。尤も是が理想であらうが、政治の義も此必から此を齎すると思ふ。

六條、今も云ふ通り單個の政治機關は事實上、君主輔弼の任を完全に遂行することは出来なうであるから、更に其他種々の機關と設けて輔弼を實際に意義あらしむると共に國體の政府に參與せしむるの機關と設くることは「權利への道しを同指する上に必然なるべき事業である。

されど、政治一切の事務が英國に於けるが如く、下院の意思に依つてのみ處理されるには、名は立憲政治にせよ、勢は政治的専断は一人若くは少数者の専制に代ふるに多数の専制を以てし、益々その手を拡げるやうになる。此の事實は英國の政治史が一途よく知つてゐること、思ふ。但し「プロクラシイの純粹理念は、其の定義に狭く、等しく代表されたる全へての人民による全へての人民の人民政治である。普通は考へられざるた又亦未實行されて来なうな、プロクラシイは排他的に代表される人民の單なる多数による全へての人民の政治である。前者は全市民の平等性と合意表である。後者はそれと妙な二合に限られたるが数量の多数者に對する一個の専断政治である。孰等は單り國家に於て如何なる發言も亦實際に許有してゐるやうだ。而して投票が現に採用される結果は多数者の権利が全く剥奪されて了ふのは止むを得ぬことである。

然らば、此の事實より生ずる利益の衝突は如何にすへきか、其は政體を擴張することであるか否や然らうてはない。固より政體は立憲

政治の存続する限り存在し、其の存在も必然的のもりであるが故に
此の實現方法は何かも卓見ではないが、何と云つても、真に國民の
意思を代表することには敵する。次に國民相互の利益が甚くも國家に
在つて、衝突しないやうに生活の安定を保障し政黨の行動として、
國民に普遍的に妥當せしむることである。此処には非常なる研究が
求められる。

四

我國の政黨にも善合があつた。そして此の善合も國民の爲めに爲
さ小たと云はれたことな殆んどなかつたやうに思ふ。併し、現実には
善合の必然に迫られて来る。些くとも自利の原理が動因である限り
政黨が時に分裂し、時に結合するのは致し方ない。けれども一度は
政黨を組織した以上は、其は永久の性質を帯はねばならぬ。之れな
くしては政黨を組織するといふことは全く利己的自利の爲め、集合

に過ぎないのである。立憲政治の理想よりすれば、政黨は常に主政
の下に結合されたるものであらねばならぬ。而して政黨の数は、二
個以上であらねばならぬ。政黨は相對峙するところの立憲政治の意
義を構成して行くのである。政黨は一己の人格者である。理想的に
は不可分性であり、其の眞的黨員の増減は政黨の人格發展の消長
を語るものであらねばならぬ。然るに今次現はれたるが如き合同作
用は、自利は勿論増加のためにして、一つも我が國民のためには
なつて居らぬ。自分ばかり政黨がK政黨であり、S政黨がS政黨で
ある所に、其の人格的存在を認め、其の意義を認めらるのである。或
る者は斯る合同作用を以て異となすけれども、異等のは従来傳へ
ら小たる二個の政黨存在を以て立憲政治の益多ること最大なりとし
て、數個が漸次二個に覆り行くことを懼るつのである。

乍ら、純理論的に考へると、代議士にして主義が異れは異なるた
け、政黨が存在せねばならぬ筈である。若し、合同を許せば、異
等數個の政黨は漸次数を減し、遂に生一個となることをも許容せぬ